

常総市 DX 推進計画
(第4次地域情報化計画)
(案)

令和6年
常総市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画作成の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
第2章 国・県の動向	2
1. 国の動向	2
2. 県の動向	8
3. 本市のこれまでの取組	11
第3章 市の現状の把握	15
1. 市民アンケートによる現状の把握	15
2. 「じょうそう未来創生プラン」の把握	22
3. 各課ヒアリングによる現状の把握	23
第4章 DX推進に向けた方向性と具体的な施策の展開	26
1. DX推進に向けた方向性	26
2. 具体的な施策の展開	27
第5章 推進体制	45
1. 推進体制	45
2. 職員研修	45
3. 計画の見直し	46

第Ⅰ章 計画の策定にあたって

I. 計画作成の趣旨

本市では、平成19年3月に「常総市地域情報化計画」を策定し、前計画である「第3次地域情報化計画」に至るまで、地域や行政が抱える課題を解決するために、情報技術を活用した数多くの取組を行ってきました。

今般「第4次地域情報化計画」の策定に向けて、私たちを取り巻く環境を見渡すと、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に生活様式や働き方が多様化し、社会全体がデジタル化に向けて大きく変革してきています。

その一方で、行政手続などにおいては、デジタル化の遅れが顕著になり、国では令和2年に「自治体DX推進計画」を策定し、令和4年には「デジタル田園都市国家構想基本方針」を示すなど、行政分野におけるデジタル化及びDX化の推進を、積極的に行う方向へ大きく舵を切っています。

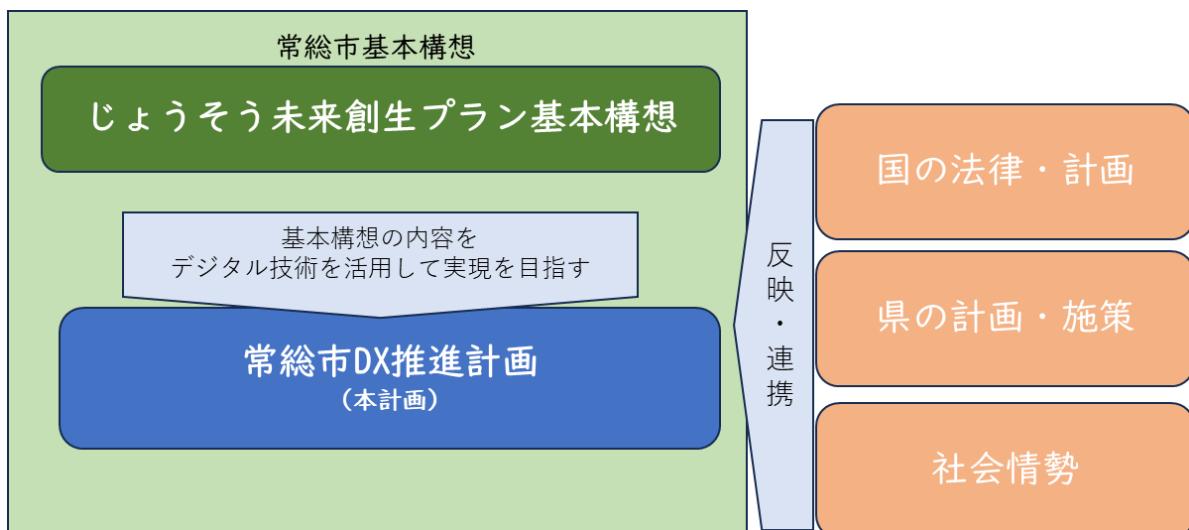
本市においても、令和5年に「じょうそう未来創生プラン 後期基本計画」を策定し、人口減少に歯止めをかけ、地域を元気にしつつ、安全・安心に暮らすためのデジタル化や、AI技術などを活用したまちづくりを推進する方針を示しています。

これらの状況を踏まえ、本市におけるDX化推進の基本構想を明確にし、自治体DXの推進を行うことを本計画作成の趣旨としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「じょうそう未来創生プラン基本構想」を実現するための、DX関連の分野別計画として位置付けます。

また、国・県の法律や計画、社会情勢を反映させ、推進するための計画とします。



3. 計画期間

令和6年度から令和10年度の5年間とします。

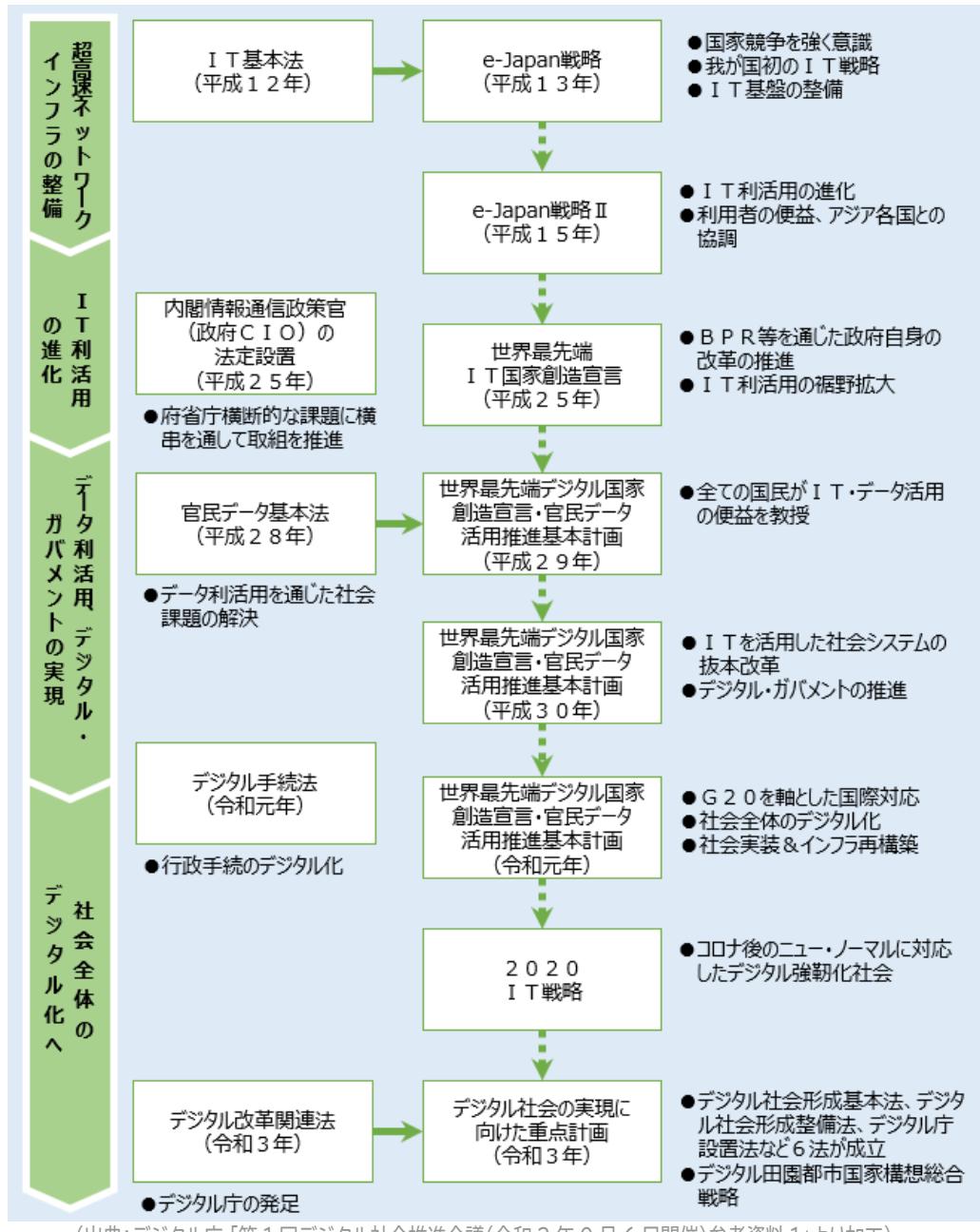
なお、計画期間中においても、社会情勢の変化やデジタル技術の進展に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
じょうそう未来創生プラン (総合計画)	基本構想											新計画
	前期基本計画											
	後期基本計画											
地域情報化計画	第2次（前々回）											
	第3次（前回）											
DX推進計画	今回											

第2章 国・県の動向

I. 国の動向

(1)これまでの主な法整備と戦略



国においては平成12年に「IT基本法」が成立し、この基本法を基に平成13年「e-Japan戦略」を発表しました。「e-Japan戦略」では、「高速インターネットを3,000万世帯に、超高速インターネットを1,000万世帯に敷設する」というインフラ整備目標が掲げられ、平成15年の「e-Japan戦略Ⅱ」では、インフラ整備からITの利活用へと徐々にシフトし、ITの活用による「元気・安心・感動・便利」な社会の実現を推進しました。

また、平成25年には、行政・産業界・学界及び国民が共有・協働し、ITや情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定しました。これにより、ITやデータを利活用し、世界最先端のIT利活用社会の実現を図るための取組が進められました。

さらに、平成28年には、行政や民間が持つ大量のデータを効果的に活用することで社会課題を解決し、安心して暮らせる社会や快適な生活環境を実現するための「官民データ活用推進基本法」が制定されました。また、翌年の平成29年には、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊か

さを実感できる社会である「官民データ利活用社会」の実現を、世界に先駆けて構築することが示されました。

現在は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」へと改称し、「全ての国民がデジタル技術とデータ利活用の恩恵を享受するとともに、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できるデジタル社会」の実現、いわゆる「Society5.0」時代に向けた施策を推進しています。

(2)「官民データ活用推進基本法」の施行(平成28年12月施行)

インターネット及びその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用し、急速な少子高齢化の進展への対応や、国が直面する様々な課題を解決するために、「官民データ活用推進基本法」(以下「官民データ基本法」という。)が施行されました。

これにより、行政や民間が持つ大量なデータ活用に関する施策を、総合的かつ効果的に推進し、安心・安全な社会や快適な生活環境の実現を目指しています。また、基本的施策として、「行政手続のオンライン利用の原則化」・「官民データの活用推進および官民データの流通に関する制度の見直し」・「マイナンバーカードの利用促進」などが示されています。

(3)「デジタル・ガバメント実行計画」の策定(平成30年1月策定、令和2年12月改定)

官民データ基本法のもと、国民や事業者が行政サービスの価値を享受できるよう、行政のあり方をデジタル前提で見直す「デジタル・ガバメント」の実現と、その方向性を具体化するための「デジタル・ガバメント実行計画」が平成30年1月に策定されています。

また、その後の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題を踏まえ、令和2年12月に改定版が策定されています。

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

- デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現
- ✓ 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

- 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進
- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「（仮称）Gov-Cloud」の仕組みの整備
- ✓ ワン・オナー実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やフリッシュ通知の検討・情報連携に係るマテキシチヤの抜本的見直し
- ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量）
- ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化 「（仮称）Gov-Cloud」活用
- ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、「J-LIS」を国・地方が共同で管理する法人へ転換
- ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金番号を円滑に進める仕組みの創設
- ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの統一化（連絡免許証・在留カード・各種の国家資格等）
- ✓ マイポータルのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化
- ✓ 個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
- ✓ 戸籍における読み仮名の法制化（カードのローマ字表記、システム処理の迅速化）

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底・セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進
- ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護・業務継続性の確保
- ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ペースレーストリー（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比）
- ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進
- ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により順次、各手続における添付書類の省略を実現
- ✓ 子育て・介護・引越し・死・葬・相続・企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進
- ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバイド対策・広報等の実施

- ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施
- ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓ マイポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進
- ✓ 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

(出典:政府CIOポータル)

改定版の主な変更点は、国・地方の情報システムの共通基盤である「ガバメント・クラウド（Gov-Cloud）の整備」「デジタル庁の設置」「個人情報保護法制の見直し」「戸籍における読み仮名の法制化」を行うことなどで、その計画期間は、令和8年3月31日までとしています。

また、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が示され、令和2年12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」が閣議決定され、「デジタル・ガバメント実行計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化した「自治体デジタル・トランズフォーメーション（DX）推進計画」が策定されました。

(4)「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」の策定(令和2年12月策定,令和5年12月【第2.2版】公表)

① デジタル・トランスフォーメーション(DX)の意義

デジタル・トランスフォーメーション(DX)は、進化したデジタル技術が人々の生活に浸透することで、社会における様々な営みに変革が起き、より良い方向に向かっていくという概念であり、これにより革新的なイノベーションをもたらすことが期待されています。

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできなかったことなど、様々な課題が明らかになりました。こうしたデジタル化の遅れに対し、「新しい日常」の原動力として、制度や組織の在り方などをデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められています。

② 「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」策定の経緯

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」において、目指すべきデジタル社会のビジョンが示され、このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされました。

これを受けて国は、自治体が重点的に取り組むべき事項や内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策などをとりまとめた「自治体DX推進計画」を、令和2年12月に策定しました。

この計画で、自治体においてまずは、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」こと、「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」ことが求められています。

また、「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」における報告書や、第33次地方制度調査会などの内容を踏まえた「人材育成・確保基本方針策定指針」を受けて、令和5年12月に【第2.2版】が公表されました。

③ 自治体が取り組むべき事項

DX推進計画【第2.2版】では、自治体が取り組むべき事項として次の項目があげられています。

【自治体DXの重点取組事項】

- 自治体フロントヤード改革の推進
- 自治体情報システムの標準化・共通化
- マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- セキュリティ対策の徹底
- 自治体のAI・RPAの利用推進
- テレワークの推進

【自治体DXの取組とあわせて取り組むべき取組】

- デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- デジタルデバイド対策
- デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【各団体において必要に応じ実施を検討する取組】

- BPRの取組の徹底
- オープンデータの推進・官民データ活用の推進

(5)「デジタル改革関連法」の成立(令和3年5月)

令和3年5月には、「デジタル改革関連法」が成立しました。

これは、デジタル社会の実現に向けた基本理念や施策策定の基本方針、国と自治体との責務などを定める「デジタル社会形成基本法」や「デジタル庁設置法」、自治体ごとの個人情報保護のルールを統一することなどを定める「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」、自治体の基幹系情報システムの標準化・共通化を定める「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」など6つの法律を含むものです。

本関連法が成立した背景には、インターネットなどを通じて流通するデータが多様化・大容量化し、

「IT 基本法」で重点を置いていた高度情報通信ネットワークの整備に加え、データを最大限に活用していくことが社会・経済の発展に不可欠となった点があげられます。

(6)「デジタル庁」の発足(令和3年9月)

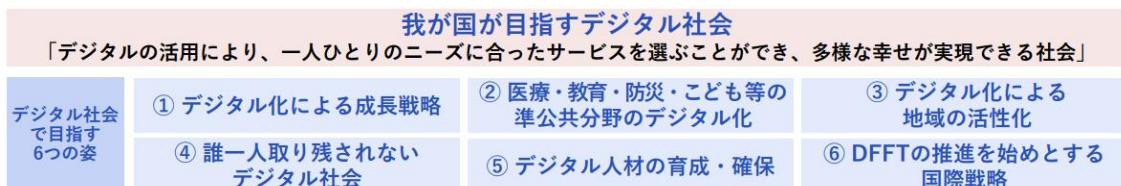
電子政府の取組が他国に大きく遅れをとっている中、新型コロナウイルス感染症拡大により行政のデジタル化の遅れが鮮明になりました。特別定額給付金支給手続きに時間を要したことや、保健所と自治体間の連絡手段がFAXで行われていたことなどがその一例です。その他にも在宅勤務や決裁における印鑑認証など、様々な課題が表出しました。

これらデジタル化の遅れの原因は、各省庁の縦割り体制や旗振り役となる司令塔の不在、マイナンバーカード普及の遅れなどとされました。それらの課題を解消するため、令和3年9月にデジタル庁が発足しました。デジタル庁では、マイナンバーカードの普及や利活用促進をはじめ、地方公共団体におけるシステムの標準化・共通化を進めるなど、電子政府の推進に向けた各種施策を行っています。

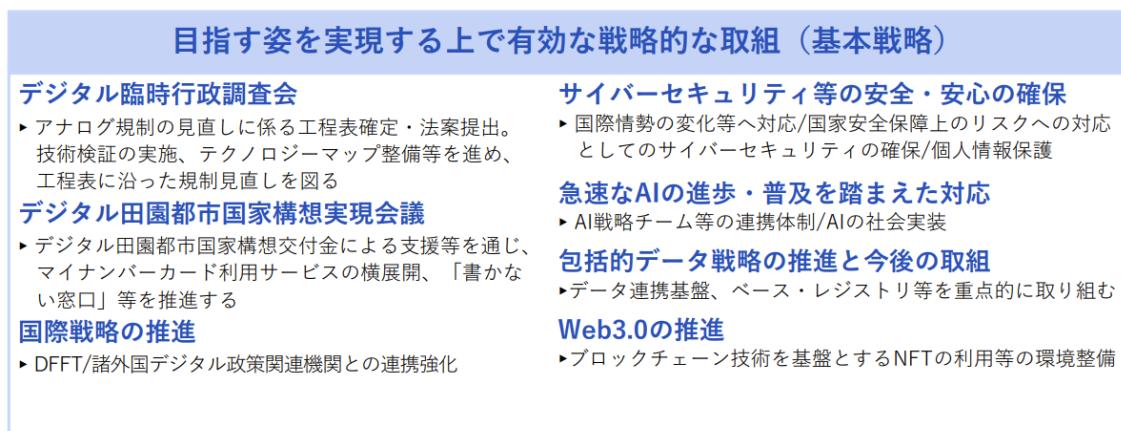
(7)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の改定(令和5年6月改定)

デジタル庁では、これから日本が目指すデジタル社会の姿と、それを実現するために必要な考え方や取組を示す「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を令和3年12月に策定しました。さらに令和4年6月、令和5年6月に重点計画を改定し、随時公表しています。

この重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記しています。デジタル庁をはじめとする各府省庁が、構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものです。



(出典:デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要・簡易版)」)



(出典:デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画(概要・簡易版)」)

(8)「デジタル田園都市国家構想基本方針」の決定(令和4年6月閣議決定)

令和4年6月に「第6回デジタル田園都市国家構想実現会議」を開催し、地方における官民のデジタル投資を増加させるための「デジタル田園都市国家構想基本方針」を閣議決定しました。

このデジタル田園都市国家構想は、新しい資本主義の実現に向けた成長戦略であり、デジタル社会の実現に向けた重要な柱として位置づけられています。本構想では、デジタルの力を全面的に活用し、地方における「地域の個性と豊かさ」を生かしつつ、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備え、「心豊かな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現するものです。

- デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像



(出典:デジタル庁)

さらに、デジタル田園都市国家構想では、地方における「暮らし」や「産業」などの様々な分野に対し、デジタルの力で新たなサービスや共助のビジネスモデルを生み出し、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしの実現を目指として掲げています。

そのために「デジタル田園都市国家構想推進交付金」による地方自治体への財政面での支援を行い、デジタルを活用した地域の課題解決に取り組む自治体数を、令和6年度末までに1000団体とする計画になっています。

(9)持続可能な開発目標(SDGs)への取組

国では持続可能な開発目標(SDGs)に関する施策の実施について、関係行政機関相互で緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を設置しています。平成30年から毎年アクションプランを公表しており、令和5年3月には「SDGsアクションプラン2023」の決定・公表を行っています。

本プランでは、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション(GX)及びデジタルトランスフォーメーション(DX)への投資を柱として、民間事業者などの力を活用した社会課題解決を図り、多様性に富んだ包摂的な社会の実現を目指しています。これにより一極集中ではなく多極化した社会を作り、地域の活性化が必要であるとの考えが記されています。

「SDGsアクションプラン2023」の重点事項は次のとおりです。

People 人間:多様性ある包摂社会の実現とウィズ・コロナの下での取組
① あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現 ② 健康・長寿の達成
Prosperity 繁栄:成長と分配の好循環
③ 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション ④ 持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備
Planet 地球:人類の未来への貢献
⑤ 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会 ⑥ 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
Peace 平和:普遍的価値の遵守
⑦ 平和と安全・安心社会の実現
Partnership パートナーシップ:官民連携・国際連携の強化
⑧ SDGs実施推進の体制と手段

(10)カーボンニュートラルの実現に向けた取組

国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」に挑戦し、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

しかし、カーボンニュートラルを2050年までに実現することは、並大抵の努力では成しません。エネルギー・産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を、大きく加速する必要があります。そのため、経済産業省が中心となり、関係省庁と連携し、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を令和2年12月に策定しています。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、社会・経済全体でエネルギーの効率的利用を達成するために、デジタル化を支えるデータセンターや情報通信インフラなどの整備、都市部だけではなく地域におけるデジタルの活用、省CO₂化などに取り組む必要があります。同時にあらゆる産業分野において、デジタル化及びデジタル・トランスフォーメーション(DX)を後押しすることが必要であることから、今後の取組として、DXの推進、グリーンなデータセンターの立地推進、次世代情報通信インフラの整備を進めることで、日本が世界一のグリーン・デジタル大国となることを目指すとしています。

また、本戦略は、企業の研究開発方針や経営方針の転換といった流れを加速させるため、令和3年6月に改定され、戦略の更なる具体化がなされています。さらに、イノベーションのスパイラルを起こすために、①政策手段や各分野の目標実現の内容の具体化と、②脱炭素効果以外の国民生活のメリットの提示、の二つの観点に軸足を置いた戦略としています。

グリーン成長戦略（概要）

（令和3年6月18日策定）

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に突入している。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。
この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。
これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。・2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 1 洋上風力・太陽光・地熱	 2 水素・燃料アノニア	 3 次世代熱エネルギー	 4 原子力	 5 自動車・蓄電池	 6 半導体・情報通信	 7 船舶
 8 物流・人流・土木インフラ	 9 食料・農林水産業	 10 航空機	 11 カーボンリサイクル・マテリアル	 12 住宅・建築物・次世代電力マネジメント	 13 資源循環関連	 14 ライフスタイル関連
・2040年、3,000～4,500万kWh案件形成(洋上風力) ・2030年、次世代型で14円/kWhを視野(太陽光)	・2050年、2,000万トン程度の導入(水素) ・東南アジアの5,000億円市場(燃料アノニア)	・2050年、既存インフラに合成メンタンを90%注入	・2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立	・2035年、乗用車の新車販売で電動車100%	・2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化	・2028年よりも前倒してゼロエミッション船の商業運航実現
・2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現	・2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現	・2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載	・2050年、人工光合成プラを既製品並みに(CO ₂ ゼロカーボン)スチールを実現(マテリアル)	・2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB(住宅・建築物)	・2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入	・2050年、カーボンニュートラル、かつフレンドリーで快適な暮らし

政策を総動員し、イノベーションに向けた、企業の前向きな挑戦を全力で後押し。

1 予算 <ul style="list-style-type: none">・グリーンイノベーション基金（2兆円の基金）・経営者のコミットを求める仕掛け・特に重要なプロジェクトに対する重点的投资	2 税制 <ul style="list-style-type: none">・カーボンニュートラル投資促進税制（最大10%の税額控除・50%の特別償却）	3 金融 <ul style="list-style-type: none">・多排出産業向け分野別ロードマップ・TCFD等に基づく開示の質と量の充実・グリーン金融セントターの実現	4 規制改革・標準化 <ul style="list-style-type: none">・新技術に対応する規制改革・市場形成を見据えた標準化・成長に資するカーボンブレイング
5 国際連携 <ul style="list-style-type: none">・日米・EU間の技術協力・アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ・東京ビヨンド・ゼロ・ワーム	6 大学における取組の推進等 <ul style="list-style-type: none">・大学等における人材育成・カーボンニュートラルに関する分析手法や統計	7 2025年日本国際博覧会 <ul style="list-style-type: none">・革新的イノベーション技術の実証の場（未来社会の実験場）	8 若手ワーキンググループ <ul style="list-style-type: none">・2050年時点での現役世代からの提言

（出典：経済産業省）

(11)自治体の情報システムの標準化・共通化

令和3年5月に成立した「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和4年10月に、地方自治体の情報システムを標準化・共通化する方向を定めた「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定しました。

この基本方針では、国が示す基幹系業務システム(20業務)について、令和8年3月までに標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)に移行することが掲げられています。

この標準化・共通化の取組は、これまで自治体ごとに情報システムの開発や運用を行ってきたものを、標準化・共通化することにより、情報システムの開発・運用にかかる人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体職員が住民への直接的なサービス提供や、地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力

できるようにするとともに、オンライン申請などを全国に普及し、デジタル化の基盤を構築することを目指しています。

(12)3D都市モデルの推進

国土交通省では、令和2年度より都市デジタルツインの社会実装を進める取組（「ProjectPLATEAU（プラトー）」）を実施しており、現実の都市空間をサイバー空間で再現する「3D都市モデル」をこれから社会のデジタル・インフラとして位置付け、全国でその整備・活用・オープンデータ化を進めています。

令和5年には、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化のエコシステム構築に向け、更なる取組の深化を図っていくとしています。具体的な取組は以下のとおりです。

- エコシステムの構築
- データ整備の高度化・効率化
- ユースケースのベストプラクティス（最適な手法やプロセス）による開発
- オープン・イノベーション創出
- 地域の社会実装

これら5つのテーマをもとに、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進していく方針です。

(13)GIGAスクール構想の実現に向けて

文部科学省は平成30年度に、ICT教育に向けた目標水準を定めた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を策定しました。その後、令和元年12月に「GIGAスクール構想」として方針を打ち出しました。本方針では、Society5.0時代に対応すべく、「ICTの活用により個別最適化された学びを誰一人取り残すことなく提供する」ことが掲げられており、「一人一台の端末環境の整備」と「高速通信ネットワークの整備」を柱に取組が進められました。

令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校となり、オンライン授業の必要性が増したことから計画が前倒しされ、これらハード面の環境整備は順調に目標を達成しています。

一方で、ソフト面での教育実施状況については、課題がある状況です。文部科学省が全国の都道府県及び市町村に対してアンケートを実施した、「GIGAスクール構想に関する各種調査の結果（令和3年8月）」によれば、1番目と2番目の課題として「学校の学習指導での活用」「教員のICT活用指導力」が挙げられており、教員側のICT活用指導力の格差の是正などを含むITリテラシーが強く求められています。

2. 県の動向

(1)これまでの県の取組

① 業務のデジタル化

- 電子決裁やテレワーク環境の整備
県では、電子決裁やテレワーク環境の整備を進めており、令和2年7月時点で電子決裁率は99.1%となっています。
また、令和4年県議会総務企画委員会の資料（「スマート自治体」の実現に向けた取組の推進について）によると、以下の取組を行っています。
- 行政手続の電子化・押印廃止
県単独で対応可能な部分は令和2年末までに完了しています。
電子申請：1,854業務のうち1,050業務（令和4年4月1日現在）
押印廃止：758業務（令和4年4月1日現在）
- 立会人型電子契約の導入
契約のデジタル化については、令和3年5月に「立会人型電子契約」を都道府県で初めて導入しています。
- 電子署名の導入
県単独で対応できる案件を対象に、電子印影に加え、職責による電子署名とタイムスタンプを付与するシステムを導入しています。

■ キャッシュレス化の推進

県民サービスの向上を図るため、各種手続にキャッシュレス決済を導入しています。

申請手数料等のキャッシュレス化

歳入の種類	収納方法・収納場所	導入年月日	決済の種類
各種手数料 寄付金等	電子申請・届け出システム	R2.1.20	クレジットカード ペイジー
運転免許更新手数料 更新時講習手数料 高齢者講習手数料等	運転免許センター 警察署(27カ所) 警察センター(2カ所)	R3.1.18 R3.5.17	クレジットカード 電子マネー QRコード決済

(出典:茨城県 令和4年 総務企画委員会「『スマート自治体』の実現に向けた取組の推進」について)

県有施設等のキャッシュレスの導入(令和4年8月1日現在)

施設種類	導入施設数	主な施設
観光施設	13	国民宿舎鵜の岬、偕楽園等
博物館等	6	近代美術館、自然博物館等
病院施設	4	中央病院、こども病院等
会議場施設	2	つくば国際会議場等
スポーツ施設	3	カシマサッカースタジアム等
公園等	4	大子広域公園、植物園等
研修・文化施設	3	青少年会館、鹿行生涯学習センター等
合計	35	

(出典:茨城県 令和4年 総務企画委員会「『スマート自治体』の実現に向けた取組の推進」について)

キャッシュレス納税(令和4年8月1日現在)

方法	導入年度	対象税目
クレジットカード納税	H27	自動車税(種別割)
共通納税(eLTAX)システム	R元	法人県民税、法人事業税
	R3	県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割
スマホ納税	R元	全税

(出典:茨城県 令和4年 総務企画委員会「『スマート自治体』の実現に向けた取組の推進」について)

■ RPAやAIを活用した業務の拡大

【RPAの導入】

令和元年度からの3年間で60業務にRPAを導入し(うち10業務は令和3年度に内製開発したもの),約6万7千時間の業務時間を削減する見込みとしています。

【AI-OCRの導入】

手書きの申請書などを、AIを活用した文字認識技術により電子データ化するシステム(AI-OCR)を令和元年6月に導入し、令和4年7月末までに22業務で利用しています。

【AIチャットボットの導入】

県民などからの問い合わせに24時間365日チャット(文章)で自動応答するシステム(AIチャットボット)を令和2年3月に導入し、令和4年7月末までに10業務に利用しています。

(2)茨城県総合計画(令和4年度～令和7年度)

① 計画の位置づけ

県では、令和4年3月に第2次茨城県総合計画を策定し、令和7年度までの県の基本計画を公表しています。この計画は、オープンデータの推進やデジタルデバイドの解消、住民サービス向上のための行政手続のデジタル化推進をはじめ、様々な分野においてICTを活用した施策を明記し、「官民データ活用推進基本法」第9条に基づく県の官民データ活用推進基本計画としても位置付けています。

② デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

県総合計画によると、デジタルトランスフォーメーション(DX)を実現するため、「先端技術による社会変革やデータの活用の加速化」及び「スマート自治体の実現に向けた取組の推進」の2本柱で、主に次の取組を推進するとしています。

【先端技術による社会変革やデータの活用の加速化】

- ① 脱炭素社会の実現のため、省エネ行動による二酸化炭素排出削減量の見える化に取組、県民や事業者等の省エネの取組を促進します。
- ② 農林水産業の成長産業化のため、ICTやAI、ロボット技術等を活用した効率的な農林水産物の生産技術の開発・導入を促進し、スマート農林水産業の実現に取り組みます。
- ③ 建設分野における生産性の向上や社会インフラの維持管理の効率化・高度化を図るため、建設プロセス全体でICTやAI等のデジタル技術の活用を推進します。
- ④ DX の取組を加速化するため、身近な課題をデジタル技術で解決し、県全体として DX の機運醸成に取り組みます。
- ⑤ 企業の競争力を強化するため、デジタル技術を活用できる人材の育成などに取り組むことにより、新分野進出やビジネス創出を促進します。
- ⑥ デジタル社会で活躍する人材を育成するため、ICT を活用した教育の充実など、GIGAスクール構想の実現に向けて取り組み、教育の質の向上を図ります。
- ⑦ データ利活用によるビジネスの活性化のため、ビッグデータ分析等の講座や、県立高校及び短大での産学官連携プログラムを実施し、デジタル革命を担う高度IT人材育成を推進します。
- ⑧ 民間事業者等による多様なサービスを創出するため、庁内で保有するデータのオープンデータ化やデータへの提案・要望による改善を推進し、オープンデータの充実と利活用に取り組みます。
- ⑨ 安全・安心・快適な移動を実現するため、公共交通運行データ等のオープンデータ化を促進し、MaaS などの利活用につなげます。

【スマート自治体の実現に向けた取組の推進】

- ① デジタル技術を活用し、県民の利便性や業務効率化などによる行政サービスの更なる向上を図るため、市町村行政手続のオンライン化や基幹システムの標準化を推進します。
- ② 誰もがホームページやウェブサービスを利用できるよう、県が提供するウェブサイトのアクセシビリティの確保等により、デジタルデバイドの解消に取り組みます。
- ③ 民間事業者等のノウハウを積極的に活用し、県庁業務の更なる効率化を図るため、これまで以上にデジタル技術を活用した業務改革を進めるとともに、独自システムを保有しないなど費用対効果に優れた業務システムの利用を推進します。
- ④ 前例にとらわれずデジタル技術を活用して行政課題を解決できるよう、県職員の意識改革に取り組むとともに、デジタル技術に関する知見を持ち、現場の実態に沿った導入を進めることができる人材を育成します。
- ⑤ 県民が DX の恩恵を実感できるよう、県民目線でデジタル技術を活用した県庁の業務改革を進め、県民サービスの充実を図ります。

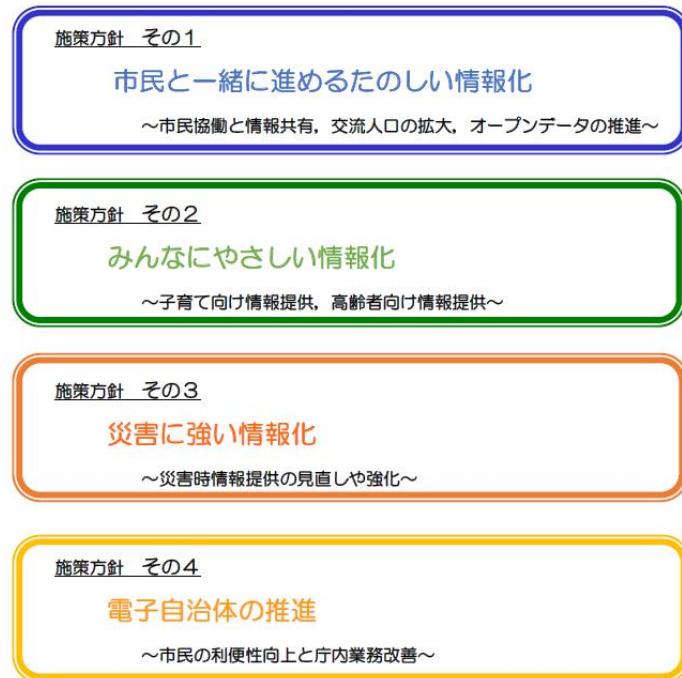
(出典:茨城県 第2次総合計画より加工)

また、外国人観光客が快適に滞在できるよう、観光施設や都市公園における多言語表記や Wi-Fi 環境などの整備促進、ガイドの人材育成など、受入環境の向上に取り組むことを計画しています。

なお、セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保を目指し、不正アクセスや標的型攻撃などのサイバー攻撃の高度化や、職員のテレワークによる執務環境の変化に対応できるよう情報セキュリティ対策の強化推進についても計画しています。

3. 本市のこれまでの取組

前計画である「第3次常総市地域情報化計画」では、以下の4つの施策方針を立てて、デジタル技術を活用しながら、市民サービスの向上や行政事務の効率化に取り組みました。



この方針のもと、毎年様々な取組を実施しましたが、その取組内容については、下記のとおりになります。

なお、これらの取組については本計画でも継続的に実施・拡充・見直しを続けていきます。

(1) 「市民と一緒に進めるたのしい情報化」の主な取組

施策	主な取組内容
① 市民協働事業の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 公共インフラの損傷箇所を、スマートフォンから通報できる「異常通報システム」を導入しました。■ 自治区との円滑な情報共有を図るため、自治区長や班長を対象とした、スマートフォン教室を開催しました。
② 市民への行政情報提供の向上	<ul style="list-style-type: none">■ ホームページの全面的な更改を行い、視認性や操作性の向上を図りました。また、子育てに関するサービス・相談・各種施設などを網羅した「子育て支援サイト」を開設しました。■ スマートフォン向けの情報発信力の強化を図るため、LINE公式アカウントによる運用を開始しました。■ 市公式LINEのトップ画面上にゴミの出し方のアイコンを作成しました。ごみの出し方やごみ収集カレンダーの情報へ簡単にアクセスできるようになりました。■ 紙媒体で発行している「議会だより」や学校給食の「献立表」について、ホームページやSNS上で情報発信を開始しました。■ 庁舎内に設置してあるデジタルサイネージ上で、道の駅常総のPR動画や観光PR動画の再生を実施しました。
③ 市が保有するデータのオープンデータ化と活用	<ul style="list-style-type: none">■ 市が保有している各種データについて、市のオープンデータサイト上に公開するとともに、オープンデータの利活用を推進するため、民間事業者と包括連携協定を締結し研究を進めました。■ 都市計画情報発信システムを導入し、都市計画情報をオープンマップとして、市ホームページに公開するとともに、窓口での都市計画情報ビューワシステムの運用を開始し、都市計画行政の効率化・住民サービスの向上を図りました。

施策	主な取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ■近傍宅地価格などのデータについて、一般財団法人「資産評価システム研究センター」が提供する「全国地価マップ」上で、情報を公開しました。
④ 市の記録用映像データベース構築	<ul style="list-style-type: none"> ■市内主要観光地のPR動画を作成し、各種SNSを通じてPRしました。また、各種観光情報について、常総市観光大使が撮影した画像や文章を常総市商工観光用アカウント（千姫ちゃん）からSNS上へ掲載しました。

(2) 「みんなにやさしい情報化」の主な取組

施策	主な取組内容
① オンライン申請（電子申請）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「いばらき電子申請・届出サービス」で申請可能な手続を増やすとともに、LINE連携機能を追加し、市公式LINEのトップ画面から、直接電子申請ができるように改修しました。 ■マイナンバーカードを利用して、住民票などの証明書をコンビニで取得できるサービスを実施しました。また、新たに「戸籍謄抄本」と「戸籍附票」を取得できるサービスを開始しました。
② マイナポータル及びマイキープラットフォームの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■市民向けにマイナポイントの取組促進・取得支援を実施しました。また、マイナポータルと「いばらき電子申請・届出サービス」間のアプリケーション連携の取組を実施しました。
③ 多言語化による対話の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人総合案内の開設に伴い、タブレット端末を利用した「多言語映像通訳サービス（みえる通訳）」や音声翻訳機を導入しました。 ■外国人の保護者の方に、学校や幼稚園からのお知らせを確実に伝達できるよう、日本語で作成したメールを、自動で多言語に翻訳できるシステムを導入しました。
④ 公金支払方法の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ■市税などの納付について、スマートフォン上で、いつでも・どこからでも納付が行える「キャッシュレス納付」サービスを開始しました。 ■市民課・暮らしの窓口課の窓口において、各種証明書の交付手数料の支払いに、自動釣銭機（セルフレジ）及びキャッシュレス決済を導入しました。
⑤ 小中学校のICT環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■文部科学省の「GIGAスクール構想」を受け、「校内LANの整備」・「学習用端末の整備」・「学習用端末のインターネット接続方法の変更」を実施しました。 ■プログラミング教育やオンライン授業、授業支援ソフトなどに関する教員向けの研修を実施しました。 ■「AIドリルの導入」・「ICT支援員の学校への派遣」・「授業支援ソフトウェアのトライアル導入」を実施し、学校におけるICT活用が進むよう取り組みました。
⑥ スマートフォンアプリの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■母子手帳アプリ「きぬっこナビ」を通じて、予防接種に関するプッシュ通知を開始しました。 ■総合検診・一般検診・婦人科検診について、Web上で予約できるサービスを開始しました。 ■茨城県が運営している健康増進アプリ「元気アップ！リ茨城」と連携し、ポイント取得につながる健康教室や健康診断を実施しました。
⑦ ICTを活用した地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■農業経営者に対し、スマート農業支援の補助金制度に関する情報提供や各種手続の支援を行い、自動運転トラクターやGPS付コンバインなどの導入支援を行いました。 ■ハローワークなどから提供される求人情報のうち、市内企業の情報をホームページに掲載し、求職者などに広く周知しました。
⑧ 電子図書館の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■電子図書館導入に向けたコスト検討及び補助事業調査を実施しました。

施策	主な取組内容
⑨ 高齢者向けスマートフォン教室の開催	■デジタルデバイドの解消に向けて、高齢者向けのスマートフォン教室を開催しました。

(3) 「災害に強い情報化」の主な取組

施策	主な取組内容
① 防災・災害情報伝達手段の強化	■防災ラジオシステムを整備するとともに、防災行政無線の放送内容について、ホームページ、登録制メール、SNS（X）及びエリアメールと連携し、発信できるようにしました。 ■市公式LINEのトップ画面上に防災アイコンを作成し、防災・災害情報の発信力強化を図りました。また、民間事業者と包括連携協定を締結し、ニュースアプリを活用して、災害などに関する地域情報の収集・発信力強化を図るための取組を進めました。
② 公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備促進	■新たに生涯学習センター、水海道公民館、保健センター、石下総合福祉センター及び地域交流センターへ、公衆無線LAN（Wi-Fi）を整備しました。
③ 要援護者の情報連携の強化	■要援護者情報を、医療機関や介護サービス事業間で安全に共有できる「電子@連絡帳JOSOシステム」の運用を開始し、災害時には、対象者の安否確認に利用できる体制を構築しました。また、「緊急通報システム」と「電子@連絡帳JOSOシステム」のデータを連携させ、医療・介護関係者、消防、行政による要援護者の支援体制の強化を図りました。
④ 災害時等におけるICT業務継続の強化	■自治体情報システムの標準化やガバメント・クラウドへの移行に対応するため、新たな環境下での業務継続に向けた取組について検討しました。
⑤ ICTを利用した被災者支援の強化	■災害発生後に、義援金、見舞金及び支援金などの支給が迅速かつ適切に行えるよう、「被災者支援システム」のメンテナンスを実施するとともに、定期的な訓練を実施しました。 ■り災証明書を迅速に発行できるよう、「被害認定現地調査システム」及び「り災証明書発行管理システム」研修を実施しました。

(4) 「電子自治体の推進」の主な取組

施策	主な取組内容
① デジタル化の推進	■全議員にタブレット端末を配布しました。議会関係資料をタブレット端末で閲覧できるシステムを導入し、議会運営の効率化や議会資料の印刷・製本に係るコスト削減に取り組みました。 ■Web会議システムを導入し、移動時間や交通費の削減、会議資料のペーパーレス化を図りました。 ■紙媒体で管理している道路台帳をデジタル化し、台帳の劣化防止や情報提供に係る時間短縮を図りました。 ■地域交流センター内展示室に災害体験が可能なAR、VR、タッチパネルコンテンツを整備しました。
② タブレット端末の活用	■タブレット端末を利用した「多言語映像通訳サービス（みえる通訳）」を導入しました。 ■農地利用最適化推進委員へタブレット端末を配布し、現地調査時に活用しました。
③ 定型入力業務効率化ソフトウェア_RPA導入の検討	■RPAを導入し、税務業務や契約業務の自動化の取組を実施するとともに、他業務への導入についても検討を進めました。

施策	主な取組内容
④ 電子決裁・文書管理システム導入の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子決裁・文書管理システムを導入し、決裁にかかる時間・労力の削減を図るとともに、庁内の決裁文書を一元的に管理し、庁内のデジタル化を推進しました。 ■ 伝票処理について、既存の財務会計システムに電子決裁機能を搭載し、会計伝票のペーパーレス化を図りました。 ■ 会計年度任用職員の出退勤管理について、電子化を実施しました。
⑤ 庁内情報セキュリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施しました。 ■ 各部署単位での情報セキュリティ内部監査を、定期的に実施しました。 ■ 情報セキュリティの強化や機器の安定稼働を図るため、セキュリティ対策ソフトやネットワーク機器などの更新を実施しました。
⑥ システム導入による業務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会議録作成支援システムやAI-OCRを導入し、会議録の作成や申請事務の受付・登録に係る効率化を図りました。 ■ 自治体情報システム標準化に向け、現行システムと標準システム間の比較分析などの事前作業や情報収集を実施しました。 ■ 空き家の実態調査と調査内容の整理を開始し、「空き家情報データベース」の構築に着手しました。 ■ 石下地区の地籍調査図の電子化を実施し、情報提供に係る時間短縮を図りました。 ■ 学校給食費管理システムの運用を開始し、学校事務の効率化と教職員の事務改善を図りました。 ■ 業務の効率化やシステム運用の最適化を図るため、各課との電算ヒアリングを実施しました。
⑦ 事業の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施策の進捗状況について、定期的に関係各課とのヒアリングを実施し、情報化推進本部に報告を実施しました。また、国の「自治体DX推進計画」などを踏まえ、計画の見直しを実施しました。
⑧ ICTを活用した働き方改革の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ テレワーク専用端末を整備しました。「地方公共団体情報システム機構」が提供するテレワークシステムを活用し、テレワーク可能な環境を構築しました。

第3章 市の現状の把握

I. 市民アンケートによる現状の把握

(1) アンケートの目的

市民のインターネット利用動向及び本市に関する情報の入手手段について調査するため、市民アンケートを実施しました。

(2) アンケート方法

13歳以上の市民 800人（無作為抽出）
郵送によるアンケート配布、回答方法は書面又はWEBによる

(3) アンケート期間

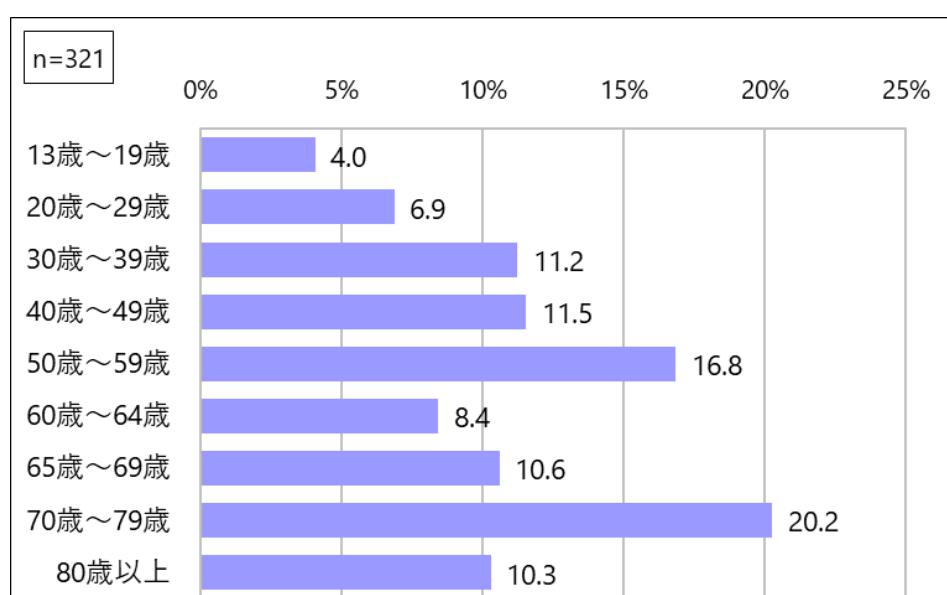
令和5年10月5日～令和5年10月23日

(4) 回答率

40.9%（書面回答 259通、WEB回答 62通、合計 321通）

(5) 回答者の傾向

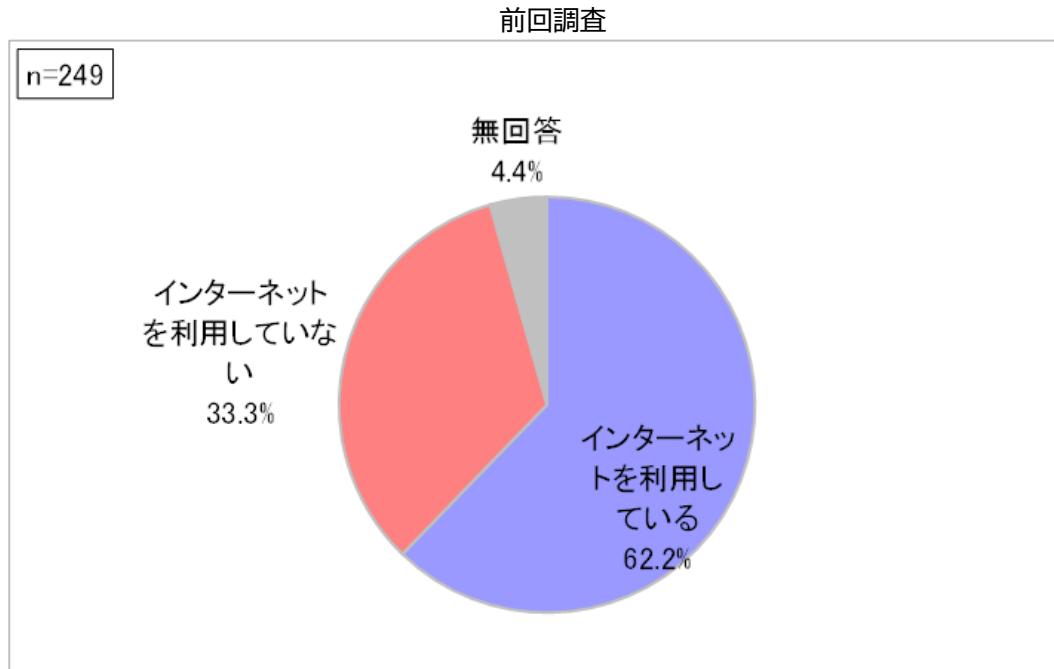
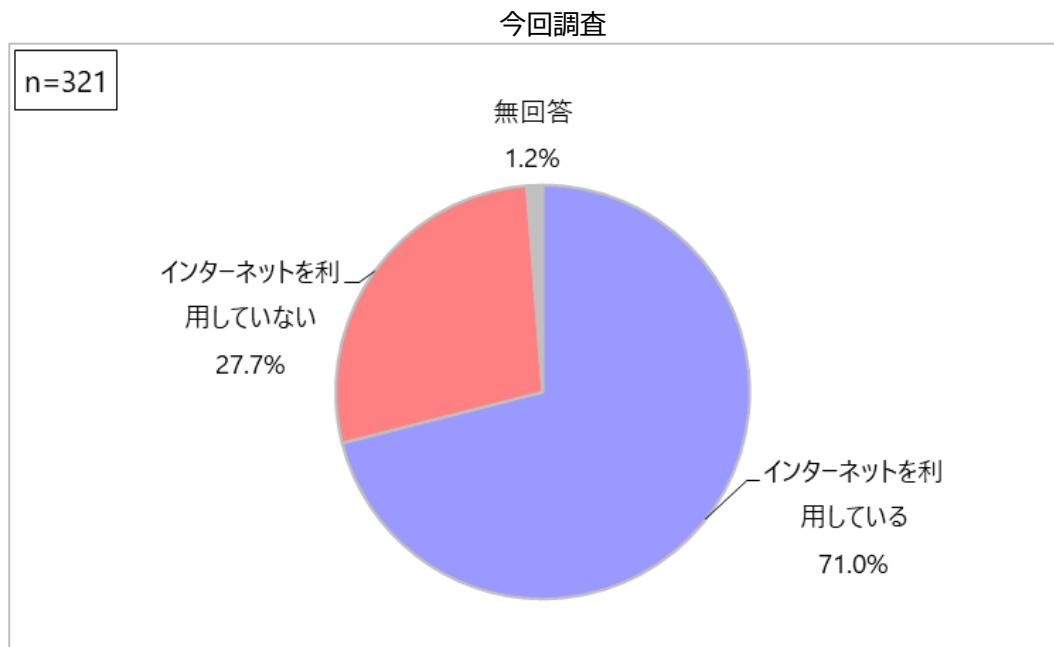
年代別回答者数は、70歳代の回答が最も多く（20.2%）、次いで60歳代（19.0%）でした。



(6) アンケート結果

① インターネットの利用率

日常的にインターネットを利用している方は 71.0%でした。前回調査（平成 30 年度）では、62.2%であり、この 5 年間で約 9%上昇しています。



年代別の比較では、高齢になるほどインターネット利用率が低下しています。しかし、前回調査と比べると 60~69 歳では 78.7%と上昇しており、他の年代と同水準に近づいています。

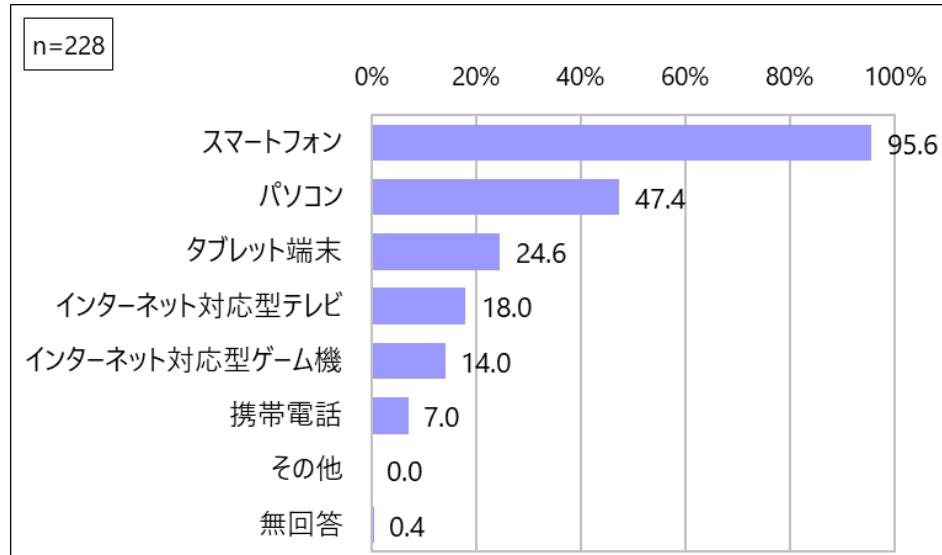
「インターネット利用状況」（年代別で前回の調査との比較）

年齢	13~19 歳	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60~69 歳	70~79 歳	80 歳以上
今回調査	100.0%	100.0%	94.4%	97.3%	88.9%	78.7%	32.3%	18.2%
前回調査 (平成 30 年度)	100.0%	100.0%	100.0%	91.2%	88.9%	55.6%	18.4%	12.0%

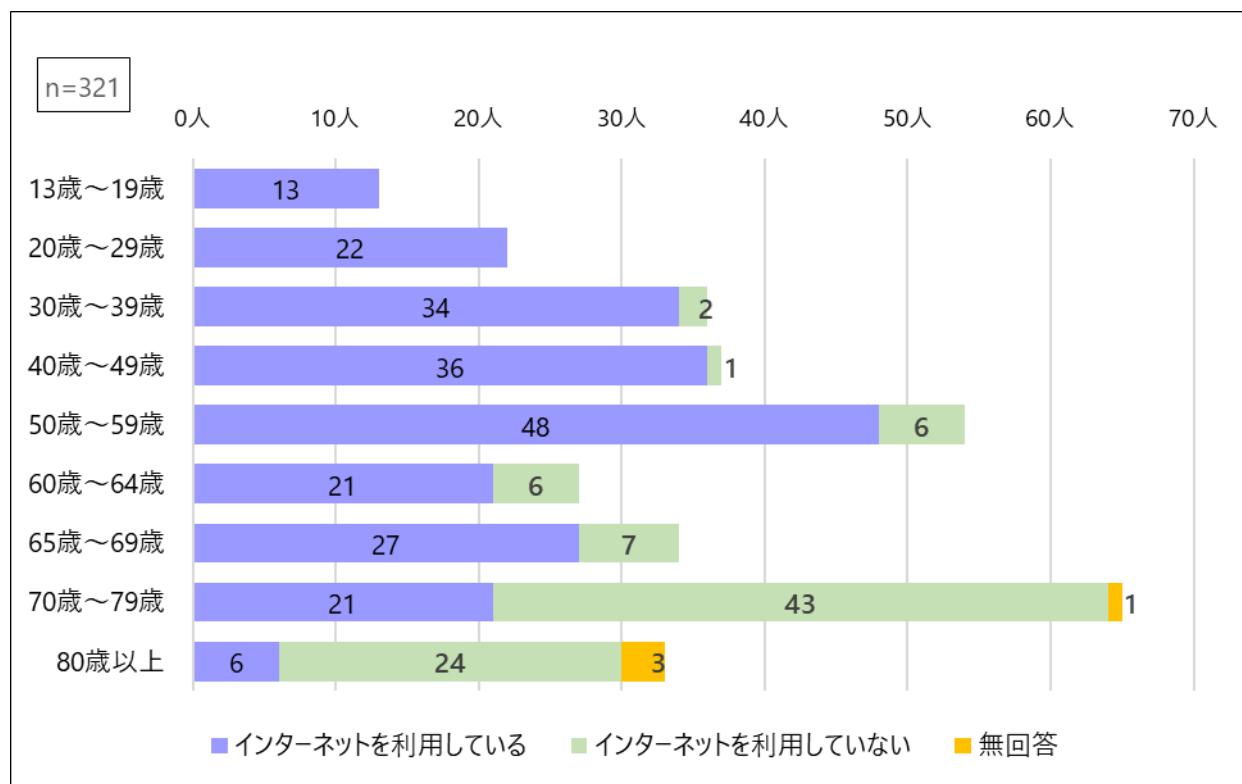
② インターネットの利用機器

インターネットを利用するためには、スマートフォンが 95.6%と、ほぼ全ての方が利用しています。

パソコンについては、47.4%と半数に満たない結果となりました。



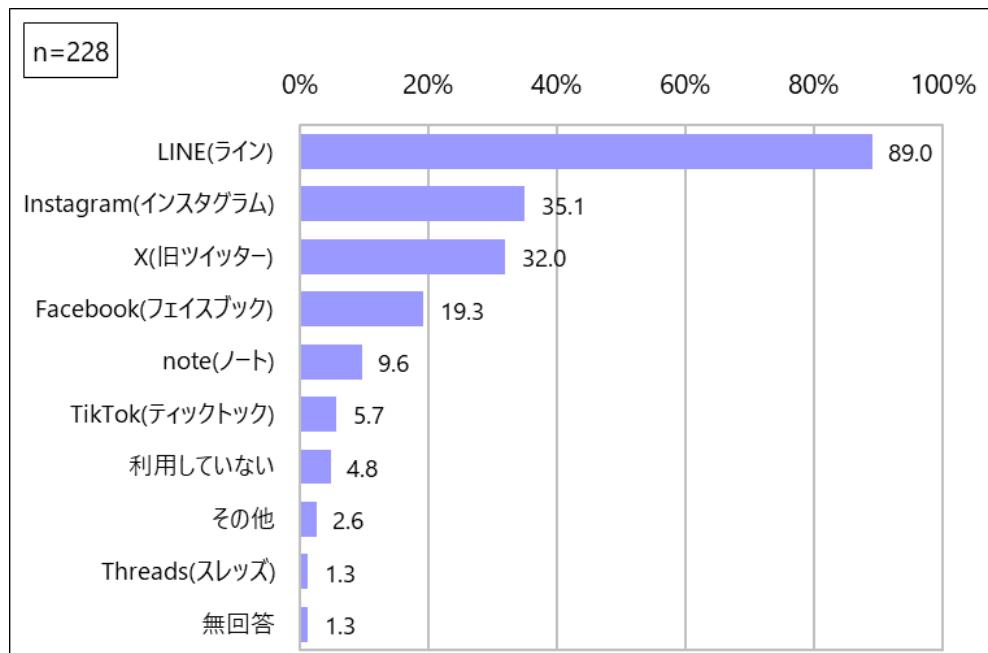
年代別で見ても、ほぼ全ての年代でスマートフォンの利用率は 90%を超え、高い結果を示しています。



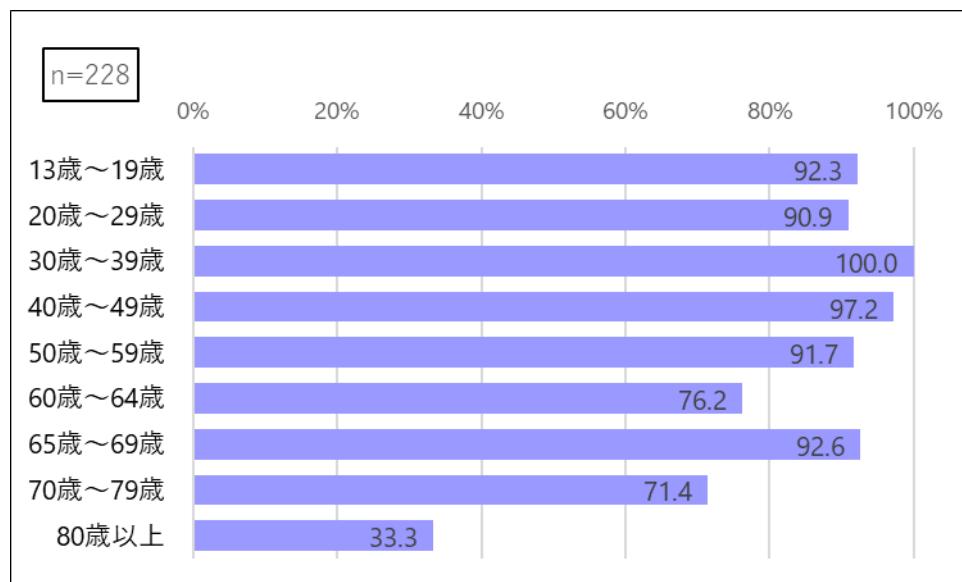
今後、市の情報発信において、利用機器にスマートフォンが最も多く利用されている点を考慮する必要があります。

③ 利用しているSNS

利用しているSNSについて、LINE(89.0%)が最も多くなっています。
Instagram(35.1%)やX(旧Twitter)(32%)は、ほぼ同程度の利用率となっています。



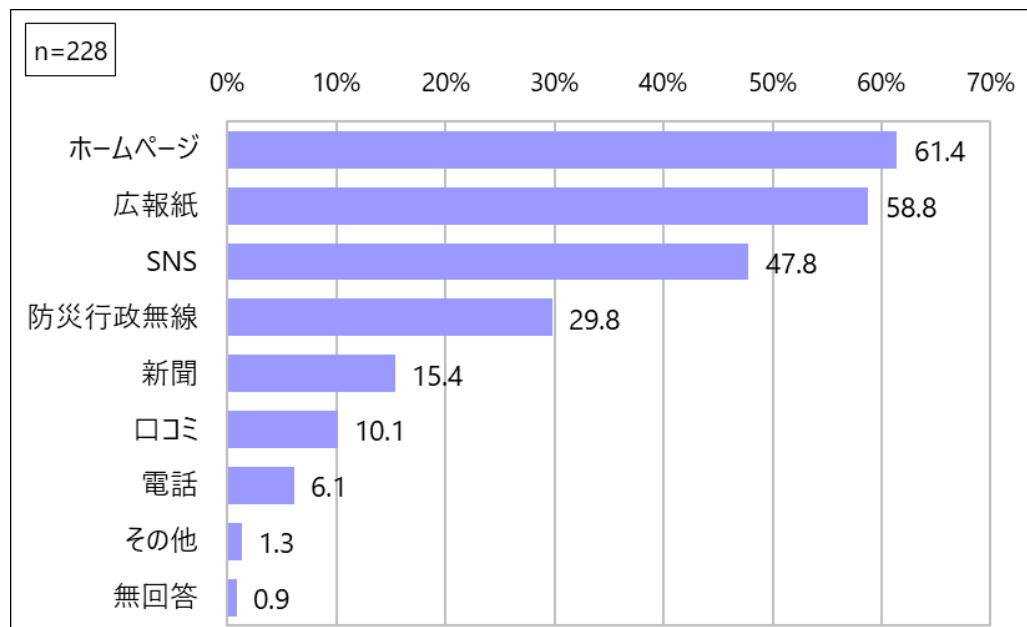
LINEの利用者を年代別に見たところ、ほぼ全ての年代で高い利用率となっています。



④ 市からの情報の入手方法

市からの情報をどのような手段で取得しているかは、市の公式ホームページが最も多く(61.6%)なっており、ほぼ同数で広報紙(58.8%)となっています。SNSについては47.8%でした。

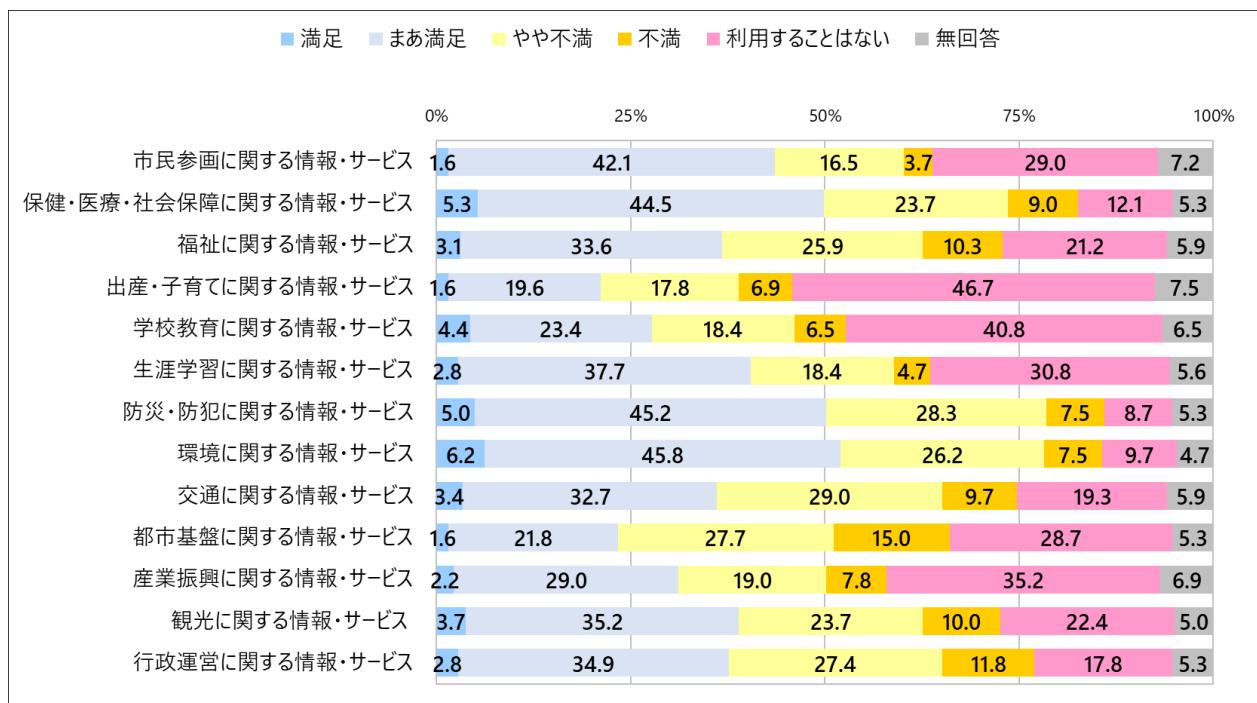
広報紙を情報の入手先としている方は未だに多く、今後も考慮していく必要があります。



⑤ 市が提供する情報・サービスの満足度

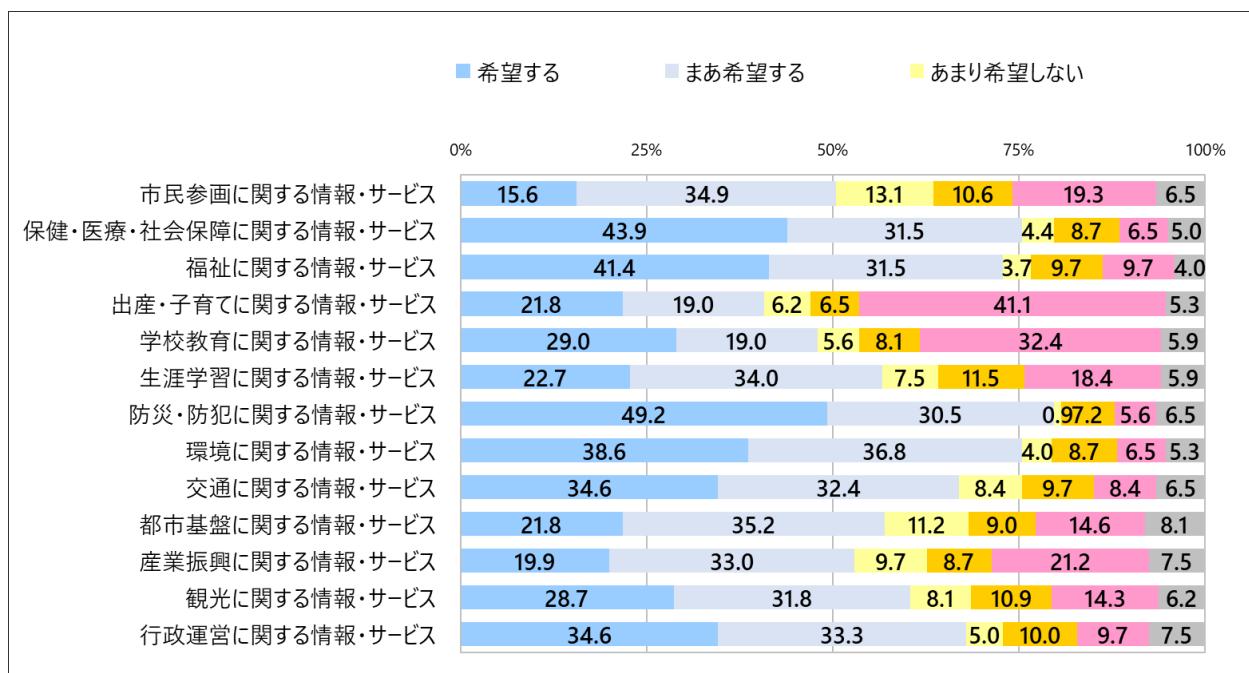
市が提供する情報・サービスのうち、必要なときに適切な情報を得られているかの設問については、「満足」と回答した割合はどのサービスにおいても非常に低い結果でした。

多くのサービスでは、「やや不満」「不満」と回答した割合が、「満足」「やや満足」の割合を上回っており、現状の満足度が低い状況です。



⑥ 市が提供する情報・サービスの今後の充実への期待

一方で、市が提供する情報・サービスで今後の充実を期待するかの設問については、すべてのサービスにおいて、「希望する」「まあ希望する」が高い割合を占めていました。

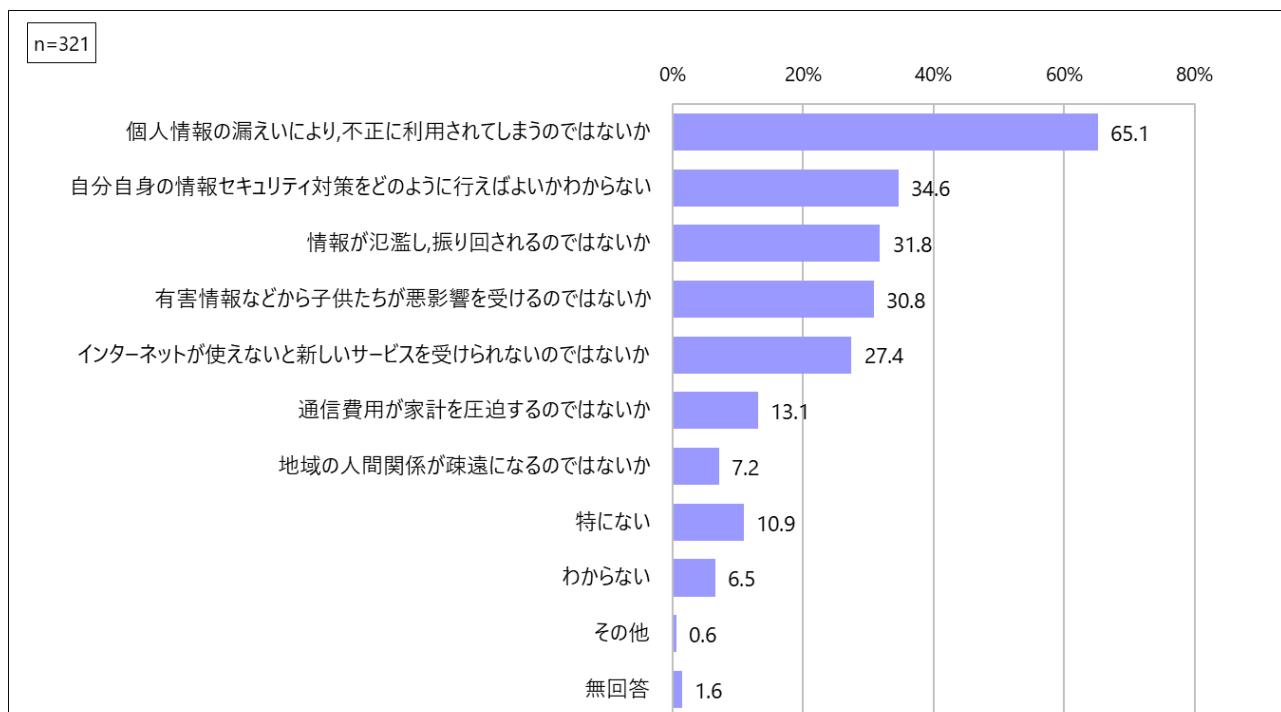


⑦ インターネットで不安を感じていること

インターネットを利用する際に不安な点として、「個人情報の漏えいにより、不正に利用されてしまうのではないか」との回答が 65.1%と高い結果になりました。

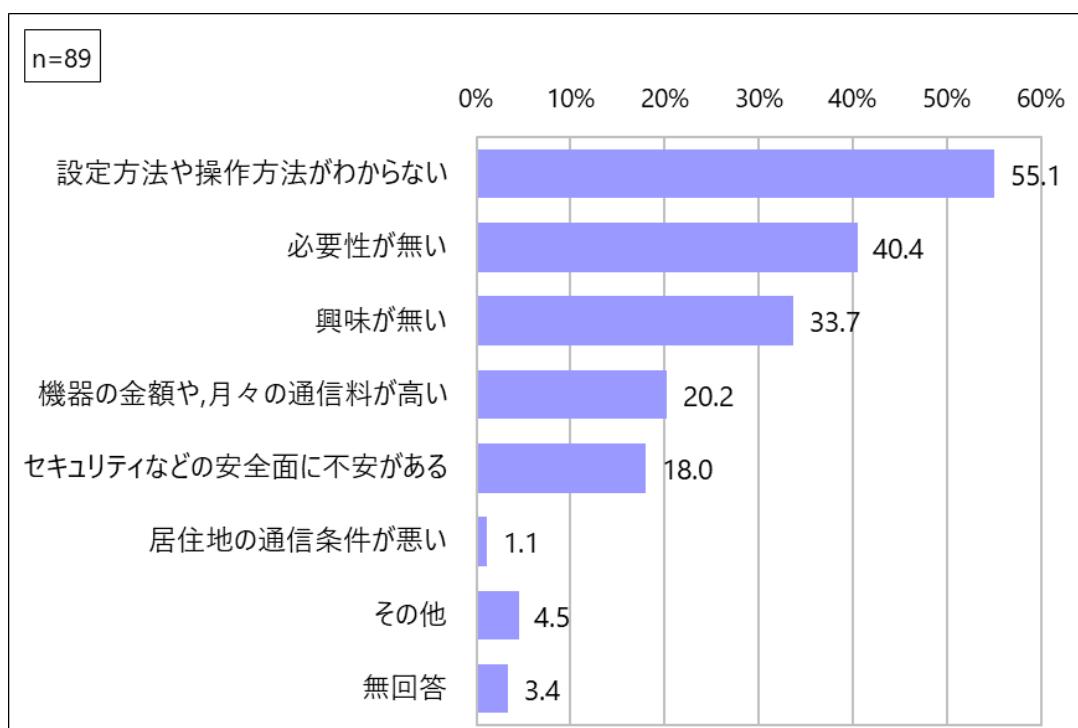
個人情報保護委員会の報告によると、令和 4 年度の漏えいなどの報告件数は前年度の約 4 倍に増えており、大きく報道されるケースも多々あります。

インターネットを安心安全に利用するため、市民に向けた周知や研修会の開催などの取組の必要性が高まっています。



⑧ インターネットを利用しない理由

インターネットを日常的に利用しない理由については、「設定方法や操作方法がわからない」との回答が半数以上となり、何らかのサポートを求めていることがわかります。



2. 「じょうそう未来創生プラン」の把握

本市の基本構想である「じょうそう未来創生プラン」では、平成30年度から令和9年度までの10年間におけるまちの将来都市像とまちづくりについての方針がまとめられています。構想は5カ年ごとに前期と後期に分かれています。令和4年度に後期計画が策定されました。

後期計画では、『じょうそう3「た」のまちづくり』という基本理念が定められています。

じょうそう 3 「た」のまちづくり ～参画と継続のまちづくり～

基本理念1 たの 楽しいまちづくり = みんなでつくるまちづくり

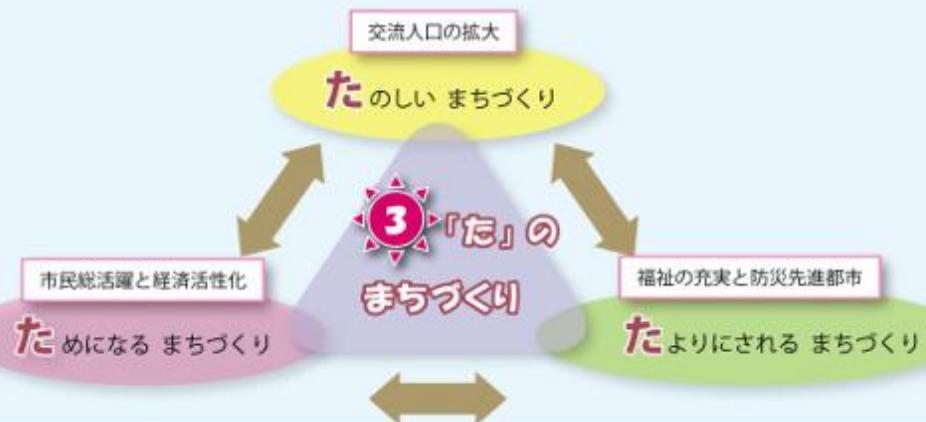
多くの人が住むまちにするためにも「楽しい」ことは欠かせません。みんなで取り組むためには「楽しい」まちづくりが大切です。常総市のまちづくりは「楽しい」ことを一番を目指します。

基本理念2 ため 為になるまちづくり = みんなに役立つまちづくり

まちづくりは「楽しい」だけでは足りません。まちづくりの成果がみんなの「為になる」ことに意味があります。みんなの夢や希望が叶うまちづくりが大切です。常総市のまちづくりは「為になる」ことを目指します。

基本理念3 たよ 賴りにされるまちづくり = みんなが支えあうまちづくり

「楽しく」「為になる」まちづくりを進めると、市民・行政・団体・事業者などの間に厚い「信頼関係」が生まれます。いざというときはもちろん、日々の暮らしの中でもお互いが「頼りにされる存在」となり、「お互いさまの意識」ができます。常総市すべての人が、お互いに「頼りにされる」まちづくりを目指します。



『3「た」のまちづくり』を実践する上で検討する視点として次のようなものが挙げられています。

後期基本計画における ～じょうそう3 「た」のまちづくり～ の実践に向けた視点

- 社会変化に対応した、定住人口増加に向けた取り組みの推進
- デジタル化推進・AI技術などを活用したまちづくりの推進
- 感染症や災害への対応、医療・福祉の充実など、安全・安心なまちづくりの推進
- 道の駅を起点に、地域資源を活用した賑わいの創出や交流人口の拡大
- 少子高齢化、人口減少などの社会的課題への対応
- 市民参加や地域コミュニティの活性化による、支え合いを育むまちづくりの推進
- 環境への配慮や多様性の尊重といった、近年関心が高まっているテーマへの対応

本計画においては、じょうそう未来創生プランで計画されている施策を実現するためにデジタル技術を活用し、どのような取組が可能であるかの検討を行います。その際、以下の点に重点を置いて検討します。

- ・ AIまちづくりの推進
- ・ シティプロモーション
- ・ 道の駅を拠点にした賑わいの創出
- ・ カーボンニュートラルを実現する社会

3. 各課ヒアリングによる現状の把握

各課における業務上の課題や今後取組を計画している内容についてヒアリングを実施しました。ヒアリングでは、マンダラートの手法を使い、課ごとのメインテーマを設定し、そのメインテーマを実現するための要素を、ブレインストーミングを行いながら連想して洗い出しました。それにより、現状の課題を整理し、将来どのようなことを目標としたいかを検討しました。

ヒアリング結果から、各課の課題、要望などの傾向及び共通事項について整理を行いました。以下、分野ごとにまとめ、施策展開の方向性を検討したまとめを次に示します。

(1) 庁内業務に関する分野

各課の要望等	方向性
<ul style="list-style-type: none">・自治体情報システムの標準化・共通化の推進・システムの標準化に伴う業務フローの見直し・各システムの有効性の確認・整理・システム更新による業務効率化・システム導入による業務効率化	システム化の推進

各課の要望等	方向性
・庁内ネットワークのセキュア化	
・庁舎以外での PC（テレワーク端末）利用範囲拡大 ・フリーアドレス推進 ・業務環境の効率向上（サブディスプレイの導入等）	働きやすい環境の推進
・RPA の普及による業務効率化 ・ドローンの活用による業務効率化 ・負担の大きい業務の見直し	業務の効率化
・他課との業務の見える化・業務改善 ・庁内での情報共有の拡充	庁内業務の見える化
・資格取得支援 ・他団体（県等）の研修受講奨励 ・情報セキュリティ・リテラシーの向上	デジタル人材の育成・確保

（2）住民サービスに関する分野

各課の要望等	方向性
・窓口改革による住民サービスの向上 ・オープンデータ化等による窓口業務の負担軽減	住民にやさしい窓口の推進
・やさしい日本語の活用及び徹底 ・広報紙及び議会情報等の多言語化 ・窓口での外国人への対応の向上	外国人・多言語の推進
・電子申請から庁内システムへのシームレスな連携による業務効率化 ・電子申請に対する市民ニーズの把握と適切なサービス展開 ・窓口対応が必要な手続きにおける、オンラインでの事前書類受付（市民の負担軽減）	行政手続きオンライン化の推進
・LINE 申請受付、施設予約、相談受付等、多機能化による市民サービス向上 ・オープンデータ推進	情報提供手段の再検討
・GIGA 端末の更新 ・デジタル教科書の拡大 ・教育情報セキュリティポリシーの見直し ・教育用のデジタルツールの利用拡大 ・教員の研修等により教員間、学校間でデジタル化の取組 ・教員間での情報連絡システムの検討	教育分野のデジタル化推進
・誰一人取り残さないデジタルデバイド対策のためのスマートフォン教室開催	デジタルデバイド対策の推進

(3) 地域のデジタル化推進に関する分野

各課の要望等	方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・SNS 等での観光 PR の拡大 ・道の駅から市内の観光名所や店舗への誘導 ・地域の店舗を巻き込んだクーポン等の活用 	観光 PR の拡大・多様化
<ul style="list-style-type: none"> ・人流データの取得、分析、活用によるシティプロモーション推進 ・新規就農者支援 ・企業誘致 ・空き家の利用促進 ・市の所有する施設の有効活用（市営住宅でのモデルルーム、リモートオフィスの整備） 	シティプロモーションの検討
・MaaS の実現に向けた調査研究	地域交通の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化の推進（府内の電子化、住民や事業者からの紙媒体による提出物の削減） ・プリンタ（コピー機）の配置見直し ・FAX 利用の削減 ・再生可能エネルギー、電気自動車の推進 ・CO2 削減を数値化し公表 	カーボンニュートラルの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転の実証実験及び AI まちづくりの連携 ・道の駅運営会社との連携 ・地域公共交通事業者との共同観光 PR ・市民が AI を体験できる場の提供 	産官（学）連携の強化

第4章 DX推進に向けた方向性と具体的な施策の展開

I. DX推進に向けた方向性

第2章で国・県の動向、第3章で本市の現状について確認しました。これらを考慮した上で、本計画の方向性について次の分類とし、それぞれについて具体的な施策を展開することとします。

1	自治体 DX の推進	国の「自治体 DX 推進計画」を推進し、デジタル社会の実現に向けた改革を目指します。
2	地域・市民に向けたサービスの向上	地域や市民に対してのサービスを向上させ、より価値の高い情報提供を目指します。
3	デジタル技術を活用したまちづくりの推進	「じょうそう未来創生プラン」において掲げている、人口減少に歯止めをかけ、地域が元気で、かつ、安全・安心な暮らしの実現を目指します。そのために AI 等のデジタル技術を活用したまちづくりを目指します。

2. 具体的な施策の展開

(1) 自治体DX推進

① 自治体フロントヤード（住民と市役所の接点）改革の推進

【現状と課題】

市民などが行政手続で市役所を訪れた際に、多くの書類を書く必要があり、担当する部署によってそれぞれの窓口に行かなければならず、窓口ごとに待たされることとなります。

そのため、「書かせない」、「待たせない」、「迷わせない」、「行かせない」窓口を検討し、市民サービスが向上するための検討が必要です。

また、今後、少子高齢化・人口減少がさらに進み、同時に市の職員数も減少することが予想されます。市民の生活スタイルやニーズが多様化している中で、窓口業務の改革を行い、人的リソースを企画立案や相談対応へシフトしていく必要があります。

施策内容	主な取組
ア) 窓口の改革	<ul style="list-style-type: none">■ 窓口業務担当課によるワーキンググループを開催し、窓口の業務改善について検討します。 他自治体の先進事例を研究し、必要に応じてシステムの導入を行います。■ 電子マネーへの対応として、スマートフォン上での決済サービスアプリによる納付方法を拡充し、キャッシュレス化に対応した納付機会の向上を図り、市民の多様なニーズに対応します。
イ) 行政手続のオンライン化の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 市民がマイナンバーカードを用い、オンラインで行うことが可能な行政手続を、継続して推進します。■ 県と共同利用している電子申請システムを活用し、オンラインで申請ができる手続の拡充を図ります。また、窓口において手続を必要とするものについては、必要な書類をオンラインで事前に受け付けるなどし、窓口での負担軽減を検討します。

② 自治体情報システムの標準化・共通化

【現状と課題】

自治体の基幹系業務システムは、それぞれの自治体が独自に機能を追加し導入してきました。その結果、制度改正の対応や維持管理に多くの財政負担が発生しています。

また、自治体による独自機能が多いため、他の自治体との情報連携が円滑に行えず、国としても住民に対するサービスを、迅速に全国へ普及させることが困難となっています。

このような状況を解決するために、バックヤードとなる全国の自治体の基幹系業務システムを標準化・共通化し、国が用意するクラウドサービス（ガバメント・クラウド）へ移行することが義務化されました。

本市では、令和6年度から順次標準システムに移行する予定としており、それに向けた準備を行っています。なお、移行する業務は、次のとおりです。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・児童手当・子ども・子育て支援・住民基本台帳・印鑑登録・選挙人名簿管理・固定資産税・個人住民税・法人住民税・軽自動車税・就学・健康管理 | <ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当・生活保護・障害福祉・介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金・戸籍*・戸籍の附票* |
| <small>*現行のサーバ環境で稼働予定</small> | |

施策内容	主な取組
ア) 現行システムと標準システムとのフィット・アンド・ギャップの実施	<ul style="list-style-type: none">■ 現在利用しているシステムの機能と帳票が、標準システムに適合し、過不足がないかを確認します。 もし、現在使用している機能や帳票が備わらない場合には、代替手段により実現する方法や、業務の見直しを検討します。■ 上記の代替手段を必要とする場合は、具体的な方法を検討します。一般的には、データをCSVで取り込みエクセルなどによって処理する方法や、アクセスやローコード・ノーコードを活用して簡易アプリケーションを作成することが考えられます。
イ) 業務フローの見直し	<ul style="list-style-type: none">■ システムの標準化に合わせて、業務フローも変更になる可能性があります。国が示す標準業務フローを検証し、標準システムに移行後も、業務に支障が生じないように検討を進めます。
ウ) システム移行計画の策定	<ul style="list-style-type: none">■ システムを移行するための、実施方法やテスト方法を計画します。システムごとに移行時期が異なるため、新システムと旧システム両方にデータ入力をするなどの措置が必要となり、綿密な移行計画を策定します。■ 標準化に関連するシステム及び標準化対象外のシステムについて、ガバメント・クラウドに移行した場合のメリットを検討します。■ 標準化により、マイナンバーの取り扱いや帳票類の変更などが生じる場合は、条例や規則の改訂・見直しをあわせて実施します。

③ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進

【現状と課題】

マイナンバーカードの普及率は令和5年12月末時点で71.5%（全国平均73%）となりました。

スマートフォン用の電子証明書搭載サービスも開始され、マイナンバーカードを活用できる範囲も拡大しつつあります。

今後の取組として、マイナンバーカードにより市民が利便性を享受できるサービスを開していくことが期待されています。

施策内容	主な取組
ア) マイナンバーカードの活用	<ul style="list-style-type: none">■マイキープラットフォームを活用することにより地域の活性化を図ります。■電子証明書を活用した窓口でのサービスを検討し普及促進を図ります。■マイナンバーカードICチップ内の空き領域を活用したサービスを検討します。

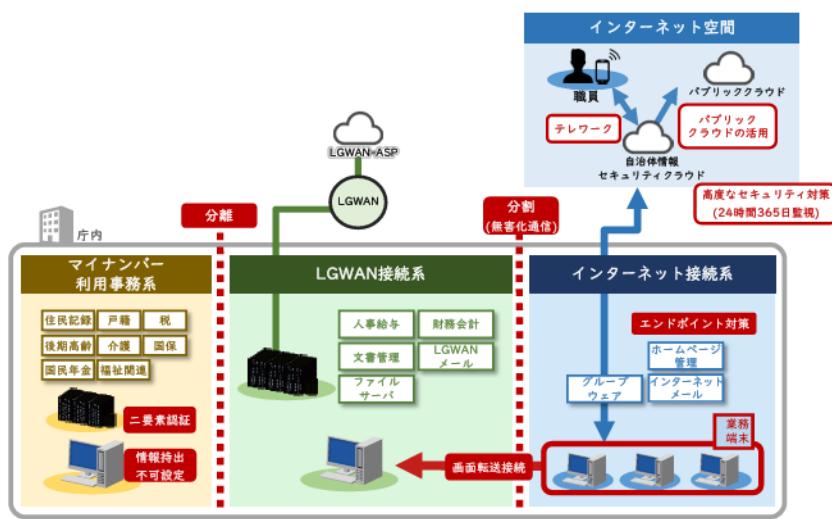
④ セキュリティ対策の徹底

【現状と課題】

個人情報や情報システムなどの情報資産を保護するために、市では情報セキュリティポリシーを策定し、定期的に見直しを行っています。今後も国・県などの動向にあわせて、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、監査体制の充実を図ります。

また、マイナンバーの利用範囲が拡大していく中で、職員の情報セキュリティに対する一層の意識向上が必要です。情報セキュリティポリシーの遵守を、全職員が常に意識し実行するよう、研修を通じて継続的に啓発を行います。

施策内容	主な取組
ア) 情報セキュリティポリシーの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報セキュリティポリシーの見直しを継続的に行います。 ■ 情報セキュリティの事件や事故を未然に防止するために、情報セキュリティ内部監査を毎年実施しています。今後も同様に実施し、必要に応じて専門性の高い外部事業者に依頼する外部監査の実施を検討します。
イ) 職員研修の継続的実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市ではこれまで、全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を定期的に開催しています。今後も引き続き、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施します。
ウ) 業務ネットワークのセキュリティ向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内のネットワークは、マイナンバーを利用している事務系統（マイナンバー利用事務系）、LGWANに接続する事務系統（LGWAN接続系）、インターネットに接続する事務系統（インターネット接続系）の3つの系統にネットワークが分割されており、非常に安全性の高いものとなっています。 現在、一般的な業務端末はLGWAN接続系に配置され業務を行っていますが、インターネットメールの添付ファイルを取得する場合、無害化処理の事務工数が増え、業務効率が低下しているなどの課題があります。 今後は、業務端末をインターネット接続系に移行し、業務効率の向上を図ると同時に、テレワーク端末から業務が行えるようにするなどの検討を進めます。 なお、これらを実現するためには、現在のセキュリティ対策に加え、さらなるウイルス対策や監視技術の導入を実施する必要があります。



(出展 総務省)

⑤ AI・RPA の利用推進

【現状と課題】

近年のAIは劇的に進化しており、業務においても幅広く利用することができるようになっています。

定型的な作業において、画像・音声をAIに認識させ、業務を自動化することで大幅な効率化が期待できます。業務フローの整理・見直しを行い、AI・RPAでできる作業については積極的に利用を進めます。

施策内容	主な取組
ア) RPA の活用推進	<ul style="list-style-type: none">■ 令和5年度に、RPAシステムを導入し、一部の業務にて稼働させています。導入したRPAシステムの効果を検証し、他の業務での利用を拡大します。
イ) AI・IoT の活用	<ul style="list-style-type: none">■ 庁舎や学校などの建物の保守点検において、ドローンにより撮影した映像をAIにて解析し、劣化を検出します。■ 議会運営にて、AIを活用した議事録作成支援システムの導入を検討します。また、その内容を、議会中継で自動字幕として活用することも期待できます。■ 学校施設の水道メーター計で水量を自動検知するシステムの導入を検討します。■ ドローンの自動操縦による農薬散布の導入を検討します。■ AI-OCRを償却資産申告データの読み込みや、農地利用計画書の読み込みなどへ活用することを検討します。

⑥ テレワークの推進

【現状と課題】

現在は、市庁舎などの職場に出勤しなければ行えない業務や事務が多くあるのが実情です。職員の子育て・介護・健康などのライフステージに沿った働き方を実現するためには、テレワークの推進が必要になります。

また、業務上の理由で庁舎以外の出先機関や公共施設などでもテレワーク業務を行えるようにして欲しいとの職員からのニーズもあります。

これらを実現するために、関連する様々な制度を見直し、技術的な対策を行う必要があります。また、職員間のコミュニケーションや、労務管理などの見直しも必要となります。

施策内容	主な取組
ア) テレワーク環境の整備	■ 令和2年度から、「地方公共団体情報システム機構」が提供するテレワークシステムを活用した実証事業に参加しています。今後は、利用の拡充を行い、公民館などの公共施設でも利用できるよう環境の整備やセキュリティ面について、検討を行います。
イ) 在宅勤務の普及	■ 職員の様々なライフステージに対応できるように、在宅勤務ができる環境や制度について検討します。
ウ) 庁内のフリーアドレス化	■ 現在、職員は各職場の指定された席で業務を行っています。今後は、テレワーク推進の一環としてどこでも仕事ができることを目指します。

⑦ デジタル人材の育成

【現状と課題】

自治体DXを推進するためには、デジタル人材の確保・育成が必要不可欠となります。そのためには、デジタル技術などの知識・能力・経験・研修体制を設定した体系的な人材育成方針の策定が望ましいとされています。さらに、デジタル技術を習得する必要性や有用性を職員に認識させ、自発的に学習をすることで、モチベーションを高めていく取組も同時に検討する必要があります。

施策内容	主な取組
ア) 職員研修の開催	■ デジタル技術やアプリケーション操作の理解を深めるための研修会の計画をし、定期的に開催します。
イ) 資格取得の奨励	■ 職員のデジタル技術に関する資格などの取得を奨励し、それに係る費用について補助ができるように検討します。
ウ) DXに対するモチベーションの醸成	■ 他市でのDXの成功事例や先進的な製品の紹介などを積極的に行い、職員の自発的な学習意欲を高める取組を実施します。 ■ デジタル技術を活用し、業務効率化などの業務改善に貢献した職員に対する評価制度を導入するなど、モチベーションを高める取組を実施します。

⑧ BPR の取組の徹底

【現状と課題】

BPR とは既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、市民・事業者及び職員双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上による利便性の向上を図る取組のことです。

デジタル化にあわせ、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握し、分析をした上で、るべきプロセスを制度・体制・手法を含め、ゼロベースで見直すことが求められます。

施策内容	主な取組
ア) 情報システムの導入による BPR 推進	<ul style="list-style-type: none">■ 庁内会計年度任用職員の出退勤を現状の紙での管理から、一般職員と同様の電子上の管理にします。■ 公園を管理している紙の台帳や、汎用ソフトなどを使い自分で作成しているデータベースについてシステム化を行います。■ 手作業で処理している業務について、QRコード・ノーコードの活用を積極的に推進し、効率化を図ります。■ 用地取得管理について、現在手作業で入力を行っています。これについて業務効率化のためシステム導入を検討します。
イ) タブレットの導入による BPR 推進	<ul style="list-style-type: none">■ 現地確認調査時に、調査に必要な図面データや資料の閲覧及び入力へ、タブレット端末を活用します。■ 各種相談などで現地へ訪問した際に、内容をその場で入力し、帰庁後にシステムへ連携することができるようシステムの機能改修を検討します。
ウ) 導入した情報システムの評価・見直し	<ul style="list-style-type: none">■ 業務の効率化・最適化を図るために、電算ヒアリングを継続的に実施します。■ これまでに導入したシステムの中には利用しにくい、老朽化しているなどの理由で、あまり活用できていないものもあります。 情報システムを評価して、システムを効果的に活用できるようにするほか、不要となったシステムの利用を終了するよう検討します。
エ) 庁内業務の見える化	<ul style="list-style-type: none">■ 災害発生時の安否確認や、避難などの支援が必要な避難行動要支援者をリストアップし、データベースを構築しています。そのデータベースは、複数の課で必要なデータを適切なタイミングで提供を行う必要があります、連携が重要となっています。業務の可視化を行い、適切な連携ができるように検討を行います。■ 相続人の調査を複数の部署が実施しており、一部情報が共有できていないことから業務が重複しています。関係部署での情報を可視化する取組を検討します。

⑨ オープンデータの推進・官民データ活用の推進

【現状と課題】

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネットなどを通じて容易に利用（加工、編集、再配布など）できるように公開されたデータをオープンデータと言います。

本市ではオープンデータによる行政の透明性、信頼性の向上を図るとともに、オープンデータの活用による市民参加・市民協働の推進を通じて諸問題の解決、地域活性化を図ります。

施策内容	主な取組
ア) 市の所有するデータのオープンデータ化	<ul style="list-style-type: none">■ 市で保有している各種データについて、市のオープンデータサイト上に公開していますが、今後も公開可能な情報をオープンデータとして公開していきます。。■ オープンデータの利活用を推進するため、民間事業者と連携協定を締結し研究を進めていますが、市民や事業者が必要とするオープンデータについて、今後も研究を進めて行きます。■ 地番図データのオープンデータ化を検討します。
イ) オープンデータの活用による政策立案	<ul style="list-style-type: none">■ 庁内において保有するデータを抽出・分析するシステムを導入し、システムから得られた高精度かつ客観的なエビデンスを、政策立案に反映させる仕組み（EBPM）を構築します。また、各課で保有するデータを全庁的に利活用することにより、新たな視点から市民サービスの向上を図ります。■ EBPM実施のため、市で保有するデータとしてどのようなものがあり、活用することが可能な状態であるかの確認及び棚卸しを行います。

(2) 地域・市民に向けたサービスの向上

① 必要とされる情報の提供・収集

【現状と課題】

市からの情報提供については、必要な人が情報を収集するためホームページを検索したり、SNSなどで情報を受信した人が必要かどうかを判断したりするなど、受信側が情報の取捨選択を行っています。

今後は、AIなどの最新技術を活用し、情報を必要としている人に、最適な手段で、適切な情報を提供する「プッシュ型」へと変革していく必要があります。

施策内容	主な取組
ア) SNSを活用した情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none">■ 市民への情報提供は、現在ホームページをメインの手段としつつ、LINE、X（旧Twitter）、FacebookなどのSNSにおいても発信をしています。 特にLINEは、市民アンケートにおいて利用率が高いことが判明しており、現在の市公式LINEの登録者数は1万7千人を超えております（令和6年2月現在）。 今後は、活用実績の高い市公式LINEの機能を拡張し、行政手続や公共施設予約などができるよう検討し、利便性の向上を目指します。
イ) 適切な情報の提供	<ul style="list-style-type: none">■ 市民協働事業などに関し、メールやSNSなどを使った告知や、参加者間の情報連携を行います。■ 学校給食の献立をホームページやSNSなどへ掲載します。
ウ) デジタルサイネージの活用	<ul style="list-style-type: none">■ デジタルサイネージを活用し、市庁舎への来庁者向けに庁舎案内や必要とする情報を提供します。■ 市役所に掲示するポスターなどをデジタルサイネージに表示し、より来庁者にわかりやすい取組を検討します。
エ) 電子図書館	<ul style="list-style-type: none">■ インターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォンなどから電子書籍を無料で借りて読むことができる電子図書館を構築します。また、ICタグ導入による貸出・返却の自動化をすることで、市民の利便性の向上を図ります。

② バリアフリーなコミュニケーション

【現状と課題】

本市には、多くの外国人住民の方が居住しており、市役所にも多数の方が来庁されます。

令和2年度から外国人総合案内を設置し、通訳者を配置していますが、混雑時期には通訳者の手配が難しくなる状況があります。

また、市内で生活をする上で必要な情報が正確に通じるようにする必要があります。

さらに、障がいを持つ方に対しても多様な伝達手段を用いる必要があります。

デジタル技術を活用することによりバリアフリーなコミュニケーションを目指します。

施策内容	主な取組
ア) 窓口での対応のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none">■ 外国人総合案内が有効に活用されるよう、利用案内の周知に努めます。■ 外国人総合案内には通訳者を配置していますが、電話対応や窓口の混雑により、スムーズな対応がとれない場合があります。 音声翻訳機や多言語映像通訳サービスを有効利用し、様々な言語への対応をしていきます。■ 聴覚に障がいを持つ方向けに、手話ソフトなどをを利用してコミュニケーションが図れるようにします。■ 市民が来庁した際、相談内容が複数の課にまたがるケースがあります。相談内容をリアルタイムに複数の部署で共有可能なシステムの導入を検討します。
イ) 配信情報の多言語対応	<ul style="list-style-type: none">■ ホームページで対応している言語を多くしたり、視覚障がい者向けの読み上げ機能を設けたりするなど、一層のバリアフリー化を目指します。■ 外国人に伝わりやすいとされる「やさしい日本語」の職員研修を継続し、ホームページやSNS、各文書に反映します。
ウ) 各種施設での多言語対応	<ul style="list-style-type: none">■ ゴミステーションにおいて収集日や分別方法をお知らせできるように、QRコードなどを活用した周知について検討します。

③ 防災・災害情報伝達手段の強化

【現状と課題】

災害時には、市民に対する迅速かつ正確な情報提供が必要とされます。そのため、様々なシチュエーションを想定し、その時々で利用できる情報伝達手段を最大限に活用します。

施策内容	主な取組
ア) 多様な手段を活用した情報伝達	<ul style="list-style-type: none">■ 既設の防災行政無線の継続利用と共に、放送内容を携帯電話やスマートフォンなどへ配信するサービスを実施します。■ 現在運用している防災ラジオの普及啓発を図ります。
イ) 新たな情報伝達手段の検討	<ul style="list-style-type: none">■ 防災危機管理担当部署とデジタル推進担当部署が連携し、新たな防災・災害情報伝達手段の検討を行います。■ 市民が災害をジブンゴトとして行動することができるよう避難支援システムの検討を行います。
ウ) り災証明書の迅速な発行	<ul style="list-style-type: none">■ り災証明書の発行は、災害が発生した際の被災者支援の第一歩となるため、調査及び交付の際に被害認定現地調査システム及びり災証明書発行管理システムを活用し、証明書発行の迅速化を図ります。
エ) ICT-BCP の策定	<ul style="list-style-type: none">■ 大規模な災害や感染症、サイバー攻撃などが発生した際、優先度が高い情報システムを復旧させ、市民への広報や必要最低限の業務ができるようにする必要があります。情報システム担当者が災害時速やかに適切な行動がとれるように ICT-BCP を策定します。

④ 教育のデジタル化の推進

【現状と課題】

文部科学省が提唱する「GIGA スクール構想」について、新型コロナウイルス感染症拡大によって取組時期が前倒しとなりました。児童生徒のために、1人1台の学習者用PC及び高速ネットワーク環境などが整備され、教育分野のデジタル化が推進されています。

本計画を作成するにあたり、教員を対象にデジタル機器の利用状況についてのアンケートを実施しました。この結果を分析し、施策に反映していきます。

施策内容	主な取組
ア) 教員向けの研修及び支援	■ 教員が授業でデジタル技術を活用する上で必要な知識及び技能を習得するための研修と支援を実施します。
イ) 教育情報セキュリティポリシーの見直し	■ 学校において児童生徒の情報を適切に取り扱うため、教育情報セキュリティの見直しを継続して実施します。
ウ) AI ドリル教材・授業支援ソフトウェアの普及	■ 「個別最適な学習」と「協働的な学習」を推進するため、導入済のAI ドリル教材や試験導入している授業支援ソフトウェアの使いやすさ、利用状況や活用方法を検証し、本格導入を検討します。 ■ 授業で効果的な活用をするため、教員に対し活用方法の周知や研修などを行います。
エ) デジタル教科書	■ デジタル教科書について、教員や児童生徒が効果的に活用できるか検証し、導入について検討を行います。
オ) 教員の働き方改革の推進	■ 教員の働き方改革や児童生徒のICT活用を進めるため、ICT支援員を活用します。 ■ ワーク・ライフ・バランスにあわせ、テレワークでも仕事が行えるよう、ゼロトラストなどの導入を検討します。
カ) 1人1台の学習者用及び教職員用PCの更新	■ 1人に1台貸与している学習者用PCの耐用年数を考慮し、更新を検討します。様々なソフトウェアとの連携が図れるなど、利用価値が向上する機種選定を行います。

⑤ デジタルデバイド対策

【現状と課題】

オンラインによる行政手続を行う際や市からの様々な情報を受け取るためにインターネットの重要性はますます高まっており、DX社会を実現するためには必要不可欠なものとなっています。

しかし、市民アンケートの結果では、約3割がインターネットを利用しておらず、その理由の約6割以上は操作方法がわからないなどとしています。これは、何らかのサポートがあればインターネットを活用できるようになるということを示しているものもあります。

デジタル庁においても「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というミッションを掲げ、国をあげたデジタルデバイド対策を行っています。

施策内容	主な取組
ア) スマートフォン講習会の開催	■ 高齢者をターゲットとしたスマートフォン操作教室を開催します。現在スマートフォンを使用していない高齢者層、または、活用しきれていない高齢者層へ向け、防災情報や緊急情報をはじめとするデジタル情報が、確実に受信できるよう支援を行います。

(3) デジタル技術を活用したまちづくりの推進

① AI まちづくりの推進・シティプロモーション

【現状と課題】

AIなどの先端技術を活用しながら地域課題の解決に向けた取組を市民や企業とともに考え、社会実装を進めるとともに、これらの活動を通じて、AI関連産業の集積と雇用の創出を目指す「AI まちづくり」を推進します。

同時にシティプロモーションを推進し、定住人口増加に向けた取組を行います。

施策内容	主な取組
ア) アグリサイエンスバレー常総を中心とした最先端農業の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ■アグリサイエンスバレーではAIやIoTなどを活用した最先端農業の誘致を進めています。そこでのノウハウを市内の農家へ普及・拡大させていきます。
イ) 人流データを活用したシティプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■人流データサービスを活用し、市内のどこに、どこから、どれだけ人が来ているかを分析し、どのような場所に関心があるかを把握します。そのデータを活用し、市の魅力について周知・広報を行います。
ウ) 空き家の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■人流データなどを活用し、どのような人にはどのような地域のニーズが高いかを分析し、対象地域の空き家所有者に対して物件の流通・利活用を提案します。 ■新規で就農を希望する方に対する支援として、空き家の活用を提案できるよう、デジタルツールを活用し広報を行います。 ■ARなどの技術を用いて空き家の内覧を遠隔地ででき、さらにリノベーション後のイメージも見られるよう検討します。
エ) 産官連携によるAIを体験できるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■令和4年に株式会社本田技術研究所と「AI まちづくりへ向けた技術実証実験に関する協定」を締結しました。同協定に基づき、AIマイクロモビリティの自動走行実験実施に係る許認可手続きや実験エリアの提供などの支援を行い、市民の移動と暮らしの進化を目指します。 ■AIまちづくりを推進するため、市と民間企業などが参画する「常総AIまちづくりコンソーシアム」を設立し、AIまちづくりの進め方などに関する協議を進めます。 ■市民がAIに親しみを持つ機会を創出し、AIに対する認知・理解の促進を図るとともに、AI活用の機運醸成を目指します。
オ) スマート農機導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ■スマート農機の導入について、企業や大学などの教育機関と協働し、市内の意欲ある農家への支援を検討します。
カ) 公共交通の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■デマンドタクシー「予約型乗合交通ふれあい号」の自動予約受付及び配車などにAIを導入し、市民が便利で利用しやすいようにします。 ■令和6年度にコミュニティバスが運行開始されます。コミュニティバスの運行ルートの最適化や運行計画の検討においてデータの利活用を推進します。
キ) MaaS の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■「常総MaaS推進協議会」にて、令和5年に鉄道や小型モビリティなどの公共交通と道の駅常総や商店街、観光スポットをシームレスにつなぐサービスの実証実験を実施しました。その結果を分析し、今後のMaaSの取組について検討します。

ク) 公共施設の有効活用

■ 公共施設の空いたスペースにおいて、コワーキングスペースなどを開設して貸し出すことを検討します。

② 道の駅を拠点にした賑わいの創出

【現状と課題】

「道の駅常総」は、令和5年4月にオープンし、半年で来場者が100万人に達するなど、多くの人が本市に訪れています。

道の駅の来場者に対し、本市のPRを行い、農産品の販売促進、市内商店の賑わいの創出や観光地域づくりを推進します。

施策内容	主な取組
ア) 来場者の人流データの利活用	<ul style="list-style-type: none">■道の駅の来場者がどのような属性であるかの人流データを取得するため、性別や年代などの属性についてAIカメラを活用し分析しています。 今後は人流データをマーケティングデータとして活用し、道の駅の魅力をさらに向上する取組を行います。
イ) スマートフォンを活用した観光PR	<ul style="list-style-type: none">■道の駅の来訪者がQRコードを読み取り、市内の観光地や商店の情報を受け取れるサービスを開設します。また、市内の商店と協力しクーポンなどのお得な情報を提供できるようにします。
ウ) デジタルアーカイブの構築	<ul style="list-style-type: none">■市民やボランティアから地元の伝統芸能や無形文化財などの映像を撮影、提供してもらうことで、現在運営している市のデジタルミュージアムを拡充します。■観光スポットや地元で有名な名所などを撮影してもらい、市の観光案内として、SNSやYouTubeなどの動画画像投稿サイト及びホームページなどに掲載します。

③ カーボンニュートラルの推進

【現状と課題】

本市は令和2年7月、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。今後さらに市民・事業者・行政が連携し、カーボンニュートラルに向けた取組を推進します。

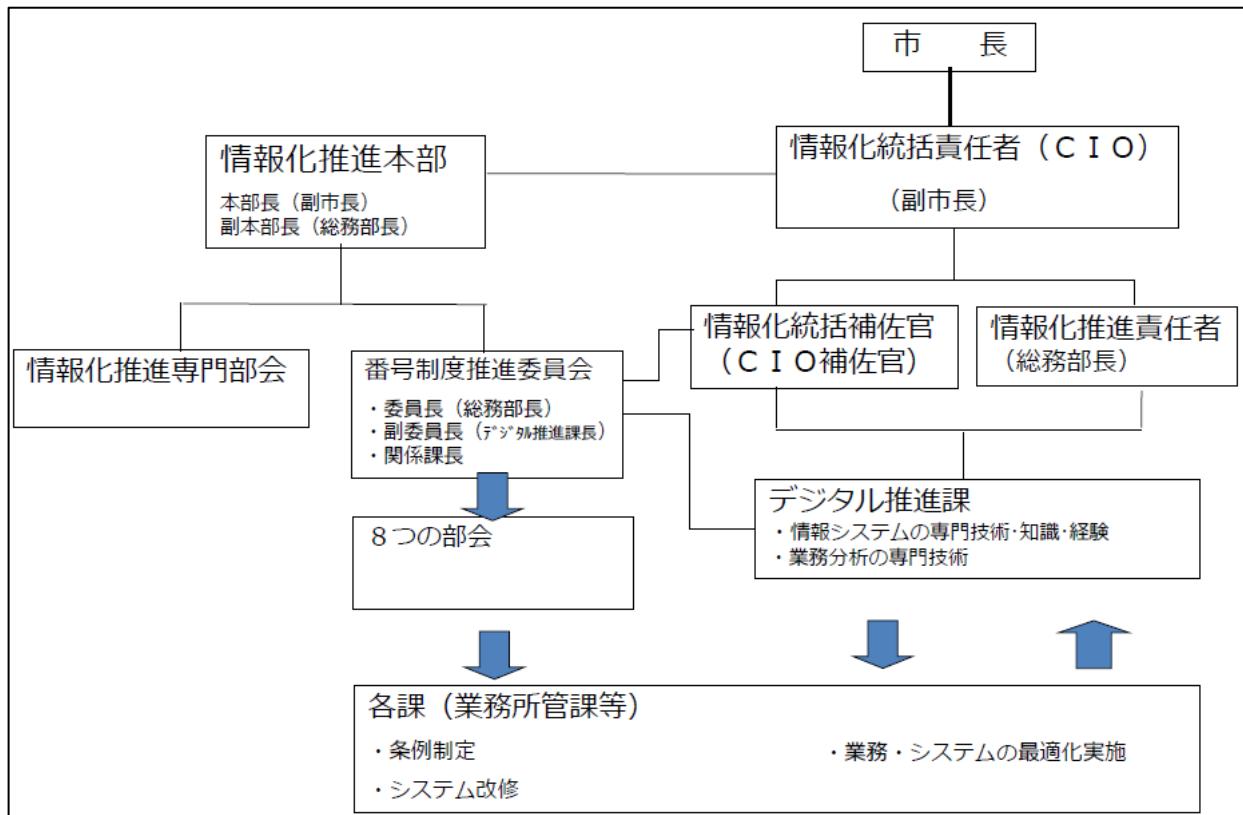
施策内容	主な取組
ア) ペーパーレス化の推進	<ul style="list-style-type: none">■ ペーパーレス会議システムを継続して利用するとともに、利用拡大を促進します。■ 電子申請を利用した入札参加資格申請システムを導入することで、事業者において、ペーパーレス化及び書類の送付労力が軽減されます。また、受付・入力業務なくなることにより、迅速かつ正確な登録が可能となります。■ 業務において確認作業時に紙印刷資料を多く用いています。これについてPCのサブモニターなどを導入することによりペーパーレスを推進します。
イ) 複合機及びプリンターの配置の見直し	<ul style="list-style-type: none">■ 複合機及びプリンターの設置台数最適配置を実施し、省電力化及び機器やトナーの経費削減を行います。また、併せて紙書類の取り忘れなどがないようセキュアプリントを導入し、セキュリティ強化に努めます。
ウ) FAX利用の削減	<ul style="list-style-type: none">■ 外部事業者との連絡にFAXを用いている事務において、電子メールなどを活用することにより全般的なFAX利用の削減を目指します。同時に市内事業者のデジタル化支援を行います。
エ) 市民への周知	<ul style="list-style-type: none">■ カーボンニュートラルの取組への市民参加を促すため、市が策定した「地球温暖化対策実行計画」の内容を周知します。■ EV車普及のため、市内の充電スポットのデータ化・公開を検討します。■ 各種取組で削減されたCO₂の量を数値化し、取組状況を公表します。■ 自家用車から公共交通機関（コミュニティバスや「予約型乗合交通ふれあい号」）へ利用を移行するよう広報周知を行います。

第5章 推進体制

I. 推進体制

本市では、市域及び庁内のDXを推進するため、副市長を本部長とする「情報化推進本部」を設置しています。本計画に掲げた各施策については、毎年度この推進本部に進捗を報告し、進行管理を行っていきます。

なお、個々の施策については、各主管課において推進していくことを基本とします。施策の推進にあたり、複数部署の連携が必要になる場合は、「情報化推進本部」の下部組織として、専門部会を設置し検討を進めています。



2. 職員研修

DXを効果的に推進するには、デジタルの知識や技術の向上が欠かせません。また、市が預かっている市民の大切な情報を守るために、職員の情報セキュリティ対応力の向上が必須であると考えています。

そのため、以下のような研修を職員に対して実施します。

(1) DX人材の育成のための研修

DX推進を担う人材を育成することを目的に研修を実施します。

研修は、AIやDXなどに関する最新技術の動向や、本市で活用しているRPAなどの各種業務用アプリケーションの操作や活用事例を紹介し、各職員が自らの業務で積極的に導入し業務効率の向上につながるようにします。

(2) 情報セキュリティ対策のための研修

情報セキュリティ対策は、情報化の進展とともに変化していきます。そのため、常に最新の情報セキュリティ知識を理解するとともに、市職員として情報セキュリティ遵守を徹底するための研修を定期的かつ継続的に実施します。

3. 計画の見直し

本計画は、毎年度事業の見直しを行います。

また、計画期間の中間年度（令和 8 年度）には、社会情勢やデジタル化技術の進展及び事業の進捗状況を総合的に評価し、必要に応じて計画の見直しを実施します。

また、計画期間の最終年度（令和 10 年度）には、毎年度の事業の進行状況や社会情勢、市民ニーズなどを踏まえ、次期 DX 推進計画の検討を実施します。

用語解説

No	用語	掲載頁	解説
1	DX	P.1	ICTの活用を通じたデジタル化により、効率化だけでなく、これまでのサービスや仕事の仕方を変革し、新たな価値を創出することであり、さらには、社会の仕組みや組織文化までも同時に変革すること。Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略。
2	AI	P.1	Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。
3	IT	P.2	Information Technology（情報技術）の略。コンピュータやネットワークに関わるすべての技術を総称する言葉として使用される。
4	Society5.0	P.3	サイバー（仮想）空間とフィジカル（物理）空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会のこと。
5	ガバメント・クラウド	P.3	標準準拠システムを搭載する、国が整備するクラウド環境のこと。
6	フロントヤード	P.4	自治体と住民の接点となる庁舎窓口や公共施設など意味する。具体的には、行政手続きや行政からの通知、行政が行う広報などがフロントヤードに含まれる。
7	RPA	P.4	Robotics Process Automationの略。業務の自動化技術の一環で、これまで人間のみが対応してきた作業を、ソフトウェアロボットが代行・代替する仕組みのこと。
8	デジタルデバイド	P.4	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
9	BPR	P.4	既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、市民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組のこと。
10	オープンデータ	P.4	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるように公開されたデータのこと。
11	グリーントランسفォーメーション（GX）	P.6	化石燃料をクリーンエネルギーに転換して、脱炭素化社会を構築しようという取組のこと。
12	再生可能エネルギー	P.6	石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。
13	カーボンニュートラル	P.7	温室効果ガス排出量をできるだけ削減し、削減できなかつた温室効果ガスを吸収または除去することで実質ゼロにすること。温室効果ガス排出量を削減することが難しい分野もあるため、できるだけ削減努力をした上で、どうしても排出される温室効果ガスを何らかの手段によって実質ゼロにするというのが、カーボンニュートラルの基本的な考え方である。

14	エコシステム	P.8	元は生態系の用語。業界や製品がお互いに連携することで大きな収益構造となることをビジネス界のエコシステムと呼ぶ。
15	ユースケース	P.8	利用者があるシステムを用いて特定の目的を達するまでの、双方の間のやり取りを明確に定義したもの。利用者は機器を操作する人間以外にも外部の他のシステムなどを想定する場合もある。これとは別に、「活用事例」「モデルケース」などの意味で用いられることがある。
16	オープン・イノベーション	P.8	企業等が内部資源及び外部資源（技術、アイデア、サービスなど）の結合により、新たな価値を創造すること。
17	ICT	P.8	Information and Communication Technology の略。情報処理および情報通信技術のこと。つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。
18	ITリテラシー	P.8	通信・ネットワーク・セキュリティなど、ITを使う際に必要とされる、情報の扱いに関する理解や操作に関する能力のこと。
19	電子決裁	P.8	書類や会議文書等の決裁のプロセスを電子化し、パソコン上で事務処理を行うようにすること。
20	テレワーク	P.8	ICTを活用した場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）等様々な働き方の総称。
21	スマート自治体	P.8	システムやAI等の技術を駆使して、効果的、効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。
22	立会人型電子契約	P.8	利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスのこと。
23	ペイジー	P.9	スマートフォンやパソコンから支払いができる決済サービス。金融機関が共同で構築・運営しているサービスで、国内のほとんどの金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協、日本郵政公社）が共通の仕組みでサービス提供している。
24	電子マネー	P.9	一般的に、利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段のこと。利用者は電子的なデータのやり取りを通じて、現金（貨幣や紙幣）と同じように、モノを買ったりサービスを受けたりすることができる。代表的な電子マネーに、鉄道会社や小売流通企業が発行するものがある。
25	QRコード決済	P.9	スマートフォンのQRコード決済専用アプリでQRコードを読み取ることで、銀行口座やクレジットカードから支払う決済手段のこと。
26	AI-OCR	P.9	手書きの申請書等を、AIを活用した文字認識技術により電子データ化するシステムのこと。
27	AIチャットボット	P.9	「対話(chat)」する「ロボット(bot)」の2つを組み合わせた言葉。AIを活用した、自動的に問い合わせに応じる仕組みのこと。
28	ビッグデータ	P.10	ボリュームが膨大かつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータ等がある。

29	MaaS	P.10	<i>Mobility as a service</i> の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等の連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
30	アクセシビリティ	P.10	情報通信分野においては、高齢者や障害者等、ハンディを持つ人にとって、情報やウェブサービス、ソフトウェア等が円滑に利用できることを意味する。
31	Wi-Fi	P.10	無線 LAN の標準規格のひとつ。
32	SNS	P.11	<i>Social Networking Service</i> の略。インターネット上への記事や写真の投稿を通して社会的ネットワークを構築するサービス。代表的なサービスとして Facebook, X (旧: Twitter), LINE, Instagram 等がある。
33	デジタルサイネージ	P.11	屋外・店頭・交通機関などの公共空間で、ネットワークに接続されたディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。
34	マイナポータル	P.12	マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人ひとりが様々な官民のオンラインサービスを利用できる。
35	マイキープラットフォーム	P.12	マイナンバーカードの「マイキー部分」(電子証明書および IC チップの空き領域の部分)を活用して、マイナンバーカードを公共施設の利用者カードや商店街のポイントカードとして利用できるようにするための共通情報基盤のこと。
36	AI ドリル	P.13	タブレット端末などで学べる教材ソフト。児童生徒の解答を AI が分析し、次に取り組むべき問題を自動で出題したり、単元を先取りしたりすることから、個々の習熟度に応じた学習ができるという期待がある。
37	トライアル導入	P.12	契約する前にパッケージを体験導入することで、導入の是非を判断するもの。
38	スマート農業	P.12	ロボット技術や ICT を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
39	GPS	P.12	<i>Global Positioning System</i> の略で、日本語では「全地球測位システム」と訳される。人工衛星から発せられた電波を受信し、現在位置を特定するもの。地球を周回している人工衛星の電波を端末が受信し、位置・距離・時刻などを計算して、現在位置を正確に割り出すシステム。
40	電子図書館	P.12	インターネットを通じてお持ちのパソコンやタブレットスマートフォン等から電子書籍を無料で借りて読むことができるサービス。
41	防災ラジオシステム	P.13	地震・水害や避難など災害に関する情報を迅速にお知らせするためのラジオシステムのこと。
42	防災行政無線	P.13	「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とする無線、またはそのための設備のこと。平常時には一般行政情報伝達に使用できる無線局である。

43	電子@連絡帳 JOSO システム	P.13	医療機関と介護サービス事業者等が多職種間の連携を支援する電子ネットワークのこと。地域の支援を必要とする方を対象に、質の高い医療・介護サービスを提供することを目的としている。
44	タブレット端末	P.13	コンピュータ製品の分類の一つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品のこと。
45	被災者支援システム	P.13	災害対策基本法に基づく「被災者台帳」をデータベース化したもの。このシステムにより、災害時における適切な被災者支援を行う。
46	被害認定現地調査システム	P.13	災害発生時において、このシステムアプリを搭載したスマートフォン及びタブレット等を使用し、災害現場にて災証明書発行の基礎となる災害の程度を調査するシステム。これらを用いることにより、迅速かつ正確に調査することができる。
47	り災証明書発行管理システム	P.13	被害認定調査システムにて調査した災害の程度の結果を、り災証明書として発行するシステム。データ管理機能等にも優れしており、多種多様な統計にも対応できる。
48	ペーパーレス化	P.13	データや資料を紙に印刷して保管・共有・閲覧等行っていた方法からコンピュータシステム上でのファイルの操作や画面表示で代替しようとする試み。企業の業務の効率化やコスト低減の取り組みの一環として行われる。
49	AR	P.13	Augmented Reality（拡張現実）の略。仮想空間の情報やコンテンツを現実世界に重ね合わせて表示する技術のこと。
50	VR	P.13	Virtual Reality（仮想現実）の略。ヘッドマウントディスプレイ内に360度のコンテンツを表示し、その映像内にいるかのような臨場感を与える技術のこと。
51	タッチパネルコンテンツ	P.13	デジタルサイネージ等の画面に表示させる静止画や動画などのデータであり、ディスプレイをタッチすると映像が変化するコンテンツのこと。
52	テレワークシステム	P.14	自宅や外出先等の遠隔地のインターネット回線から、いつでも安全に職場のネットワークに接続することができる仕組。
53	シティプロモーション	P.23	地域の魅力を内外に発信することでイメージを高め、ヒト・モノ・カネを呼び込み、地域経済の活性化につなげる活動のこと。
54	マンダラート	P.23	正方形のマス目の中に目標やテーマを書き込んでアイデアや思考を発展させていく思考ツールのこと。
55	フリーアドレス	P.24	オフィスの中で固定席を持たずに、ノートパソコンなどを活用して自分の好きな席で働くワークスタイルのこと。図書館の閲覧テーブルのように、個人席を決めずに空いている席を使う形式で、その時オフィスにいない人のスペースを有効活用できる。
56	ドローン	P.24	無線で遠隔操作できる小型の無人航空機のこと。航空法では、無人航空機を「人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させができるもの」と定義している。
57	情報リテラシー	P.24	デジタルツールやインターネットなどを安全に使うために必要な知識や技術を身に付け、実践できる能力のこと。
58	GIGA 端末	P.24	文部科学省が提唱する「GIGA スクール構想」により、児童生徒1人1台貸与している学習者用PCのこと。

59	情報セキュリティポリシー	P.24	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。
60	バックヤード	P.28	住民と接点をもたない、自治体の内部事務のこと。
61	クラウドサービス	P.28	ユーザ（企業・行政・個人等）が独自にハードウェア、ソフトウェア及びデータ等を保有・管理せずに、インターネット等の通信回線を利用したサービスのこと。
62	ローコード・ノーコード	P.28	「ローコード」は0からコーディングを行うよりも、少ないプログラムコードで開発できるという開発手法のこと。「ノーコード」はソースコードのコーディングを行わず、プログラミングに関する専門知識がいっさい不要で開発を行うことが可能になる開発手法のこと。
63	LGWAN	P.30	地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク
64	IoT	P.31	Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。
65	GIS	P.35	位置に関する様々な情報をもつたデータを加工・管理し、地図の作成や高度な分析などを行うシステム技術の総称。Geographic Information Systemの略称で日本語では地理情報システムと訳される。
66	EBPM	P.35	Evidence Based Policy Making の略。統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。
67	ICタグ	P.36	集積回路が搭載された小型のタグ。ICタグには、電波や磁界を利用して非接触で情報のやりとりをおこない、個体を識別する機能がある。
68	ICT-BCP	P.38	BCPとは、Business Continuity Planの略で事業継続計画を意味する。つまり、ICT-BCPとは、災害時に自庁舎が被災しても、ICT資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保する計画であり、地域防災計画を支え、また、地域防災計画の想定を超える災害にも備える計画である。
69	ワーク・ライフ・バランス	P.39	働くすべての方が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のこと。
70	ゼロトラスト	P.39	「Verify and Never Trust」（決して信用しないで必ず確認する）という考え方に基づいたネットワークセキュリティのアプローチの一つ。社内外のネットワーク環境における従来の「境界」の概念を捨て去り、守るべき情報資産にアクセスするものはすべて信用せずに、その安全性を検証することで情報資産への脅威を防ぐという、セキュリティ対策の新しい考え方である。
71	スマート農機	P.41	ロボット技術や情報通信技術などの先端技術を搭載した農業機械のこと。
72	デマンドタクシー	P.41	自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯・乗車場所等の要望（デマンド）に応じて運行する「予約制の乗合タクシー」のこと。
73	コワーキングスペース	P.41	異なる職業や仕事を持った利用者たちが、同じ場所で机や椅子、ネットワーク設備などをシェアしながら仕事をするスペースのこと。

74	デジタルアーカイブ	P.42	有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、長期保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供すること。最初からデジタル情報として生産された文化財も対象となる。
75	ゼロカーボンシティ	P.43	環境省により、「2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体」を「ゼロカーボンシティ」と定義している。
76	EV 車	P.43	「Electric Vehicle」の略で、電気自動車のこと。電気をエネルギー源とし、モーター（電動機）を動力源として車を駆動させる。内燃機関を持たないため、走行中に CO ₂ や NO _x を排出しない。環境に優しい次世代自動車の一つとして世界中の自動車メーカーが開発を進めている。

「DX推進計画（地域情報化計画策定）に関する市民アンケート」 調査集計

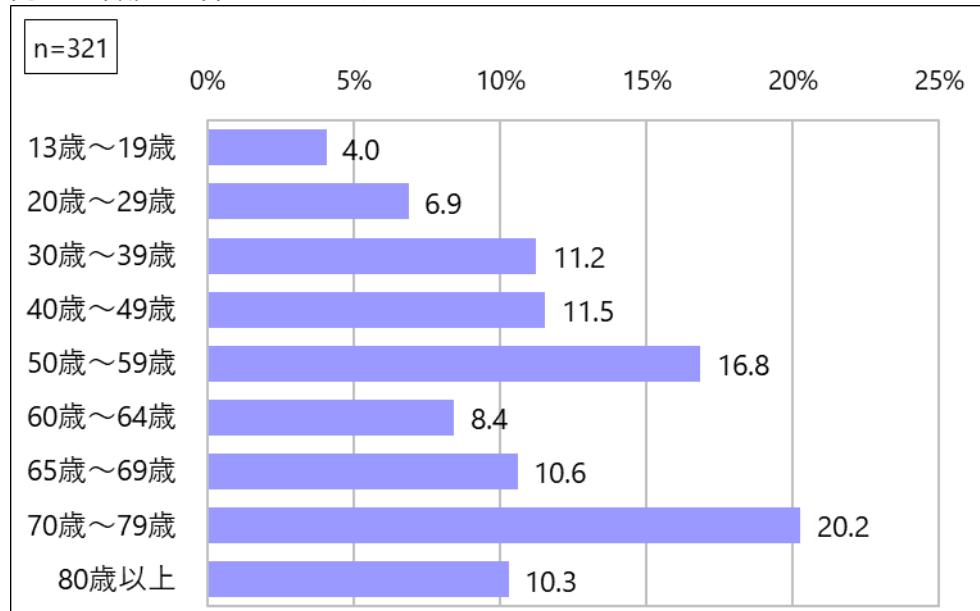
■ 市民アンケート調査日	令和 5年10月5日～23日
■ 市民アンケート配布数	800通
■ 紙面アンケート回収数	259通
■ WEB アンケート回答数	62通
■ 市民アンケート回答数	計 321通 (40.86%)

令和5年12月

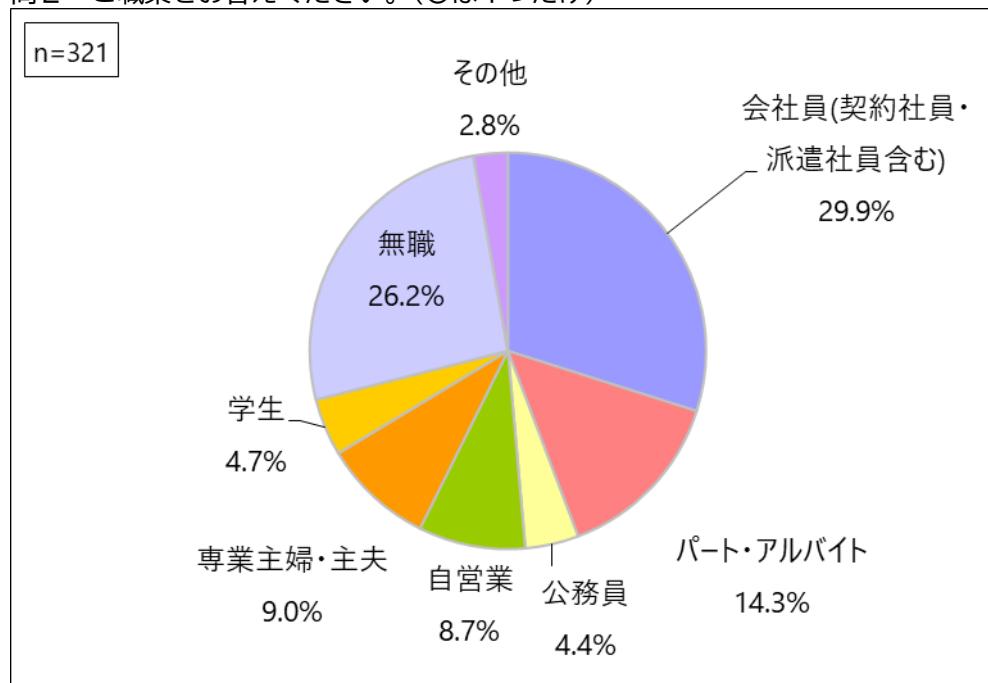
常総市デジタル推進課

I あなたご自身についておうかがいします。

問1 年齢をお答えください。

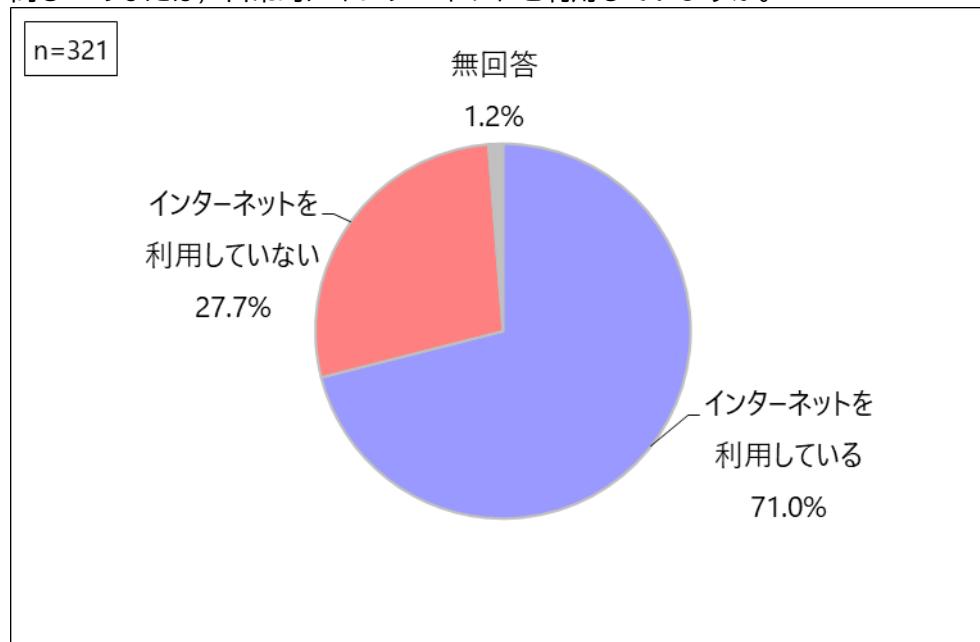


問2 ご職業をお答えください。(○は1つだけ)



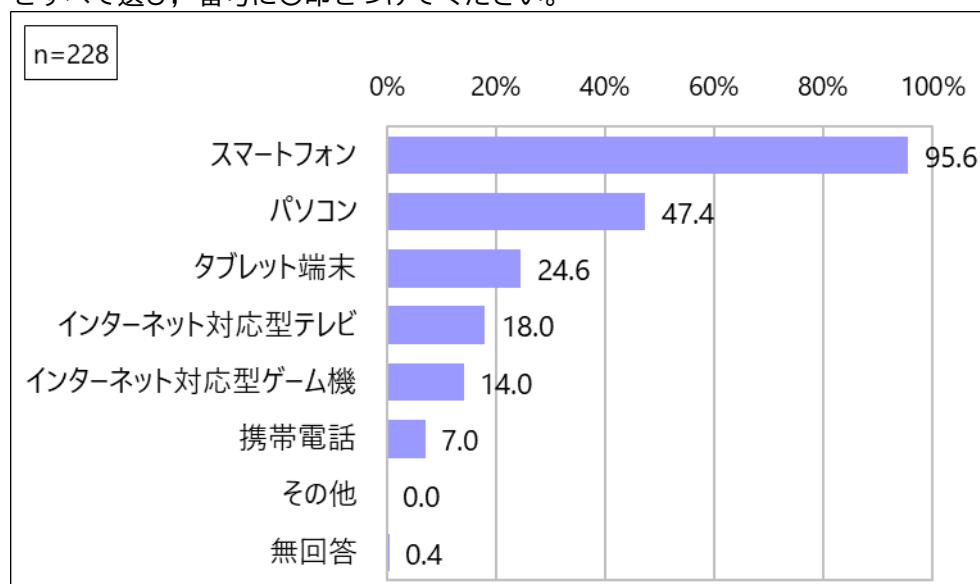
II あなたご自身のインターネットや情報機器の利用状況などについておうかがいします。

問3 あなたは、日常的にインターネットを利用していますか。



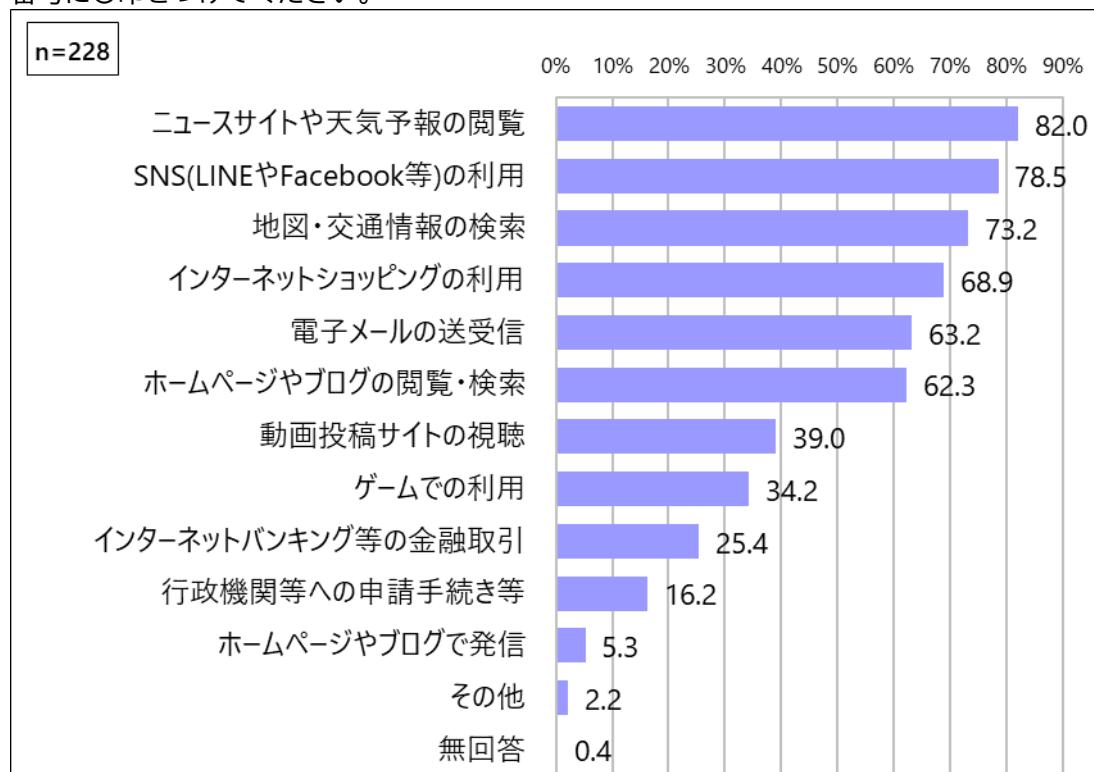
問4 【「インターネットを利用している」方におうかがいします】

あなたが、日常的にインターネットを利用する際に、使用する機器をお答えください。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



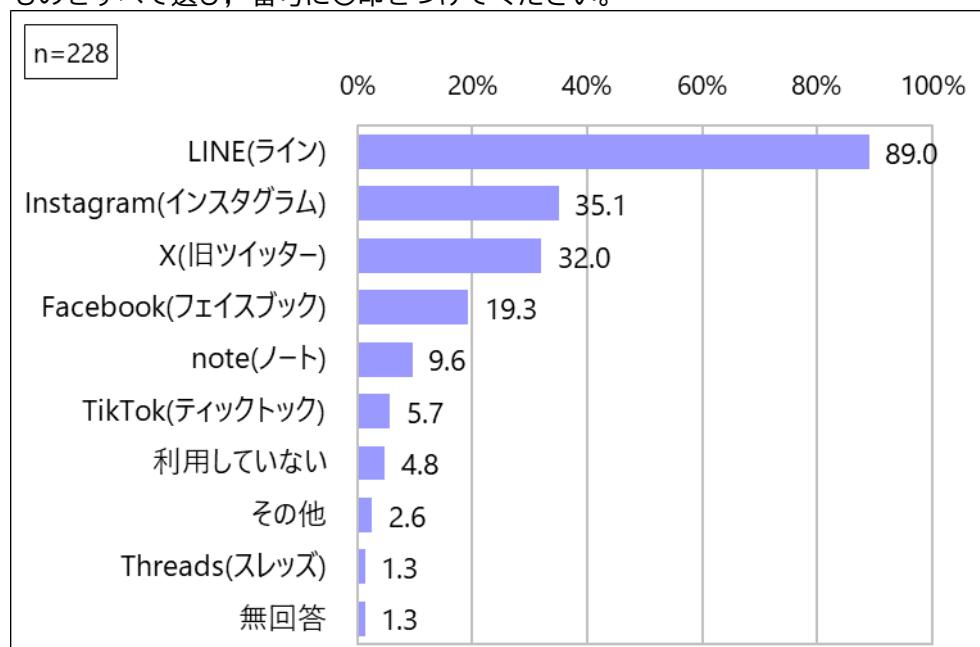
問5 【「インターネットを利用している」方におうかがいします】

あなたが、日常的にインターネットを利用する目的をお答えください。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



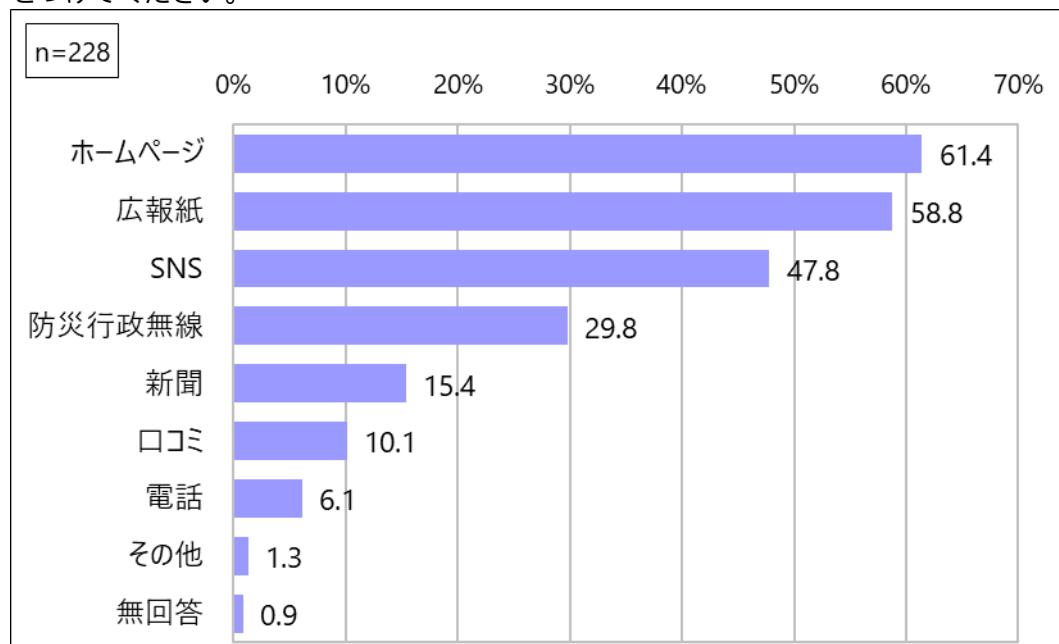
問6 【「インターネットを利用している」方におうかがいします】

あなたは、どのようなSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用していますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



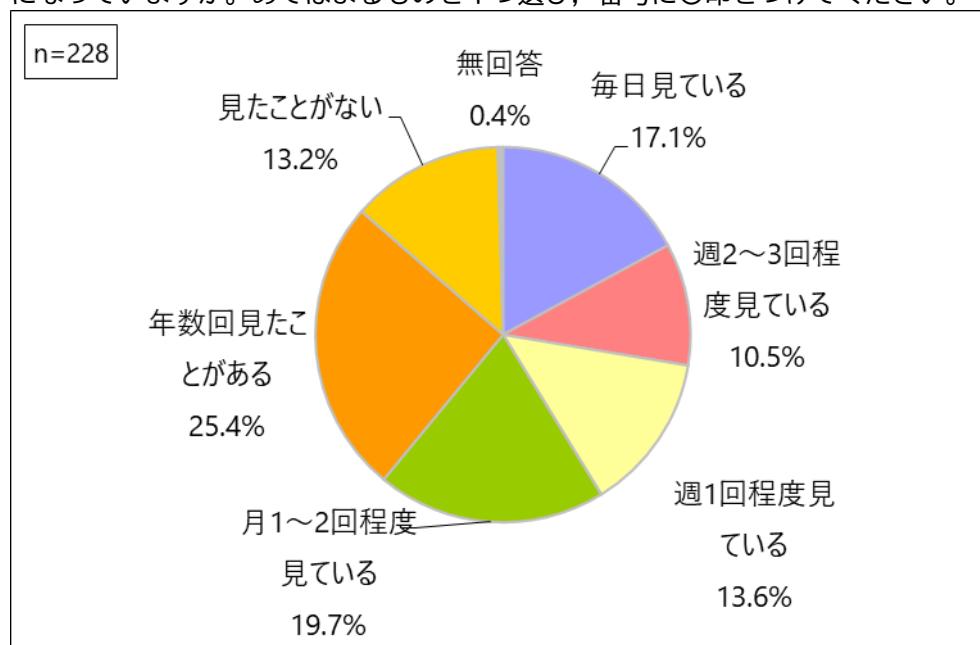
問7 【「インターネットを利用している」方におうかがいします】

あなたは、どのような手段で市の情報を取得していますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



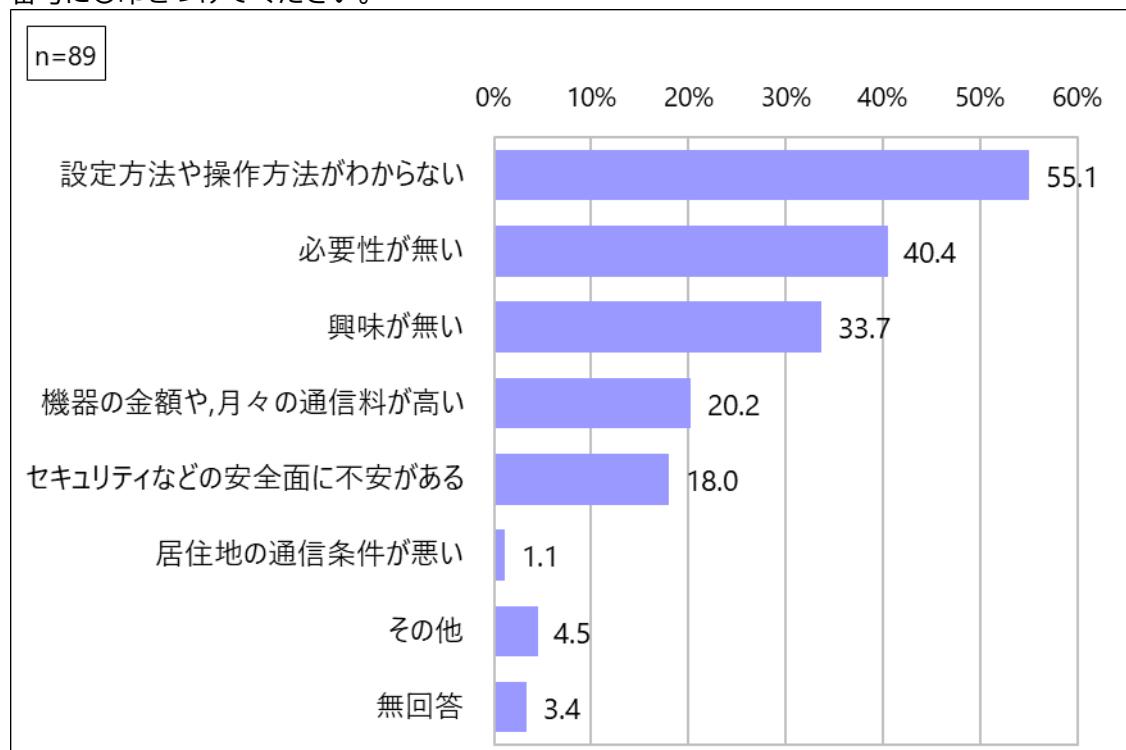
問8 【「インターネットを利用している」方におうかがいします】

あなたは、どれくらい市の公式ホームページ、Facebook（フェイスブック）、X（旧ツイッター）をご覧になっていますか。あてはまるものを1つ選び、番号に○印をつけてください。



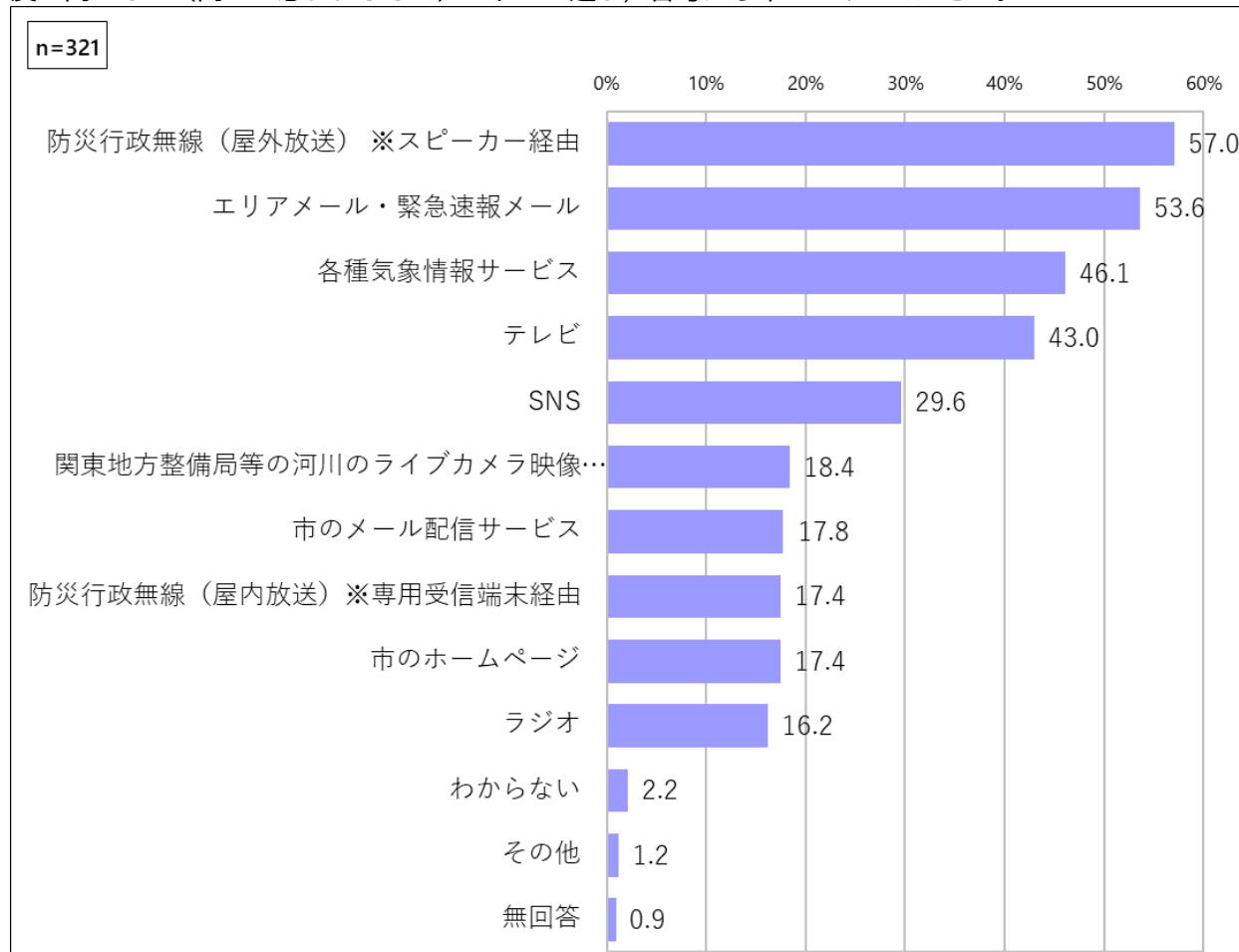
問9 【「インターネットを利用していない」方におうかがいします】

あなたが、日常的にインターネットを利用しない理由をお答えください。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。



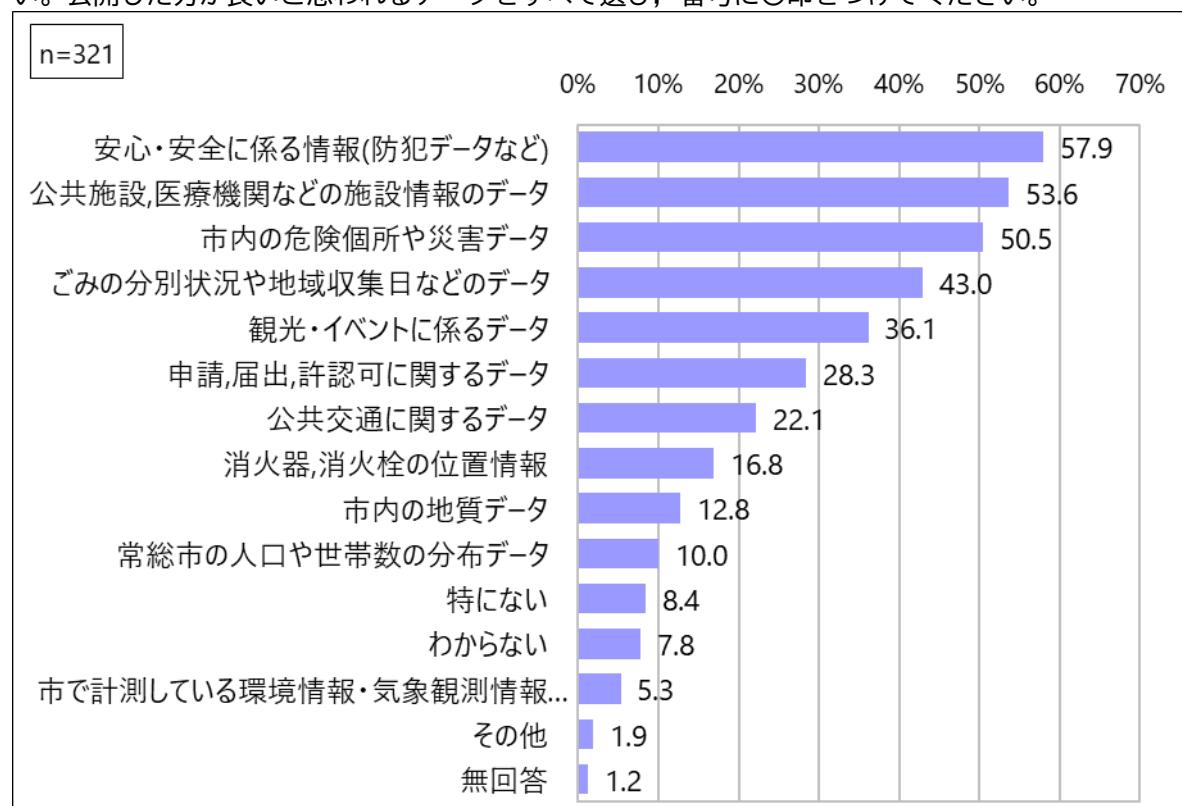
問10 【すべての方におうかがいします】

あなたが、防災・防犯分野の情報を入手している（入手しようと思う）方法をお答えください。利用頻度が高いもの（高いと思われるもの）をすべて選び、番号に○印をつけてください。



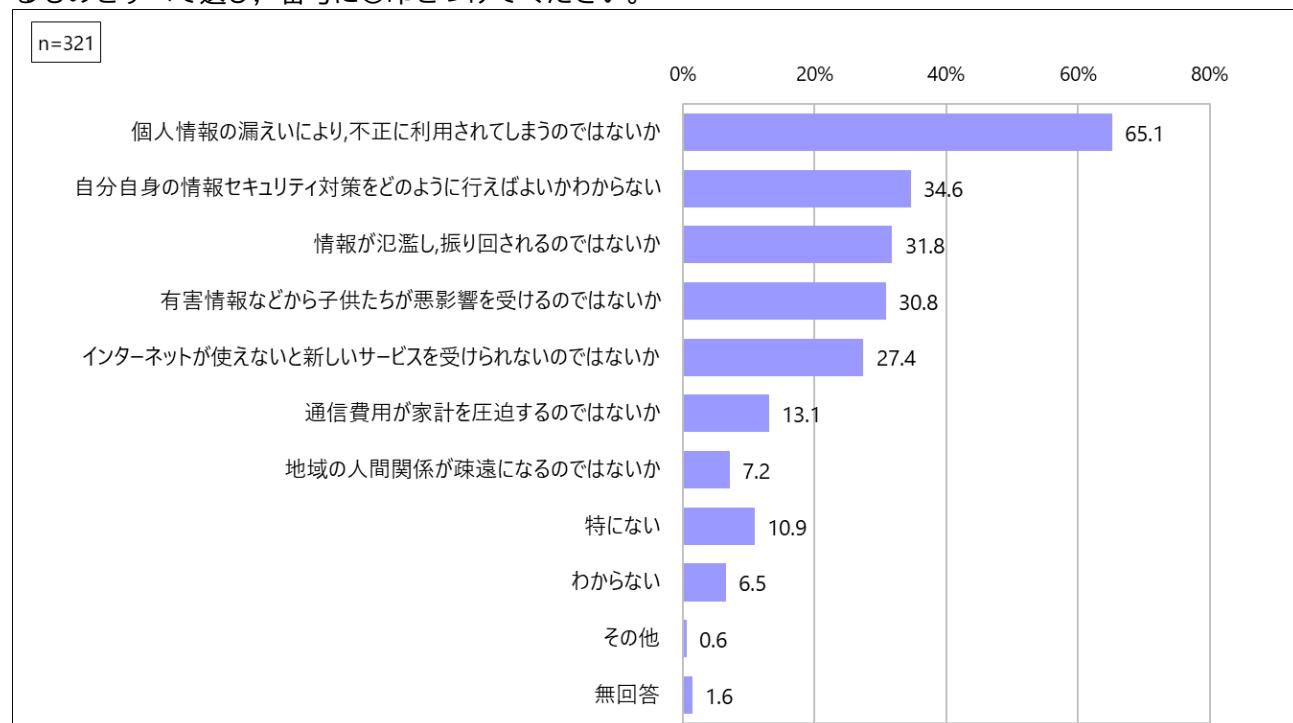
問11 【すべての方におうかがいします】

市が保有しているデータで、公開した方が良いと思われるデータ（オープンデータ）をお答えください。公開した方が良いと思われるデータをすべて選び、番号に○印をつけてください。



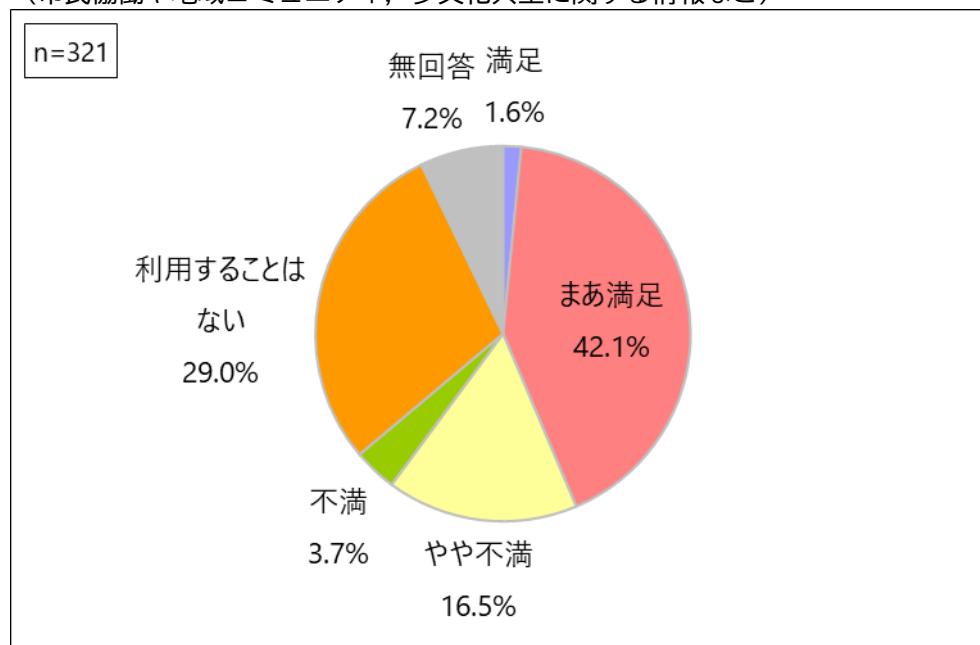
問12 【すべての方におうかがいします】

あなたは、インターネットなどが普及していることに、不安を感じていることはありますか。あてはまるものをすべて選び、番号に○印をつけてください。

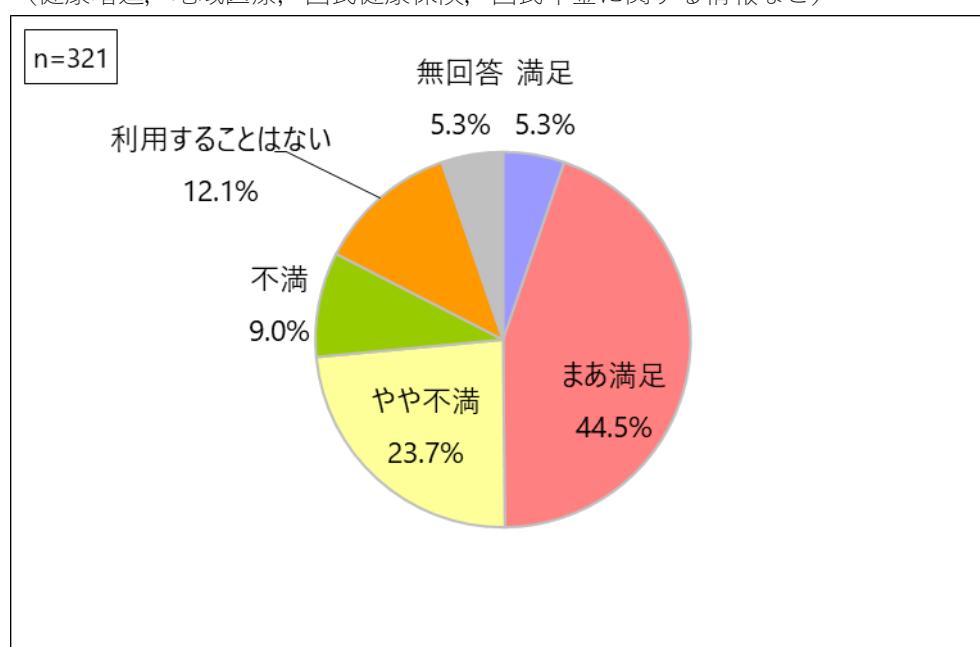


問13 市が提供する情報・サービスのうち、必要なときに適切な情報を得られていますか。現在の満足度についてお答えください。

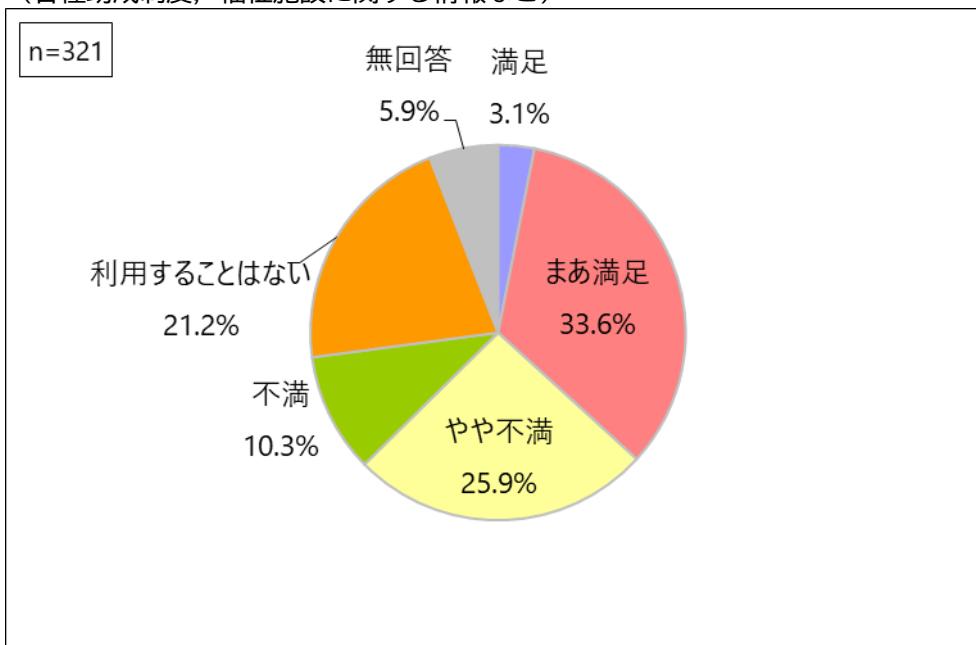
1 市民参画に関する情報・サービス
(市民協働や地域コミュニティ、多文化共生に関する情報など)



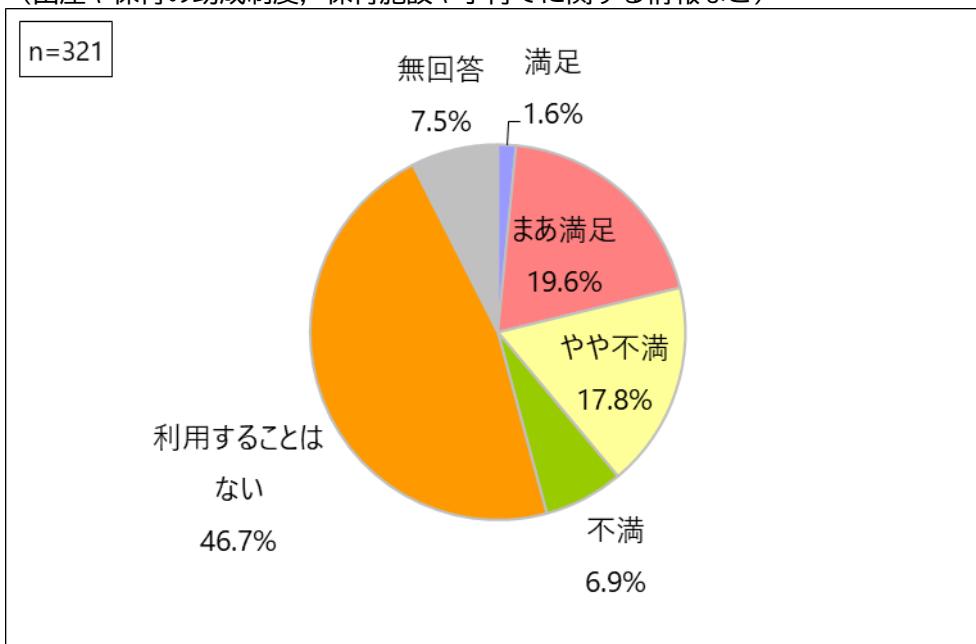
2 保健・医療・社会保障に関する情報・サービス
(健康増進、地域医療、国民健康保険、国民年金に関する情報など)



3 福祉に関する情報・サービス
(各種助成制度、福祉施設に関する情報など)

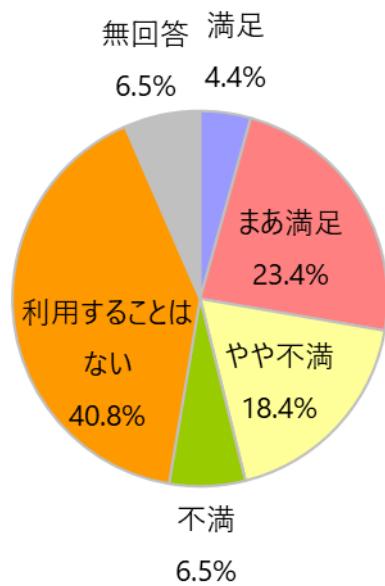


4 出産・子育てに関する情報・サービス
(出産や保育の助成制度、保育施設や子育てに関する情報など)



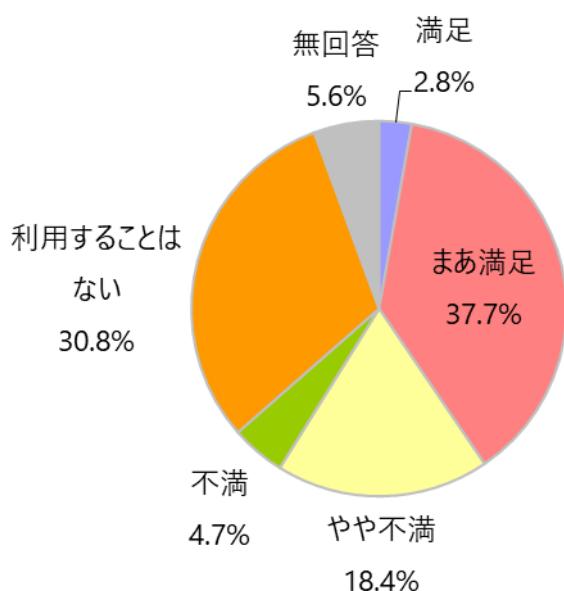
5 学校教育に関する情報・サービス
(学校教育, 学校給食, 通学時の安全確認に関する情報など)

n=321



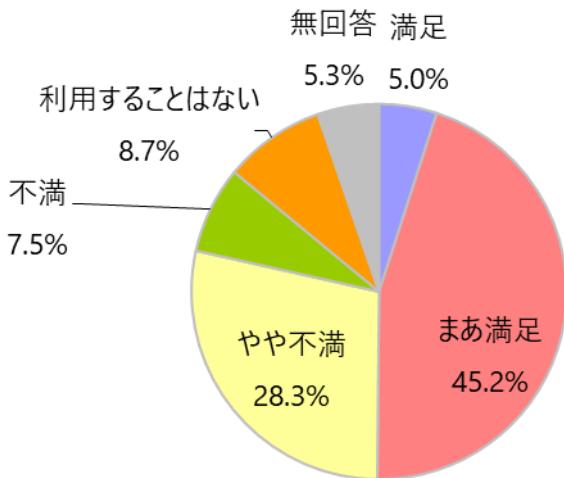
6 生涯学習に関する情報・サービス
(各種講座, スポーツイベント, 文化財に関する情報など)

n=321



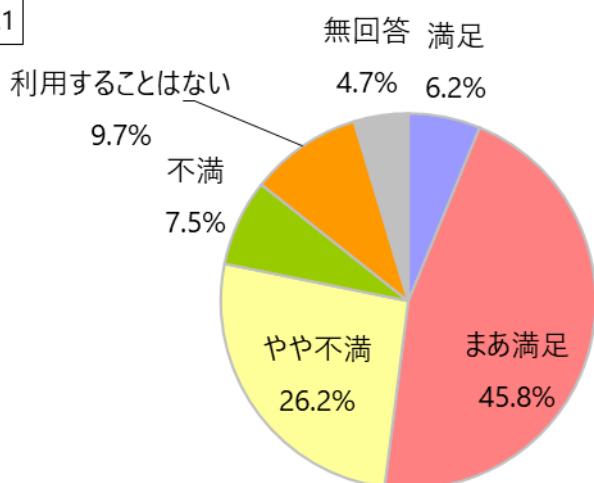
7 防災・防犯に関する情報・サービス
(災害・気象に関する情報、不審者情報など)

n=321



8 環境に関する情報・サービス
(ごみの回収案内、リサイクル、カーボンニュートラルに関する情報など)

n=321



9 交通に関する情報・サービス
(通行止めや渋滞状況、交通安全に関する情報など)

n=321

無回答 満足

5.9% 3.4%

利用することはない

19.3%

まあ満足

32.7%

不満

9.7%

やや不満

29.0%

10 都市基盤に関する情報・サービス
(都市計画や土地利用、空き家、上下水道に関する情報など)

n=321

無回答 満足

5.3% 1.6%

利用することは
ない

28.7%

まあ満足

21.8%

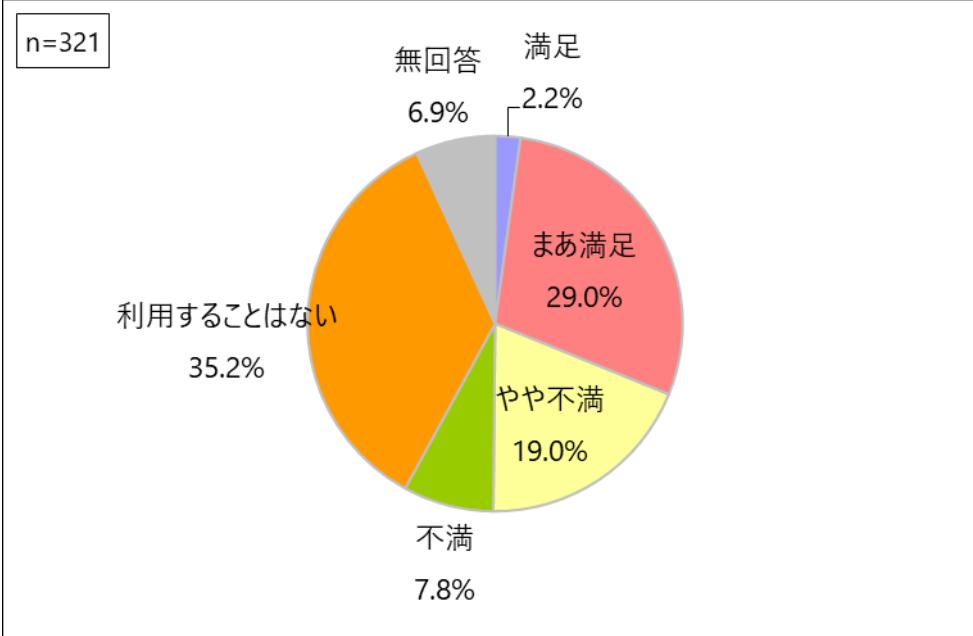
やや不満

27.7%

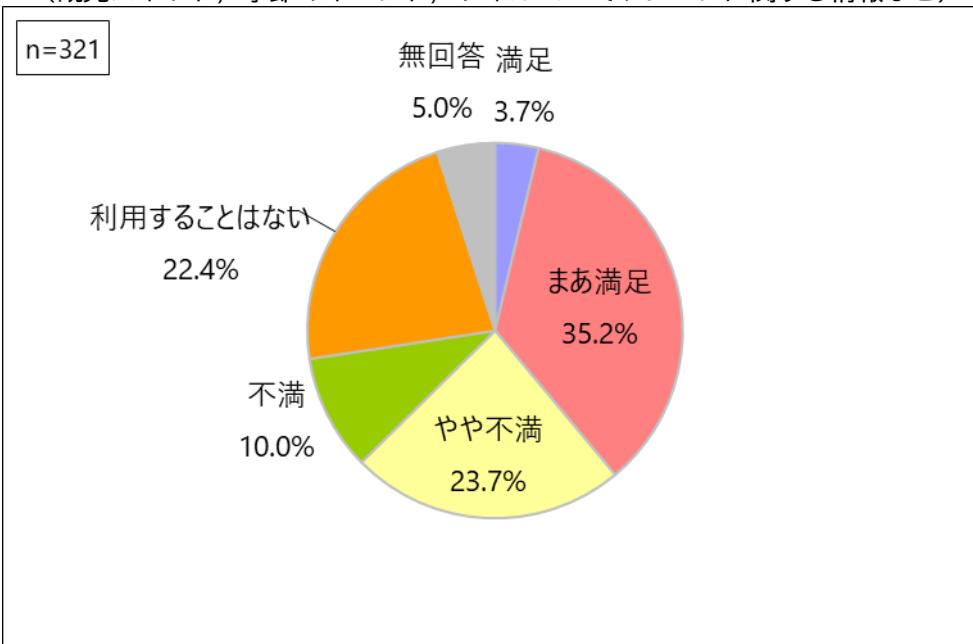
不満

15.0%

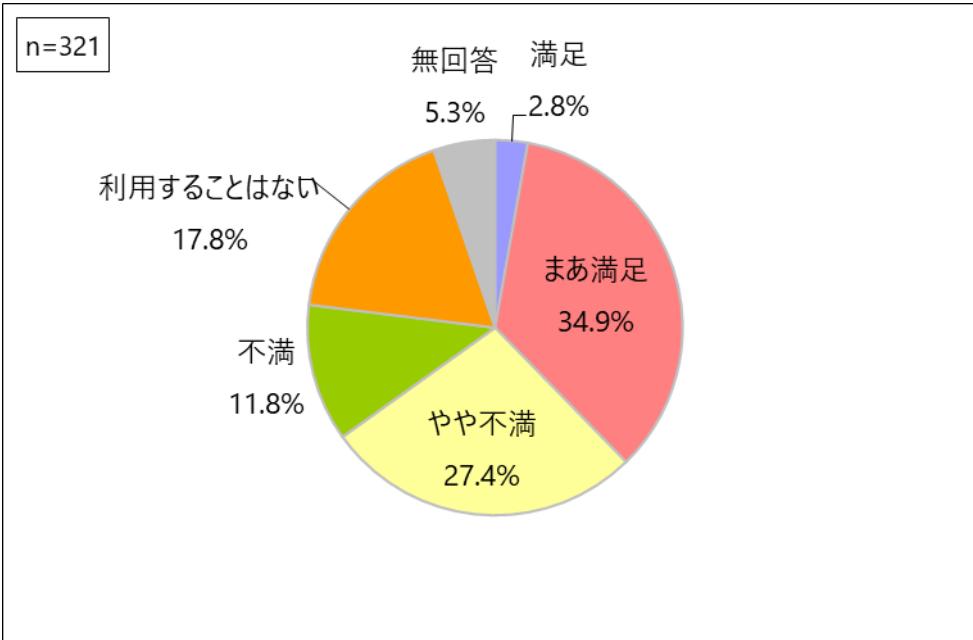
1 1 産業振興に関する情報・サービス
(アグリサイエンスバーー, 農業, 商業, 工業に関する情報など)



1 2 観光に関する情報・サービス
(観光スポット, 季節のイベント, フィルムコミッショナに関する情報など)



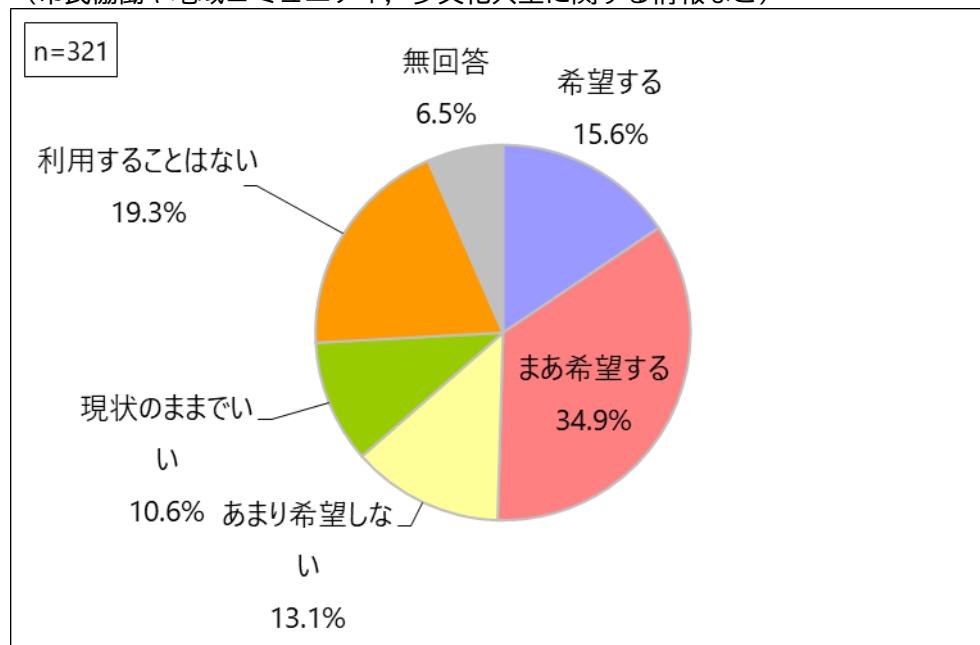
13 行政運営に関する情報・サービス
(各種行政手続や届出、税、財政運営に関する情報など)



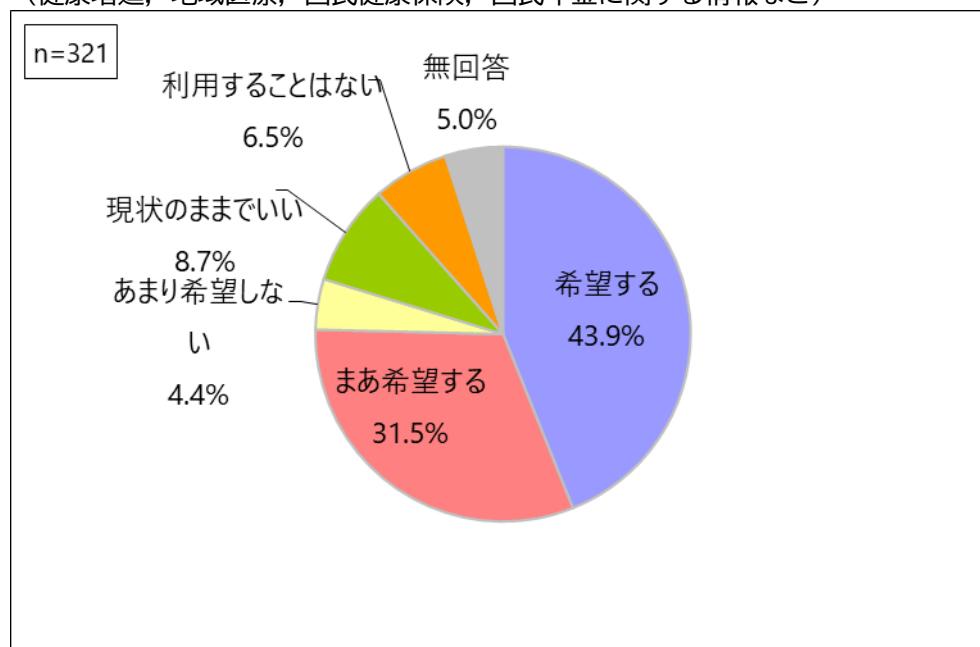
問14 【すべての方におうかがいします】

市が提供する情報・サービスのうち、あなたが興味・関心のあるもの、または今後充実してほしいものをお答えください。

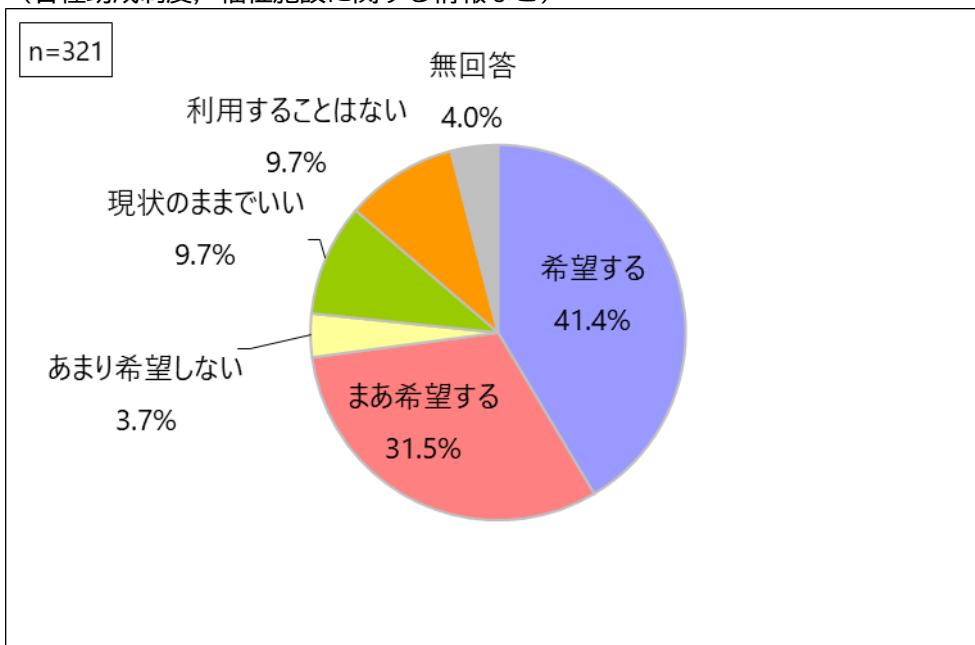
1 市民参画に関する情報・サービス
(市民協働や地域コミュニティ、多文化共生に関する情報など)



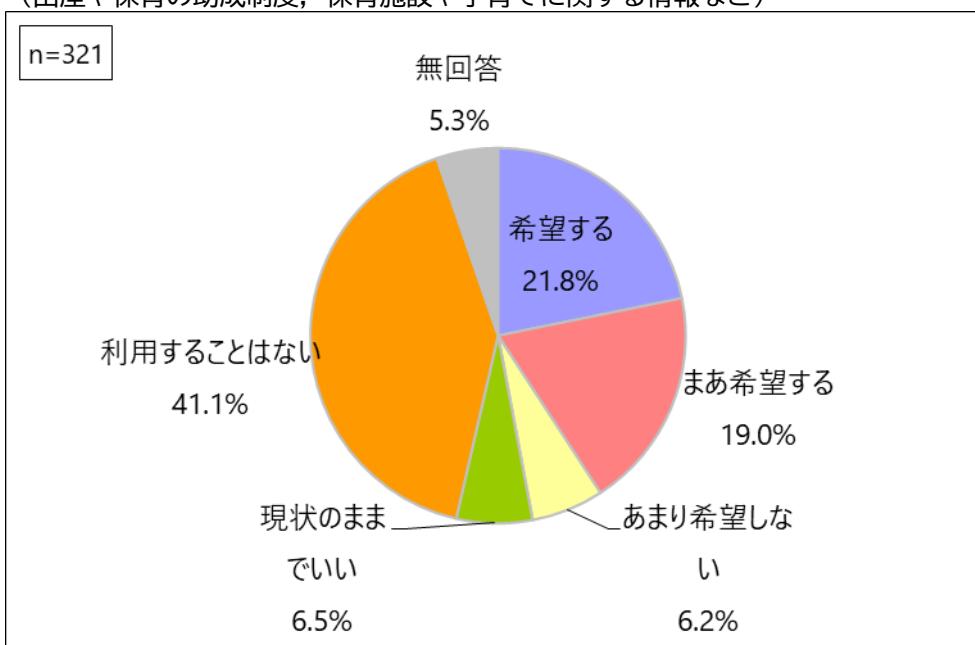
2 保健・医療・社会保障に関する情報・サービス
(健康増進、地域医療、国民健康保険、国民年金に関する情報など)



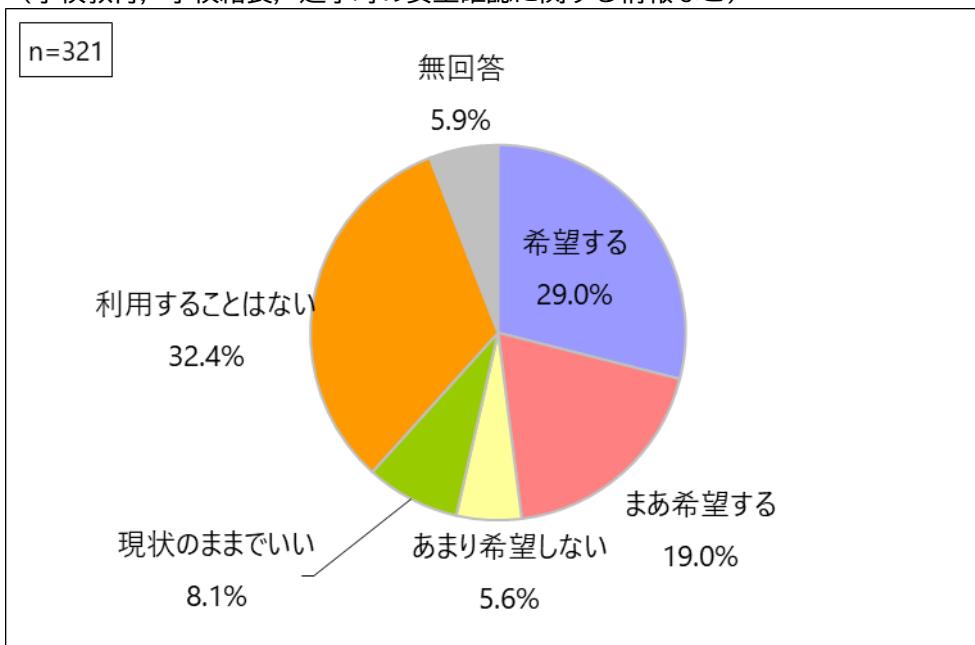
3 福祉に関する情報・サービス
(各種助成制度、福祉施設に関する情報など)



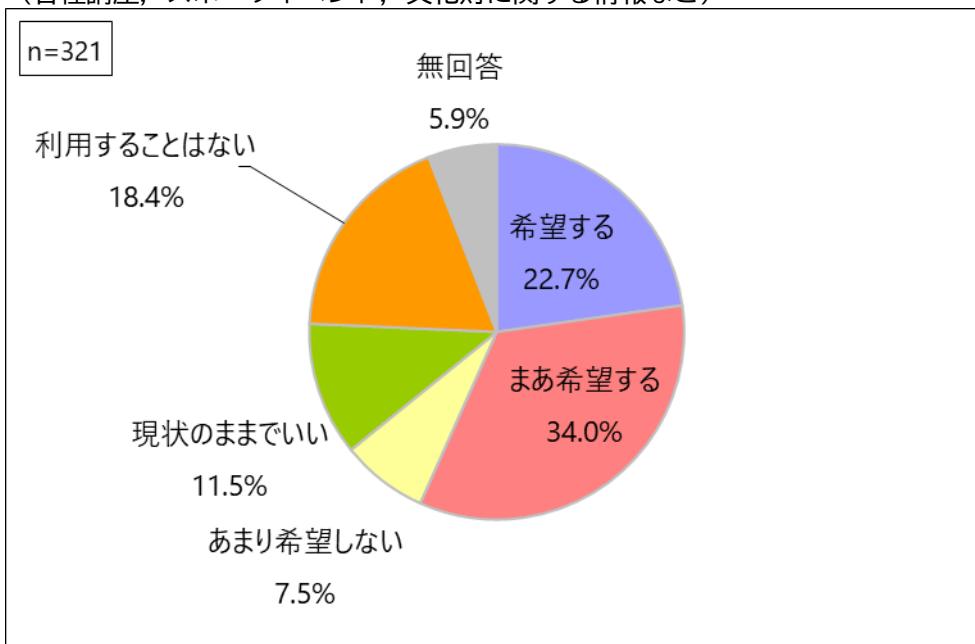
4 出産・子育てに関する情報・サービス
(出産や保育の助成制度、保育施設や子育てに関する情報など)



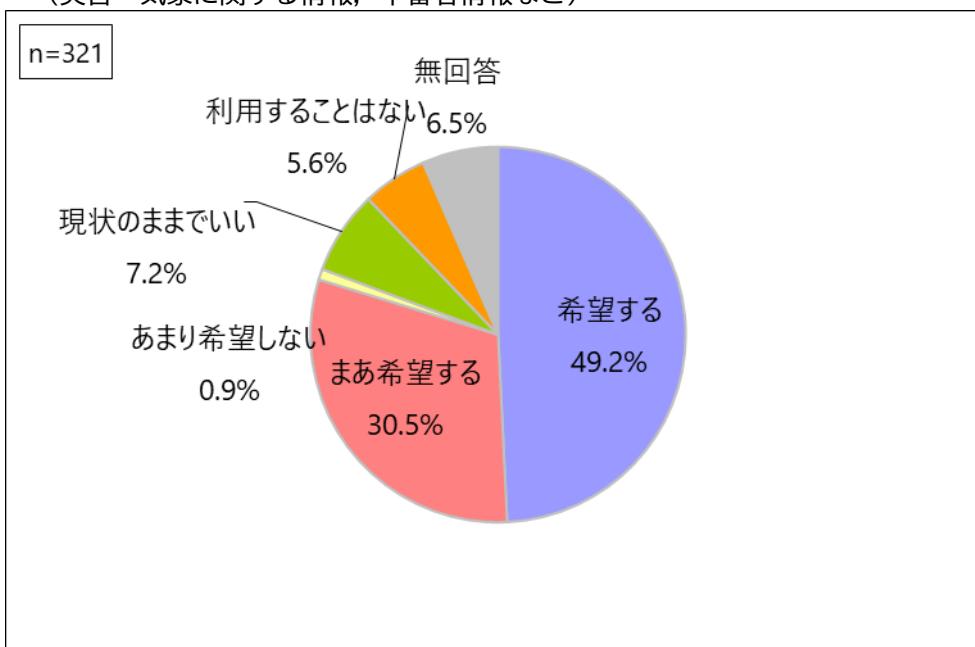
5 学校教育に関する情報・サービス
(学校教育, 学校給食, 通学時の安全確認に関する情報など)



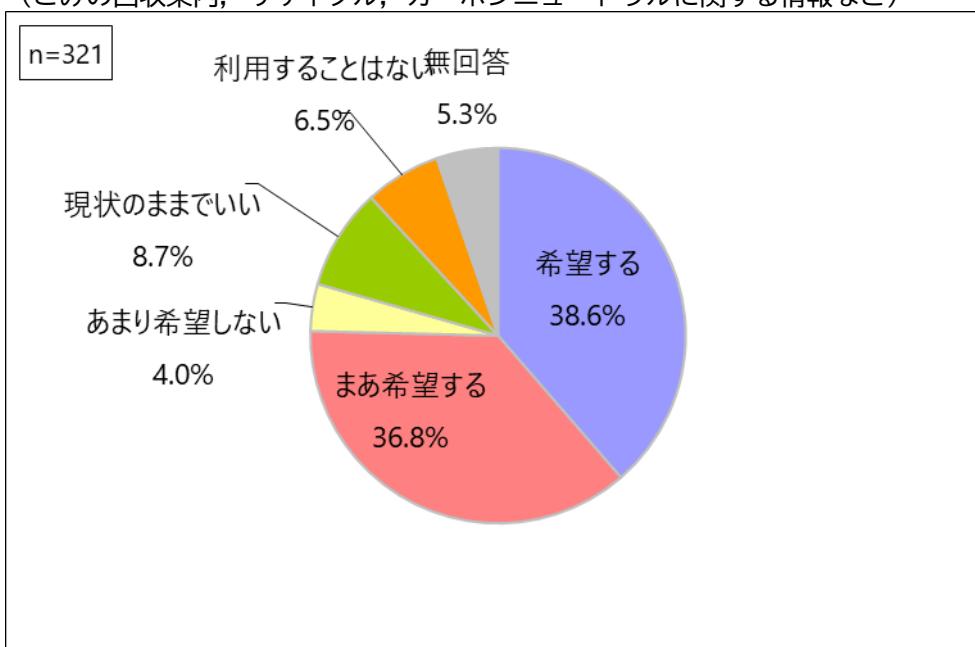
6 生涯学習に関する情報・サービス
(各種講座, スポーツイベント, 文化財に関する情報など)



7 防災・防犯に関する情報・サービス
(災害・気象に関する情報、不審者情報など)

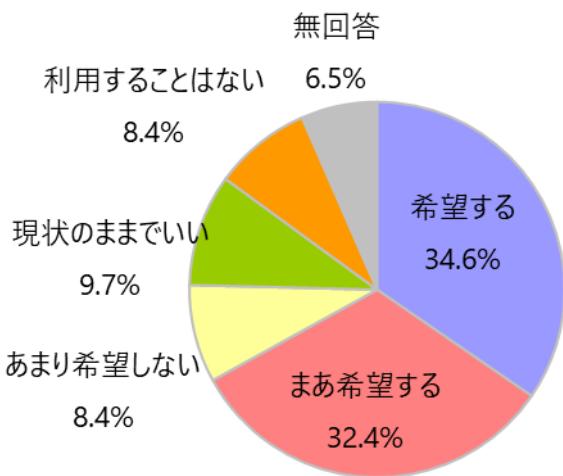


8 環境に関する情報・サービス
(ごみの回収案内、リサイクル、カーボンニュートラルに関する情報など)



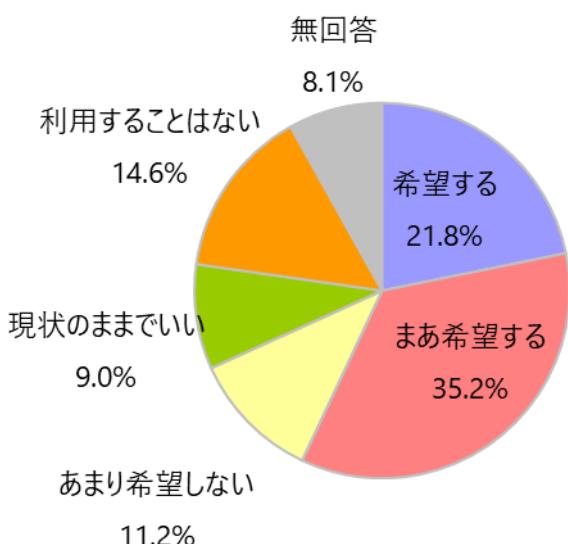
9 交通に関する情報・サービス
(通行止めや渋滞状況、交通安全に関する情報など)

n=321

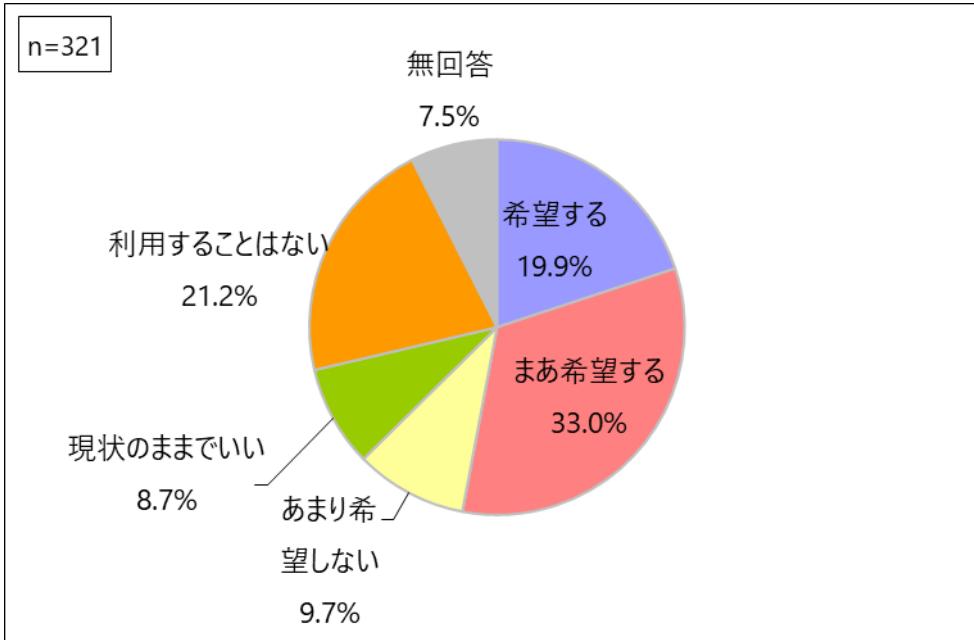


10 都市基盤に関する情報・サービス
(都市計画や土地利用、空き家、上下水道に関する情報など)

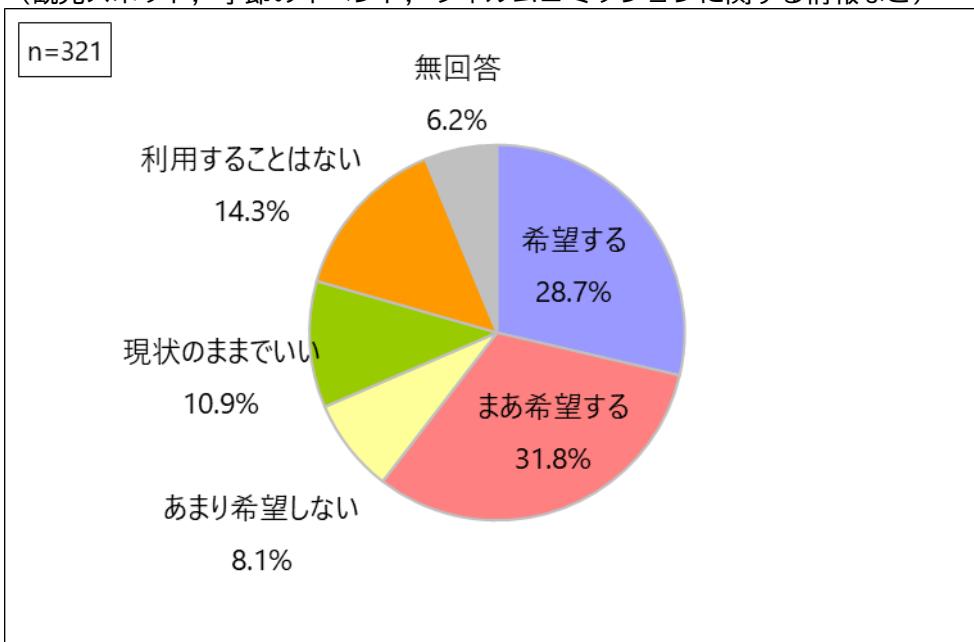
n=321



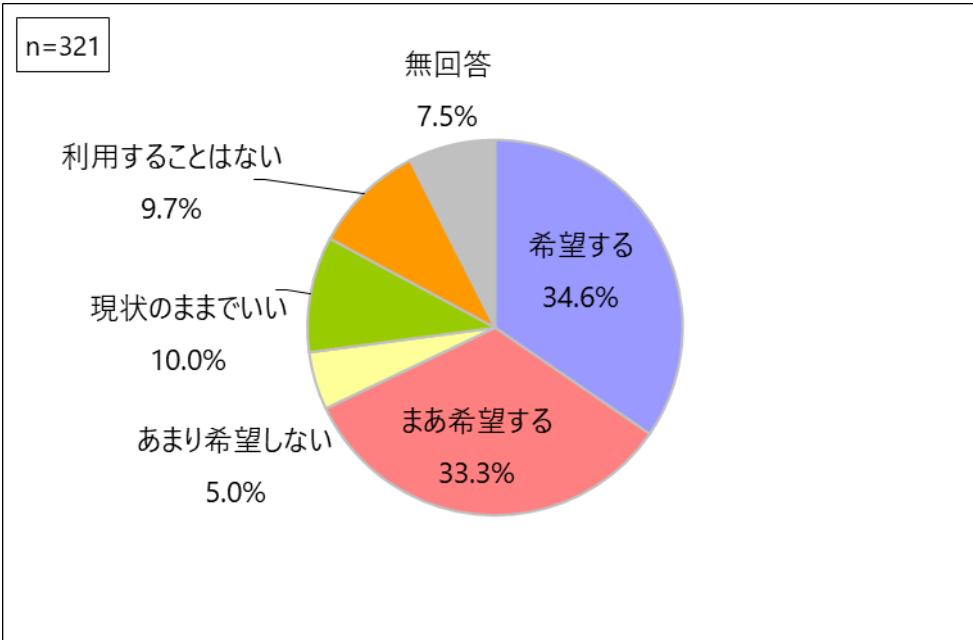
1 1 産業振興に関する情報・サービス
(アグリサイエンスバーー, 農業, 商業, 工業に関する情報など)



1 2 観光に関する情報・サービス
(観光スポット, 季節のイベント, フィルムコミッショナに関する情報など)



1 3 行政運営に関する情報・サービス
(各種行政手続や届出、税、財政運営に関する情報など)



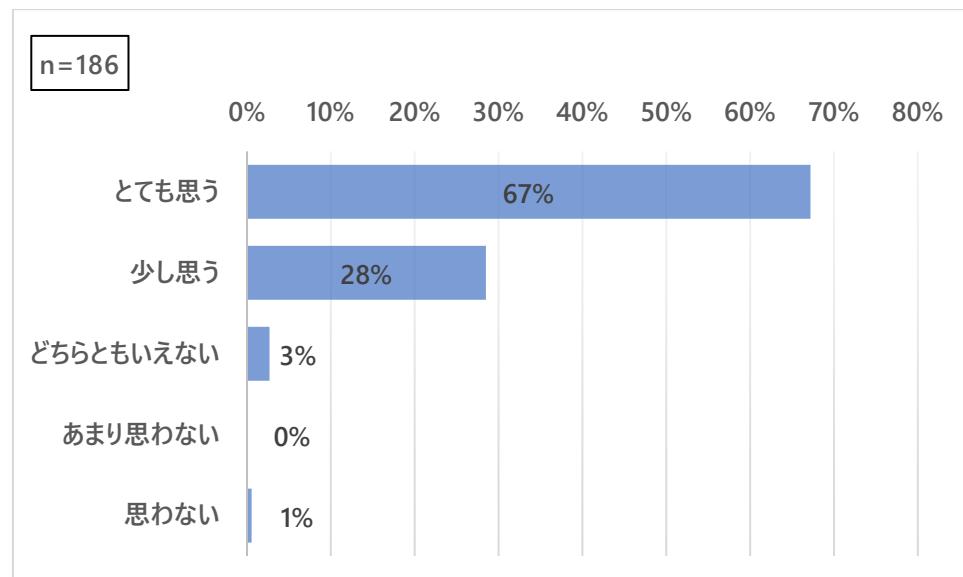
「デジタル利活用についての小・中学校教職員対象アンケート」 調査集計

- 対象 常総市立小学校・中学校教員
- アンケート調査日 令和5年12月20日～令和6年1月10日
- 回答数 186通

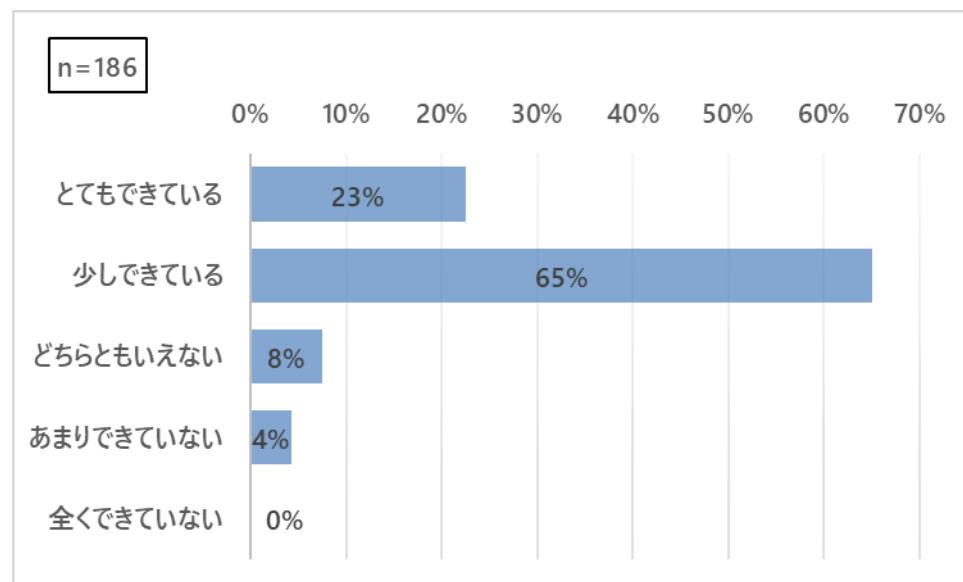
令和6年1月

常総市デジタル推進課

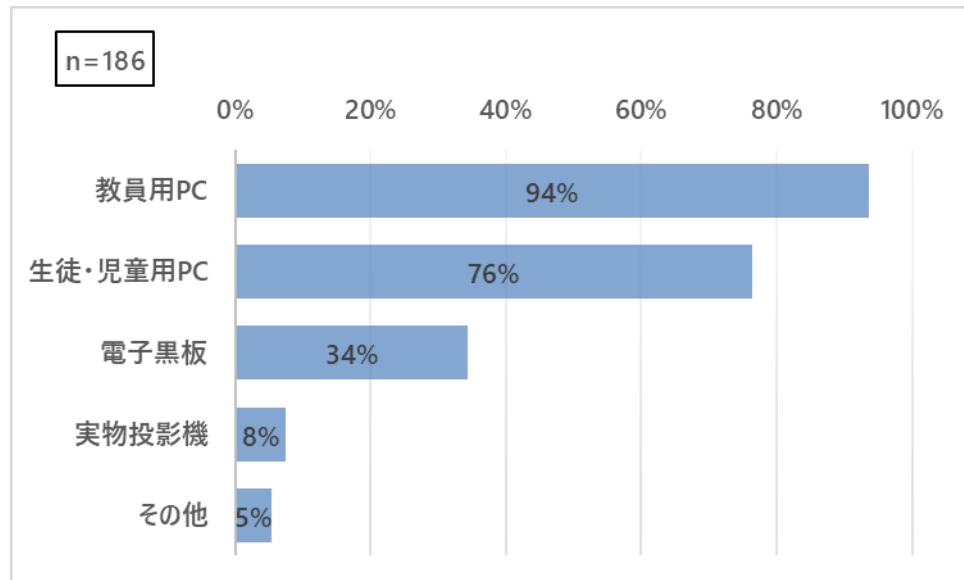
問1 生徒、児童にとって、電子黒板やタブレット端末等を活用した授業はわかりやすく効果的であると思いますか。



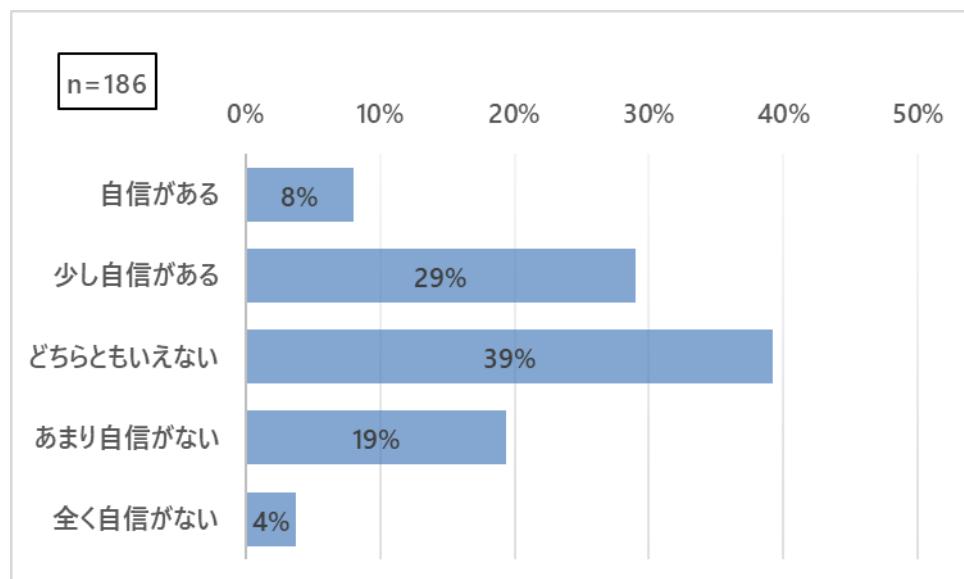
問2 デジタル技術を教育にどの程度活用できていると思いますか。



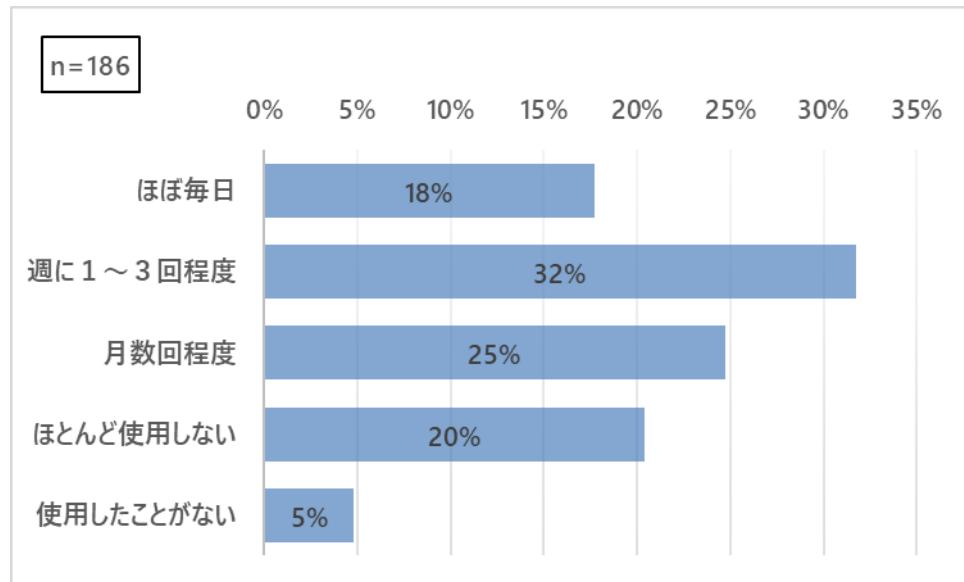
問3 授業でよく活用しているデジタル機器について教えてください。(複数回答可)



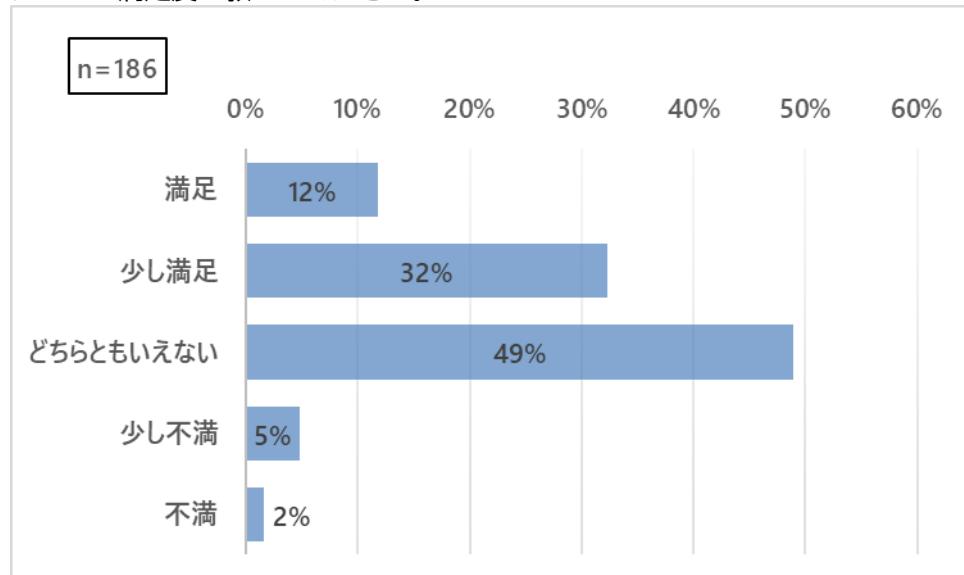
問4 デジタル技術を活用するスキルに自信がありますか。



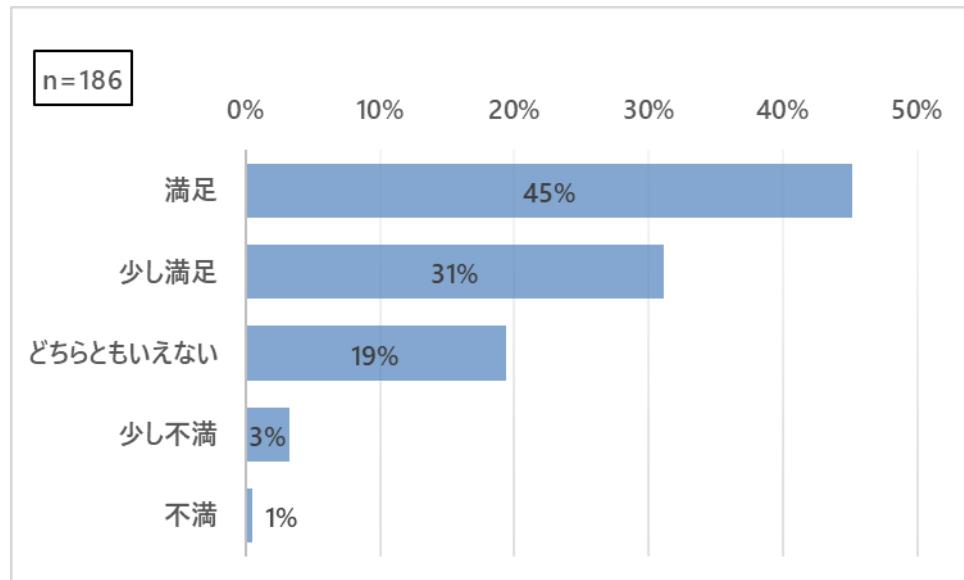
問5 授業支援システム(ロイロ等)の使用頻度を教えてください。



問6 現在県、市、校内等で行われているデジタル技術の活用に関する研修会、模擬授業、公開授業等について満足度を教えてください。



問7 保護者との連絡で活用している「まちコミメール」等について満足していますか。



問8 セキュリティについて教育情報セキュリティポリシーや実施手順等のルールを順守できていますか。

